

平成 19 年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

「ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査」

報告書

平成 20 年(2008 年)3 月

社団法人全国木材組合連合会
違法伐採総合対策推進協議会

はじめに

本報告書は、平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業において、わが国への主要木材輸出国における合法性・持続可能性証明木材の供給事例を調査し、わが国の合法木材供給体制の整備に資することを目的として行われた調査の報告書であり、ロシア・シベリア地区を対象としている。

調査は、国際環境 NGO FoE Japan(所在地:東京都豊島区池袋)が実施し、関連資料・文献の調査および現地関係者からの聞き取りを行った。また、現地調査の際には、我が国のガイドラインに関する現地セミナーを開催し、わが国の合法性証明木材調達についての説明を行うとともに参加者との討議を行い、これらから得られた情報を再度整理・分析した。

本報告書が、わが国の当該地域との木材貿易における合法性・持続可能性証明木材の調達について検討する際の参考資料になれば幸甚である。そして、わが国の違法伐採対策の推進に寄与し、さらには木材輸出国における合法木材の生産・供給体制の整備の一助となればこれに勝る喜びはない。

最後に、本報告書の作成にあたってご協力いただいた各方面の皆様にあらためて感謝申し上げる次第である。

2008 年 3 月

社団法人全国木材組合連合会
会長 庄司 橙太郎

目次

報告書作成にあたって	ii
調査概要（サマリー）	iii
第1章： 東シベリア地域イルクーツク州の林業	3
1-1 森林と木材資源	3
1-2 木材資源の管理と利用	6
1-3 木材生産・加工業	14
1-4 木材流通	21
1-5 輸入側の近況	25
第2章： 東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題	27
2-1 シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題（F S Fからの報告）	27
2-2 違法伐採問題と汚職（イルクーツク独立社会調査・教育センターからの報告）	34
2-3 違法伐採問題と先住民族（バイカル環境ウェーブからの報告）	53
第3章： 違法伐採対策と森林認証関連の取組み	63
3-1 政府関係機関による取り組み	63
3-2 業界団体による取組み	71
3-3 個別業者による取組み イリムシプレス社	77
3-4 NGO消費者による取り組み、FSC関連の動き	78
第4章： 新森林法と森林管理機関（連邦および地方（州）レベル）の構造変化	79
4-1 新森林法典と森林管理体制（連邦と地方）の構造変化	79
4-2 新森林法と新法令（連邦レベル）	83
4-3 新森林法と地方（州）レベルの林業（森林経営）におけるその影響及び変化	85
まとめ～課題と対策～	87
参考文献	90

添付資料1. イルクーツクの関係機関概略図

報告書作成にあたって

本報告書は、平成 19 年度違法伐採総合対策推進協議会、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業の枠組みで、2007 年 7 月から 2007 年 3 月までの期間において国際環境 NGO FoE Japan (所在地: 東京都豊島区池袋、以下 FoEJ) が主体となり、Friends of Siberian Forest (所在地: ロシア東シベリア、クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市、以下 FSF) をロシア側カウンターパートとして、シベリア地区の木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握、および我が国のガイドラインについての認識を広めるとともに、業界による合法性証明のための仕組み作りの現状把握する目的で実施された調査を基に作成された。

調査方法としては、1) 文献、報道資料の収集と整理、2) 現地調査における関係各者へのヒアリングと情報収集、3) ロシアの NGO・研究者も参加する本調査チームによる問題分析、4) 我が国のガイドラインに関する現地セミナー開催、を行い、これらから得られた情報を再度整理・分析することで、我が国の合法性証明木材調達に寄与し得る現地情報の提示に努めた。

本報告書は、第 1 章から第 4 章へまとめを加えた構成となっている。第 1 章では、東シベリア地域イルクーツク州の林業に関する基礎的な情報を解説。第 2 章では、当該地域の違法伐採問題に関する現地 NGO および研究機関による詳細な調査・分析。第 3 章では、現在同州で行われている違法伐採対策と森林認証関連の取組みを分析。第 4 章では、2007 年 1 月から改正された森林法典に関係した現状を連邦レベルおよび州レベルで調査。まとめでは、第 1~4 章までの調査・分析結果を受け、今後の合法性証明木材調達に際した課題と対策の抽出に努めた。

上記各章は、第 1 章を FoEJ (佐々木勝教、安井しづか) が執筆したものへ FSF、イルクーツク独立社会調査・教育センターによる報告により詳細な情報が加えられた。第 2 章は、FSF(2-1)、イルクーツク独立社会調査・教育センター(2-2)、バイカル環境ウェーブ(2-3)それぞれの調査報告を基に構成。第 3 章は、FSF および FoEJ による現地調査報告を基に構成。第 4 章は、FSF の調査報告へ FoEJ が加筆。第 5 章は、FoEJ により執筆された後、全体の編集・校正を FoEJ (佐々木勝教、安井しづか) が行った。

現地調査の実施にあたり、多大なる協力を下さった東シベリア伐採業者・輸出者協会のワシリー・バカエフ氏、イルクーツク州政府の取組みに関して情報提供をしていただいたイルクーツク州副知事ヴィクトル・ドルゴフ氏にはこの場を借りて感謝の意を表したい。

調査概要（サマリー）

（1）調査内容

本調査は、我が国が輸入するアカマツ製品（原板および小割製材）、アカマツ、カラマツ丸太のロシアにおける主たる生産地である東シベリア地域イルクーツク州において、同地特有の違法伐採問題とこれを解消するための州政府および民間の取組みの現状を把握する目的で実施され、同時に我が国のガイドラインへの認識普及をもねらったものである。

具体的には、①イルクーツクの森林と資源の概況、森林管理体制の現状を調査、②同州特有の違法伐採問題の把握とその発生要因の分析、③州政府、業界団体、民間組織による違法伐採対策を調査、④改正された森林法典の実施・適用状況の調査を行い、⑤合法木材取引確立の観点から、現存する各々の取組みを分析した。

本調査は、文献、報道資料の収集と整理、関係各者へのヒアリング、ロシアのNGO・研究者参加の下での問題分析、我が国のガイドラインに関する現地セミナー開催、という方法により実施された。

（2）調査結果概要

ア. 「東シベリア地域イルクーツク州の林業」の概要は以下の通り。

- ① イルクーツク州は、州総面積 7748 万 ha、森林面積 7130 万 ha、森林被覆面積 6290 万 ha。森林は基本的に全てが国有林で、利用に際した管理、保全、保護、再生は、2007 年より州政府が行う。
- ② 州政府は、2007 年に連邦より委譲された権限を実現する第一段階として、林産業・水産資源局を創設し、イルクーツク州森林局をこの下に創設した。森林局には州政府配属の国家機関として 52 の営林署、イルクーツク航空森林保全基地、イルクーツク森林（農業林）管理局とその 16 の支部が配属。
- ③ 現在、同州における木材製品輸出は、丸太が中心であるが、段階的に引き上げされる丸太輸出関税と州内での高度木材加工の推進の流れを受け、今後は製材や合板分野の発展が見込まれている。

イ. 「東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題」の概要は以下の通り。

- ① ロシアにおける違法伐採には、伐採許可証を持たない個別の違法伐採団によるものもあるが、スケールとしては伐採証明書に記載された容量を超過して伐採を行い、伐採区の境界を越えて保護されている樹種の伐採をも行っている公的には伐採業者として登記されている企業によるものが大きい。
- ② 違法伐採を以下のように、「黒い」犯罪的伐採から「白い」合法的伐採までのスペクトル形式を用いて検討した。

- ・完全に「黒い」犯罪的伐採（法的意味において違法な違法伐採）。すなわち、そもそも伐採許可を取得していない伐採、該当地区における伐採許可を得ていない伐採。
 - ・「黒に近い灰色の」伐採。真の意味での犯罪的伐採ではないが、重大な法律違反があるもの。例えば、営林署が管轄外の区画の割当てを行なった場合、伐採用地の規模を著しく不当に小さく報告する場合、伐採用地内で大規模な越境伐採が行なわれた場合、権利譲渡を根拠に伐採が行なわれた場合（伐採許可証の発行を受けた者ではない人物による伐採）、健康な森林が衛生伐の指定を受けた場合等。
 - ・「灰色の」伐採。伐採用地内で大規模な過伐が行なわれた場合、小規模な越境伐採があつた場合、（択伐時の）伐採対象木選択規定違反・木材搬出規定違反・伐倒規定違反があつた場合等。
 - ・「白に近い灰色の」伐採。伐採用地内に樹幹上部・基部が放置された場合、伐採用地の清掃・森林再生準備作業が行なわれない場合、運搬具乗り入れ用路の敷設時に作業規定違反があつた場合、作業時に労働法・税法違反があつた場合等。
 - ・「白い」伐採。いかなる違反も犯さなかつた伐採。
- 今回の調査では、以下のことが判明した。
- ・伐採段階において完全に「黒い」伐採は、遂行可能な違法行為の一形態にすぎない。

・木材部門における現状は、完全に「白い」伐採は実際には不可能である。

③ 違法伐採発生の主たる原因は以下のように定義できる：

- ・ 森林関連法の不備、および違法伐採対策に関するしかるべき国家政策の欠如
- ・ 森林地帯の伐採村における住民の生活レベルの低さと失業率の高さ
- ・ 木材への常に高い需要
- ・ 違法伐採の摘発と罰則に関する警察の仕事が非効率的であること
- ・ 林業に携わる労働者の賃金、資金、技術基盤のレベルが低いこと
- ・ 汚職のレベルが高いこと
- ・ 輸出先各国において協調した取組みがないこと。

ウ. 「違法伐採対策と森林認証関連の取組み」の概要は以下の通り。

- ① 州政府が支援するイノベーションセンターが中心となり、WWF ロシアや東シベリア林産業者・輸出者連合と合同で FSC 森林認証を推進。2007 年 11 月には認証審査機関 SGS 社独自の合法証明システムである VLTP を推奨するコンサルティング業務が同センターにより開始された。
- ② 州政府は、木材発送ポイントにおける木材流通規制の取組みである「木材ターミナル」から、価格の安定と市場への違法木材流入を規制する「木材製品取引所」の支援へ移行、取引所自体の国有化も検討中。
- ③ 2008 年 1 月現在、同州の FSC 認証取得状況は、森林管理(FM)認証が 6 社、流通加工部門(CoC)認証が 5 社。内 6 社は、前年後半の認証取得であり、業界での認証取得への関心が加速している。

エ. 「新森林法と森林管理機関の構造変化」の概要は以下の通り。

- ① ロシア連邦新森林法における地方分権の主要原則は、森林利用とその保全、保護業務における全ての基本的権限と権利をロシア連邦構成主体(地方・州政府)に委譲するというものである。
- ② 地方・州政府は、森林管理機関と国家森林保安機関の設置と業務遂行、連邦レベルの規定に従った経営業務の立案と森林の利用提供、森林火災対策、生活目的の森林利用の提供といった業務に責任を負う。
- ③ 地区レベルにおいて森林に対する責任を負うのは、山林区となる。これまでの旧山林区とは異なり、何らかの経営業務に独自に携わる権利を失い、管理機関としてのみ機能することになる。

オ. 「まとめ～課題と対策～」の概要は以下の通り。

- ① 連邦森林局による衛星モニタリングは、現状では大規模な盗伐、過伐の摘発しかできていない。
- ② 税関のコンピューター検査システムは、税関申告の簡易化とデータベース管理が主で、輸出業者の利用も限定的だが、州政府が行う取組みとの整合性を図ることで、同州の流通管理を強化する可能性がある。
- ③ 州政府の推進する木材取引所の取組みは、木材取引市場の整備と透明な取引価格設定という点では効果的であるが、伐採証明書確認以外の遡及性確認の方法を持たない。今後、中小業者が直接取引所に参加するための措置が取られ、当初想定されていたバーコードタグによる伐採地からの遡及性が確保されれば、有効な合法木材調達システムとなり得る。
- ④ 第三者認証の推進(FSC、VLTP)の動きは、流通を規制する取組みが発展しつつある同州において、これを補う意味でも、業者の森林管理の質を段階的に向上させ、第三者監査機関が入り込むことで、合法木材調達へ向けた公正な視点をも確保できるという意義を持つ。
- ⑤ 既存の取組みの効果をそれぞれ縫合することで木材生産・流通における合法性を担保する制度ができる可能性がある。連邦レベルでの違法伐採対策が、州特有の問題を解決するに及ばない現状において、州に特化した森林管理基準を策定することが急務であり、それには、州政府や大規模な林産業者が中心となるだけでは不十分であり、小規模業者や NGO、木材調達国側をも含めた検討会の機会が必要である。

第1章：東シベリア地域イルクーツク州の林業

1-1 森林と木材資源

ロシア連邦は、地球上の森林資源量全体の5分の1を有し、世界第一位である。その半量以上を針葉樹が占め、人為による破壊をほとんど受けていない森林の26%が集中している¹。総森林蓄積量は、820億m³であり、これは世界の木材蓄積量の21%にあたる。

イルクーツク州の概要

イルクーツク州は、ロシア連邦中央、東シベリア管区の南東部に位置する州(oblasc)である。州総面積は、7748万ha、森林面積は、7130万haであり、森林被覆面積は、6290万haに上る²。

イルクーツク州にある森林は、住民の居住地にあるものを除けば基本的にはすべてが国有林である。面積6820万haにおよぶ森林フォンド³用地の利用に際した管理、保全、保護、再生は、2007年よりイルクーツク州政府により担われており、160万haにおよぶ特定自然保護テリトリー(自然保護区2箇所と国立公園1箇所)のそれは、連邦機関である自然利用監督局により担われている。防衛省は44万4000haの森林地帯を管理し、5万1500haの森林が都市林として指定されている。

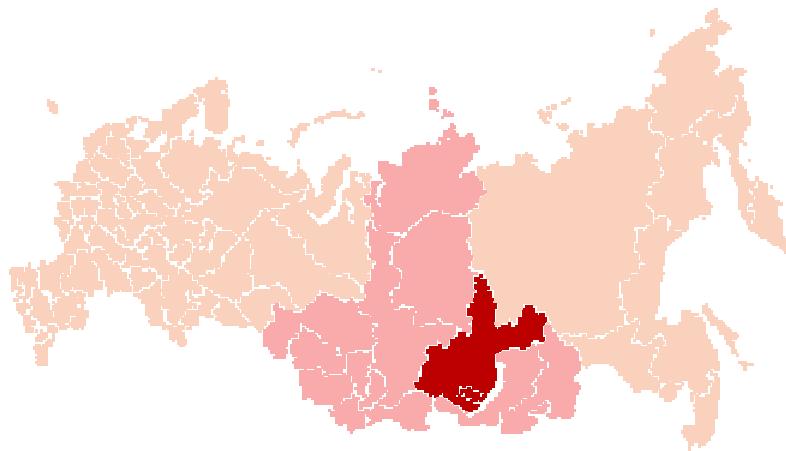


図 1-1-1 東シベリア地域とイルクーツク州⁴

¹ Friends of Siberian Forest (2007)

² 出所:2006-2015年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

³ 非林地をも含む森林地帯を規定するロシア独特のカテゴリー。森林フォンドは、林地、非林地に分類され、この林地は森林被覆地と非森林被覆地に分類される。森林フォンドは、天然資源省下の組織である森林局と自然利用監督局により管理され、後者は自然保護区など商業林以外を管轄している。非森林フォンドと呼ばれる土地にも林地は存在するが、それらは都市林や防衛林など天然資源省の管轄外となっている。

⁴ ロシア科学アカデミー極東地質学研究所

イルクーツク州の植生と主要樹種



図 1-1-2 イルクーツク州の森林⁵

イルクーツク州の主な木材樹種は、以下(表 1-1-1)のようにあまり多様ではない。商業伐採の対象となるのは針葉樹がメインであり、広葉樹種の利用はそれほど進んではいない。

州の樹種区分(表 1-1-)は、大まかにみれば、針葉樹(76%)、軟質広葉樹(17%)、低木(7%)⁶となっており、上記針葉樹のうち、アカマツとカラマツが3分の1ずつ占めている。

総森林蓄積量は、86 億m³に上り、ロシア国内の他の地方・州の中で最大である。このうち、成熟あるいは過熟木が 50 億m³を占める。そのうち、44 億m³が針葉樹である。

⁵ 出所: Baikal Environment Wave

⁶ 出所: 2006-2015 年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

表 1-1-1 イルクーツク州の木材樹種⁷

名称	学芸名	英語名
針葉樹		Softwood, coniferous wood
アカマツ	<i>Pinus</i>	Pine
シベリアマツ	<i>Pinus sibirica</i>	Siberian stone pine
エゾマツ	<i>Picea obovata</i>	Siberian spruce
シベリアモミ	<i>Abies sibirica</i>	Siberian fir
シベリアカラマツ	<i>Larix sibirica</i>	Siberian larch
広葉樹		Broadleaved tree
シラカバ	<i>Betula</i>	Birch
ヨーロッパヤマナラシ	<i>Populus tremula</i>	Aspen
ポプラ	<i>Populus</i>	Poplar
ハンノキ	<i>Alnus</i>	Alder
ヤナギ	<i>Salix</i>	Willow

⁷ 出所:2006-2015年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

表 1-1-2 イルクーツク州の森林樹種構成⁸

樹種	面積、千 ha		森林蓄積量、百m ³	
	森林全体	うち成熟、過熟林	森林全体	うち成熟、過熟林
針葉樹				
アカマツ	15122,6	6537,4	2558,73	1554,85
エゾマツ	3291,1	1928,9	470,74	337,45
トドマツ	1660,2	942,4	321,58	219,14
カラマツ	18327,3	10451,2	2585,48	1932,83
シベリアマツ	7147,7	1397,3	1690,14	411,57
針葉樹合計	45548,9	21257,2	7626,67	4455,84
軟質広葉樹				
カンバ類	7789,4	2369,7	685,48	373,9
ヨーロッパヤマナラシ	2736,3	1071,7	344,37	259,12
ボプラ類	2,3	2,1	0,47	0,46
ヤナギ属	18,4	1,8	0,84	0,24
軟質広葉樹合計	10546,4	3445,3	1031,16	633,72
総計	56095,3	24702,5	8657,83	5089,56

1-2 木材資源の管理と利用

ロシア全体の木材生産量に占めるイルクーツク州の割合は現在、12%であり、主伐では 14%を占める。毎年、州内では約 2 千 200 万 m³の用材が生産され、このうち 1 千 800 万 m³が主伐によるものである。年間許容伐採量によれば、州内では年間約 5 千万 m³の用材生産が可能だとされている。

年間許容伐採量に対する 2006 年の全体量における利用率は 32%で、針葉樹では 42%、軟質広葉樹では 11%であった。主伐による実質伐採量は、ここ 3 年間同様のレベルを保っている。

このことは現在州内において施業を行っている森林利用者には、より集中的に森林資源を利用するに足る生産能力を持っていないことを示している。投資を呼び込まなければ(州内の森林開発に向けた優先的投資プロジェクトの実現なしには)、または木材搬出用の林道建設なしには、イルクーツク州領地における木

⁸出所:2006-2015 年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

材生産量を増量することは根本的に難しいであろう。

最も集中的に伐採されているのは、アカマツ林(許容伐採量の 56%)であり、その他の針葉樹種がもつ木材資源ポテンシャルは、これよりも遙かに活用されないままにある。また、施業が行える広葉樹の林地における蓄積となる上に、現状の許容伐採量における利用可能割合の増大につながるであろう広葉樹のポテンシャルも活用されていない。しかしながら近年では広葉樹の木材利用に僅かながら成長が認められるが、まだそれほど多くはない。広葉樹木材および等級の低い針葉樹木材は、パルプ工場における加工、炭焼き、地元住民の薪材供給などにおいてより広範に利用するのが望ましい。そうしなければ年毎に森林フォンドの状態やその商品としての木材の構成が質的に劣化する場所が出てくる可能性がある。

2006 年時点でイルクーツク州森林局により管理されている森林において、許容伐採量の枠内で主伐が行われている伐採地と実際に伐採された木材におけるの質的な特性を比較すると、その劣化が明らかである。

許容伐採量における木材商品価値構造と実質木材伐採量の特性を比較すると、針葉樹林の実質木材伐採量に占めた上級の木材割合は、伐採量全体の 22%を、また許容伐採量全体の 17%を占め、潜在的に伐採が可能である森林蓄積内の等級構造においても同様に質的な劣化がみられることを示している。

この問題の解決策としては、軟質広葉樹および低級木材を高度に加工するための生産能力を向上させるか、現在は上級木材が優先して利用される生産形態をこの方向へ転換する、あるいは伐採リース代金において等級を考慮に入れた価格形成を行うことが挙げられるだろう。

森林利用の分野における市場原理の導入—森林用地のリース譲渡および林分の売買

2007 年 10 月 1 日現在、368 箇所の森林用地が木材生産のためにリース譲渡されており、総面積は 1470 万 ha、年間規定伐採量は 2810 万 m³である。このリース面積から得られる州内の年間のリース代金は 11 億 3200 万ルーブル(約 45 億 5440 万円)⁹、あるいは剥皮された木材 1 m³あたり 40 ルーブル(約 168 円)¹⁰である。

リース受領者により生産される実質的な木材量は、1400～1500 万 m³と近年はほぼ同レベルに留まっている。すなわち規定伐採量の約 50～60%を占めていることになる。

ロシア連邦新森林法典の施行および法典の実施に移すにあたっての一連の細則策定との関連で、森林用地のリース譲渡は 2007 年には行われなかった。

2007 年には、競売は一回のみ行われ、木材生産および森林回復施業のための森林用地のリース契約締結に関する権利の売買であった(2007 年 12 月 27 日実施)。13 箇所の森林用地が競売にかけられ、規定木材伐採量は総計で 70 万 m³を少し上回るほどであった。競売の開始額は、3000 万ルーブルで、これは剥皮された木材にすると 1 m³あたり約 43 ルーブルである。

⁹ 1 ドル=23.8 ルーブル、100 円で算出(2008 年 3 月時点)

¹⁰ 同上

上述した伐採リース譲渡以外の市場との関係における森林利用の二つ目のバリエーションは、競売における立木販売である(現在は、林分の売買契約締結権の販売という形をとる)。この販売形態は、1996 年から公共利用の道路網が発達している地域、すなわち利用者が最小限の資金投資により地元住民の労働力を使い木材生産を行うことが可能な地域において実施されている。この販売には原則的に、希望者間で高い競争率をもち、販売商品の売上代金が非常に高額であることが保証されている小規模な伐採区があてられる。競売にかけられた木材 1 m³あたりの平均額は、2006 年で 76 ルーブルであり、森林用地として競売にかけられた場合の剥皮された木材の 1 m³あたり規定価格の約 2 倍の高値である。2006 年には 90 万 m³の用材が販売され、これは 2007 年よりも 17% 高い。

2007 年 9 月 18 日には林分の売買契約締結権の販売に関する初めての競売が行われた。この結果、1 億 1600 万ルーブルに相当する 15 万 4000 m³の用材保有量をもつ 134 箇所が販売された。2007 年 11 月 16 日時点で森林利用から連邦予算へ納入された額は、6 億 1400 万ルーブル、イルクーツク州の予算へは 5 億 8400 万ルーブルである。森林利用に対する支払い納入の計画指標は、イルクーツク州予算(5 億 4100 万ルーブル)同様連邦予算(4 億 9800 万ルーブル)へも既に納入済みである。しかしながら連邦レベルでリース価格および林分売買契約価格の規定に変更が加えられなければ、2008 年に州予算に納入される支払額は大幅に縮小するであろう。

イルクーツク州の森林経営の再編

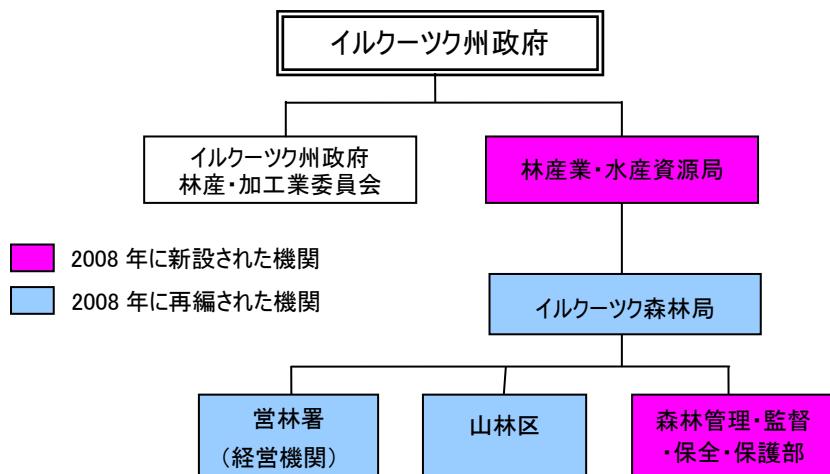


図 1-2-1 イルクーツクの森林管理機関の簡易見取図

2007 年 1 月 1 日から森林分野における権限は、ロシア連邦連邦レベルから地方政府へと委譲された。イルクーツク州ではこの権限を実施するため、第一段階として林産業・水産資源局を創設し、イルクーツク州森林局をこの下に創設した。この森林局には州政府配属の国家機関として 52 の営林署、イルクーツク航空森林保全基地、イルクーツク森林(農業林)管理局とその 16 の支部が配属された。勤務者の総数は、6911

人にも増員され、平均賃金は、6959 ルーブルとされている。

2008 年営林署は、民法と森林法に従い改編され、管理機能と森林経営の機能が分離される。構想としてこの改編は、現行の営林署を元に行われ、管理機能を担う山林区(担当区)と森林経営業務を担う経営機関(名称は、「レスホーズ(営林署)」という機関名がそのまま残る)¹¹が創設される。

管理を行う山林区の基本的な機能

- ・ 森林利用の組織化
- ・ リース譲渡された森林用地における森林火災の消火、森林の保護と再生を含む保全活動の実施
- ・ 森林の利用、保全、保護、再生に関する山林区(担当区)に義務付けられた国家森林目録の実行
- ・ 国家管理と監督の実現

経営機関の基本的な機能

- ・ 国家契約に基づき森林利用、保全、保護、再生に関して山林区において取組みを実施する
- ・ 契約ベースで住民の自家消費目的の木材を生産
- ・ リース受領者との契約に基づき、森林保全、保護、再生業務を実施

連邦森林局により定められた地域管理区の数(37)と境界および国家森林管理・監督を含めた権限が委譲されたことを考慮し、州内の領地において適切な森林経営を実現し、同時に違法伐採を撲滅するという妥当性に立脚して、イルクーツク森林局下の管理機関であるウスチ・オルダ・ブリヤート管区の 6 箇所を含めた 37 箇所の法人資格をもった地域担当区を形成することが定められてた。各管理区はその地域的遠隔性を考慮された上、地方自治体の領地において森林経営分野(競売の実施、契約締結、森林フォンドの線引き、国家管理・監督および違法伐採防止対策などの実施)で住民に提供される国家奉仕の質的向上を目的に森林局としての機能を果たす。

現在、局内ではウスチ・オルダ・ブリヤート管区を含めた全 37 箇所の地域管理主体—山林区の署長を任命が行われている。

管理機関の労働者の総数は約 1544 人(ウスチ・オルダ・ブリヤート管区の 123 人を含め)であり、このうち 498 人が国家公務員である。イルクーツク州森林局の最大勤務者数は、587 人の国家公務員を含めた 1770 人である。イルクーツク州の国家公務員は増加しており、イルクーツク森林局へ委譲された国家森林管理・監督を実現するという目的、端的には違法伐採対策と関連している。営林署に勤務していたこの他の専門員たちは、経営機関(独立法人)へと配属される。

2007 年 1 月 1 日から発行した新森林法典は賛否両論を呼び、あらゆる分野においてこれまでに何度も厳しい批判を受けてきたが、それに応える内容にはなってはいない。それが如何なるものであれ、今となつてはこの受諾された森林法典の枠組みにおいて動く他はないのである。新森林法典に従い、連邦レベルでは 53 の法文書が立案され、地方レベルでは 8 つの法文書が策定されつつある。規範的・法的アクトの一部はロシア連邦政府により制定され、一部はロシア連邦地方政府機関や連邦機関、行政管区の全権を委任された特別な諸機関の法の枠内で採択される。

¹¹ イルクーツク森林局からの聞き取り(2007 年 11 月)に基づく

つまり連邦レベルではほぼ全ての基本的な規範的・法的アクトが既に制定されていても、イルクーツク州の地域レベルではまだ何も決まっていないに等しい。以下が現在、地域レベルで立案されている法文書である。これらはイルクーツク州住民の特定の利益に沿って立案されている。以下にこれを記す。

1. 住民による自家消費目的の木材生産規定および規範
2. 住民による自家消費目的の林分売買契約締結規定
3. 自家消費目的の林分売買契約の販売額
4. 林分売買契約に基づいた木材生産の例外
5. 住民による自家消費目的の非木材林産物の調達と収穫規定
6. 住民による自家消費目的の森林食料資源の調達および薬草の収穫規定
7. 狩猟経営のための森林利用規則
8. ロシア連邦主体の所有である森林資源単価額および森林用地のリースのための森林用地面積単価

森林法典の立案の際には、歴史的な経験により習得された良い要素も盛り込まれず、除外され忘れられてしまった。森林法典立案に際しては「木を伐れば木端が飛ぶ（「大事業に多少の誤りはつきもの」という意味の諺）」ということが言われていたが、木端が飛んだのみであった。森林法典はあまりにも短期間に受諾されてしまった。この法典を実際に適応するのは簡単ではないというのが専門家の見方である。ロシア連邦政府第一副首相であるD.メドヴェ杰フ氏は、2007年4月25日のロシア連邦最高調停裁判所の会議にて、この森林法典を不首尾な法典の例として言及しながら、ロシアの法が「多額の費用をかけ名の知らないあるいは小規模な機関により」準備されるため、それらを修正するには「甚大な努力」が必要となる、という指摘を行った。

このように新森林法典には優れた点が非常に少ない。

新森林法典では森林の使用法の種類が広げられた（以前は、「森林利用法」と呼ばれていた）。前森林法典が7種類の森林利用法を認めていたとすると、現森林法典は森林フォンドにおける15種の具体的な使用法が認められており、第一部第25条第16項によれば、森林が位置する土地を特別指定することで実現される他の使用法もあるとされている。

表 1-2-1 森林使用法

森林使用法の種類	森林使用を実現する根拠(権利)
1. 木材生産(住民による自家消費も含む)	森林用地のリース契約 林分の売買契約
2. 含油樹脂の採取	森林用地のリース契約
3. 非木材林産物の採取・収穫	森林用地のリース契約
4. 森林食料資源の採取と薬草の収穫	森林用地のリース契約
5. 狩猟経営および狩猟の実施	森林用地のリース契約
6. 農業経営	森林用地の恒常的(無期限)使用権 限定使用権(地役権) 森林用地のリース権 民法および土地法で認められた無償期間利用規定
7. 科学・研究活動、教育活動の実施	国家機関、地方自治体機関による恒常的、無期限使用 その他の研究機関による森林用地のリース
8. レクリエーション活動の実施	国家機関、地方自治体機関による恒常的、無期限使用 その他の主体による森林用地のリース
9. 森林プランテーションの創設と操業	森林用地のリース契約
10. 果実類、奨果類、装飾用植物、薬草の栽培	森林用地のリース契約 森林用地のリース契約
11. 地下資源の地質学的調査、鉱物産地の開発	作業の実行が一年以上にわたる林分の伐採を必要としない場合は國家諸機関の許可
12. 建設、その他水面下における人工物、および水力工学的設備、特設港などの建設	森林用地のリース契約 無償期間利用契約
13. 電線、電話線、道路、パイプライン、その他線状のオブジェクトの建設、建て替え、利用	森林用地のリース契約 無償期間利用契約
14. 木材およびその他森林資源の加工	森林用地のリース契約
15. 宗教儀式の実行	無償期間利用契約

イルクーツク州領地内において最も一般的な森林使用法を簡単に示す。木材生産は、基本的に、森林用地のリース契約および林分の売買契約に基づき行われる。国あるいは地方自治体の所有である森林用地のリース契約、および林分の売買契約は、幾つかの例外を除き、当該の契約締結権の販売に関する森林競売の結果に従い締結される。特別に国あるいは地方自治体にある森林用地のリース契約を取扱う競売を行わずに契約締結されるのは、以下の場合である。

- 1) 森林法典第 43~45 条に該当する場合(地下資源の地質学的調査に関し、鉱物産地の開発を行うための森林使用。貯水池、水面下における人工物、および水力工学的設備、特設港などの建設と操業のための森林使用。電線、電話線、道路、パイpline、その他線状のオブジェクトの建設、建て替え、利用のための森林使用。)

2) 州において森林開発投資プロジェクトが優先的に行われる場合

イルクーツク州の森林利用概況

2006年1月1日現在、天然資源省により算出されたイルクーツク州の許容伐採量を以下の表に記す。

表 1-2-2 イルクーツク州の許容伐採量と利用区分¹²

	森林の利用区分 ¹³			計
	グループ1	Iグループ2	グループ3	
全体	1543.6	3424.3	47459.1	52427
針葉樹	1146.3	1558	31756.5	34460.8
広葉樹	397.3	1886.3	15702.6	17966.2

この他にも、条件的皆伐などを行うことが可能ではあるが、現在はアクセスが困難なために開発が行われていない未開発林において、約670万m³の追加的伐採が可能であるとされる。

¹²出所:2006-2015年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

¹³森林はタイプ別に三つのグループに分けられる。第一グループには、水源涵養、保健衛生的な機能を果たす森林が入り、各種自然保護区などもここに属する。第二グループには、森林利用に際して厳しい制限があるものや操業制限があるもの、資源として不十分な森林が入る。第三グループには、国民の経済活動に即し、森林へ環境的なインパクトを与えずに商業的な伐採が可能な森林が入る。

表 1-2-3 イルクーツク州の森林フォンドの状況と利用の動向 ¹⁴

No	指標	単位	2002	2003	2004	2005
1	森林フォンド総面積	百万 ha	68.2	68.2	68.3	68.3
2	森林被覆面積	百万 ha	59.9	60.0	60.1	60.1
3	非森林被覆面積	百万 ha	2.8	2.8	2.7	2.7
4	総木材蓄積量	百万m ³	8792.2	8812.7	8800.9	8774.6
5	伐採可能総面積	百万 ha	24.49	24.54	24.48	24.46
6	伐採可能森林蓄積	百万m ³	4.12	4.14	4.12	4.08
7	成熟林および過熟林面積	百万ha	11.72	11.73	11.66	11.60
8	成熟木および過熟木蓄積量	百万m ³	2729.9	2741	2722.1	2696.7
9	許容伐採可能量	百万m ³	52.7	52.7	52.7	52.7
10	このうち針葉樹	百万m ³	35.1	35.1	35.1	35.1
11	伐採量(主伐)	百万m ³	17.2	16.8	16.9	16.7
12	伐採量(針葉樹)	百万m ³	15.7	15.0	15.2	14.7
13	許容伐採量利用率	%	32.7	31.9	32.0	31.7
14	その他の伐採による伐採量	千m ³	1820.7	2349.0	3287.3	2629.3
15	保育伐による伐採量	千m ³	327.1	355.4	349.9	336.3
16	伐採リース譲渡件数	件	218	235	240	268
17	伐採リース総面積(1988 年に木材資源基盤が確立)	百万 ha	11.1	11.4	11.6	12.8
18	伐採可能蓄積	百万m ³	1260.7	1300.7	1330.8	1439.5
19	このうち針葉樹	百万m ³	1034.3	1065.0	1089.3	1177.6
20	年間供給量	百万m ³	23.8	24.4	24.8	25.6
21	実質生産量	百万m ³	14.4	14.3	14.9	14.6
22	競売にかけられたもの	千m ³	1432.8	1345.1	1346.5	786.4
23	年間平均成長量	百万m ³	93.18	92.88	92.85	92.94

¹⁴出所:2006-2015 年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

1-3 木材生産・加工業

イルクーツク州の木材生産・加工業と生産量

イルクーツク州における木材生産・加工業の発展は、端的に同地の産業の発展と結びついてきた。州内の林産業は、伐採業、木材加工業、紙・パルプ工業、木材化学の分野において発展し、極東地域と比較すると加工生産分野での工業的開発の側面が強いことがいえる。

上記のような工業的開発が集中的に行われたのは 1950 年代で、木材生産量も飛躍的に増加し、州内の木材生産は林産業コンビナートという形態をとるようになる。その代表的なものが、バイカル紙・パルプコンビナート、ブラーツク林産業コンビナート、ウスチ・イリムスク林産業コンビナートである。これらかつてのコンビナートが現在でも州内の森林分野における生産の約 70%を占めている¹⁵。

2007 年の 9 ヶ月間において同州は、280 万 m³の製材を生産した(前年比 +34%)。イルクーツク州副知事ヴィクトル・ドルゴフ氏の弁によると今日、製材生産は、プリアンガリエ地域の木材生産セクターにおいて最もダイナミックな分野であるが、その成長率は化学パルプ、ファイバーボード生産など他の生産分野と同程度に留まっている。2007 年の 9 ヶ月間における林産業全体の製品流通額は、3770 万ルーブルに上った¹⁶。

表 1-3-1 イルクーツク州の木材製品別生産量推移 1989~2005 年¹⁷

生産品	数量	1989	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
丸太	百万 m ³	37.8	9.8	8.6	12.5	15.4	18.5	17.8	19.4	19.5	21.8	20.9
製材	百万 m ³	8.8	1.4	1.6	1.4	1.4	1.5	1.1	1.4	1.6	2.1	2.5
パーティクルボード	千 m ³	186.6	65.4	15.2	52.5	80.8	112.0	111.5	108.9	137.2	157.8	169.5
ファイバーボード	千 m ³	44.3	22.3	15.8	15.7	15.1	23.2	28.9	30.2	26.9	20.6	28
合板	千 m ³	224	92.1	67.3	72.6	84.1	124.3	126.8	127	121.3	136.6	155.1
市場向けパルプ材	千 t	1230	735.0	527	689.4	929.6	1041	1104	1195	1258	1286	1295
紙	千 t	11.1	5.8	6.3	5.0	4.3	4.2	3.3	2.6	3.5	2.5	2.4
ボール紙	千 t	201.4	90.5	110.5	122	121.3	162.5	183.3	194.9	199	217	214.4

2006 年の集計に基づくと、現在の林業分野の労働者は、62,700 人であり、これは同州の年間平均労働者数 109 万 4400 人¹⁸の約 6%にあたる。大企業および中規模以上の林産企業は約 150 社、小規模な企業は、1,500 社以上にも及ぶ。

¹⁵ イルクーツク州政府(2007)

¹⁶ 出所:Lesprom.ru, 10 月 31 日 (FSF)

¹⁷ 出所:2006~2015 年イルクーツク州林業セクター発展構想(2006)

¹⁸ イルクーツク州国家統計局

木材生産部門発展の社会的背景¹⁹

ソビエト期の森林利用モデルは、木材生産から森林保全・森林再生事業に至る森林諸関係全てを国が管理するという土台の上に築かれた。木材生産企業は営林署(レスホーズ)・山林区(レスニーチェストヴォ)と並び、この部門における国の全権機関となっていた。木材生産公団の多くは林業集落を形成した企業で、住民に仕事を提供するとともに、社会サービス全体の維持を行なうのもしばしばであった。

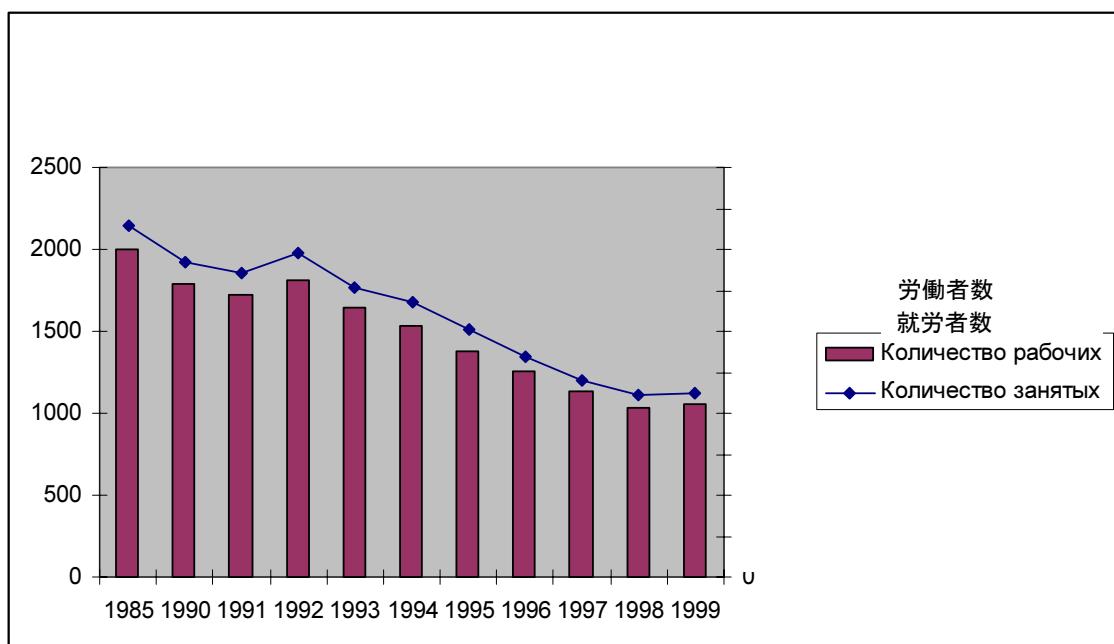


図 1-3-1 林産業における労働者数(千人)

ソビエト期には森林を無限の資源として捉える向きがあったため、その考え方が、しばしば経営上の不具合となってあらわれた(搬出量より多く伐採し、搬出しない木材を伐採用地に放置する等)。そしてこれは、林業集落の生活に「投影」された。地元住民の話によると、木材生産公団の労働者は会社で薪や用材²⁰を無料で入手することができた上に、企業内にある木材生産用機材を使用することもできたという。このように、木材は対価を支払わねばならないものとして考えられてはこなかったのである。

ソビエト崩壊後の木材部門は変容し、民営化が行なわれた結果、多くの木材生産企業の閉鎖と小規模民間企業への細分化、木材生産量の著しい減少、就労場所の減少、賃金未払いといった事態が生じた。

イルクーツク州の森林地域と林業集落は、森林が主たる経済・行政資源の一つであるとともに、木材部門での仕事が主たる労働形態、それも時には唯一の就労分野となっている。1990 年代にはすでに、木材部門での事業に携わる企業ではなく、森林自体が住民の収入源となっていた²¹。本調査を行った林業集落では、林業複合事業体を構成する大部分の企業において、危機の一歩手前あるいは危機と言うべき財政状態が特徴的に見られており、その結果として、失業水準が高くなり、月平均賃金水準が低くなるという状況

¹⁹ イルクーツク独立社会調査・教育センターからの報告

²⁰ 用材:鋸挽きまたは建築に適した木材

²¹ このケースで我々が述べているのは、利益獲得を目指す「発展または繁栄のための経済」ではなく「生存のための経済」のことであり、数ヶ月に及ぶ賃金・年金・各種手当の未払い、僅少な賃金、すなわち、住民の手元に生存のための資金が欠如している状態を特徴とするものである。

が生じていた。また、自然死や移住による人口減少、社会インフラ機能の衰退または未発達といった現象も見られた。特に大都市または鉄道・幹線道路から離れた地点にある集落では、こうした状況は最も悲惨であった。

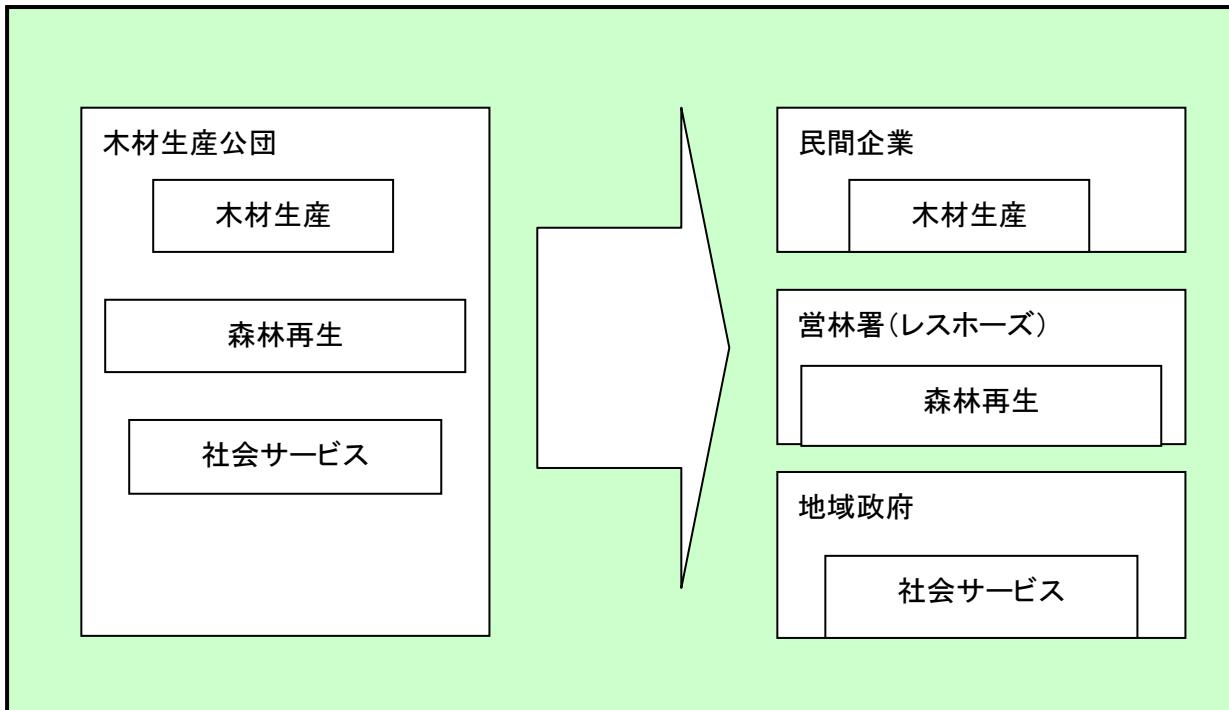


図 1-3-2 ソビエト期の森林利用モデルからソビエト崩壊後モデルへの移行構造図

林業集落では家庭経済の大部分が物々交換という形態をとっている。木材あるいは薪材としての伐採許可か、日常生活に必要なものを得る目的で与えられる木材伐採許可(ソーシャル・リミット)は、飼料、精肉等と交換できる。生活のためのこうした経済には、個人だけでなく、ソーシャル・リミットに基づき木材を取得し、それを必要物資・サービスと交換している公的組織も組み込まれていた。近年、物々交換は金銭取引に大きく取って代わられているが、ここで獲得された金銭は、何よりもまず、生存の確保と、生活のために重要な家庭用必要物資の需要を満たすために費やされている。そして木材購入者はというと、その木材の伐採が合法か違法かという点にではなく、その品質や供給期日、価格に関心がある。産業伐採が行なわれていない林業集落では、違法伐採へ関与することが住民にとって金銭収入を得るための数少ないビジネス形態のひとつとなっている。こうした形態は、社会・文化領域の崩壊を背景に長引く失業がもたらした社会の退廃と住民のアルコール依存を抑制できるため、地域政府も目をつぶっているという状態である。

2000 年代の初め、木材部門は安定成長期へと足を踏み入れた。しかし、住民間の相互関係に影響を及ぼす社会制度は、以前のままとなっている。

大都市近辺の第 1 カテゴリー森林、すなわち、主伐²²が禁じられている森林での伐採には、若干異なる特徴が見られる。こうした地域の集落は、季節ごとの人口移動があり、質の高いソーシャルサービス・その他の

²² 主伐:商業伐採ではない中間的利用(衛生伐や保育伐が含まれる)

サービスを利用しやすく、地元住民を木材と直接関係のない業種へ方向転換させる際の選択肢も多いため、より恵まれた社会状況にある。こうした地域では、森林は莫大な利益をもたらしうるものとなっている。第1 カテゴリーの森林は、大規模な居住地域・輸送路・加工拠点に近い地点にあるため、商業的に見て非常に魅力的だ。このケースでは、住民の生存のための森林利用ではなく、違法な森林利用によるビジネスが発生するのが特徴である。

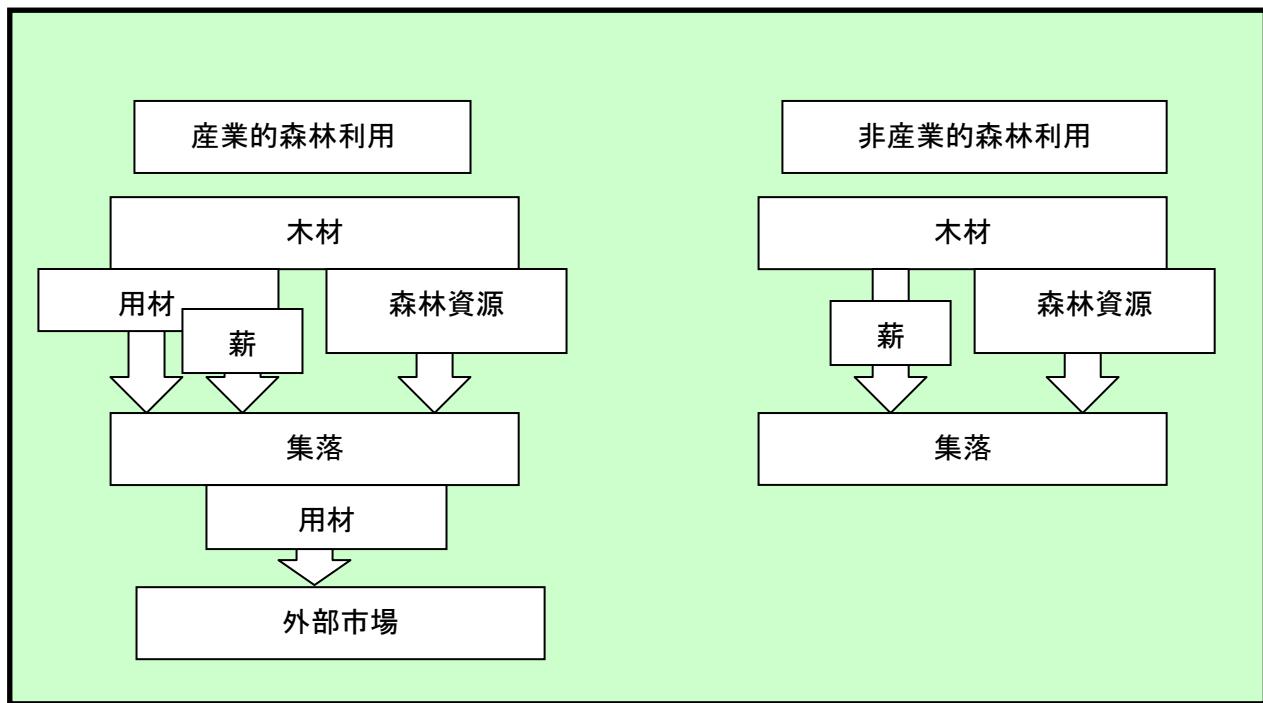


図 1-3-3 林業集落のタイププロジー（分類）

ここで、調査した集落を暫定的に二つのタイプに分類した。一つ目のタイプに分類したのは、主に産業的森林利用、すなわち、ビジネス活動・利益獲得を目的とした経済資源として森林を利用している集落である。こうした集落は莫大な森林資源基盤を有しており、大企業から小規模個人事業主に至るまで、様々な規模の企業がそこで事業を行なっている。

二つ目のタイプは、主に第1 カテゴリー森林内の国立公園に位置し、産業的森林利用を行なっていない集落である。こうした集落にある森林は、何よりもまず家庭の需要(薪、個人用建築)のために利用されている。この場合、ここで行なわれる全ての森林利用は違法となる。

イルクーツク州の主要木材輸出業者

イルクーツクの林産業は、依然丸太輸出が中心であるが、もう一方の日本の木材調達先であるロシア極東と比較すると、製材業が格段に発達している。これは、旧ソ連崩壊後に解体された林産業コンビナートが同州では、比較的早期にかつての産業を基盤として再編されたことによる。

日本への木材製品輸出は、アカマツ、カラマツの原木が主であるが、再割用アカマツの KD 原板や小割材などの容量も多い。近年、州内では製品に付加価値を付ける目的と丸太輸出関税引き上げに対応する目的で、製材ラインを導入する業者も増加中であり、同分野への州政府の投資プロジェクトもあることから、

丸太中心の現状から製材加工品の輸出へシフトすることが想定される。

表 1-3-2 イルクーツク州の丸太輸出業者

会社名	樹種	積み地	輸出量(又は生産量)
AGIV	アカ松、カラ松、アカ松原版	ナホトカ	カラ松は乱尺物も供給
ANTIPOD	アカ松	ナホトカ	5万m ³
BAIKAL EXPORT	アカ松、カラ松	ナホトカ	6万m ³
BAIKALLES	アカ松、カラ松	ナホトカ	
DALIEXPORT	アカ松、カラ松、エゾ松 (アカエゾ)	ナホトカ	10万m ³ 。中国中心、日本30%。
EASTGULFES	アカ松(75%)、カラ松 (25%)	ナホトカ	25万m ³
IRKUTSK LESPROM	アカ松、カラ松、アカ松原板	ボストチヌイ	自社伐採。
KATA	アカ松(80%)、カラ松 (20%)	ウラジオストク	12万m ³ 。自社伐採。
KILENSKLES	アカ松	ナホトカ	自社伐採。15万m ³ 。
MALTAT	アカ松、カラ松	ナホトカ、 ボストチヌイ	クラスノヤルスク産で30万m ³ 。輸出窓口 はオーシャン・パシフィック・カンパニー。
MS UNITED	アカ松(65%)、カラ松 (35%)、アカ松原版	ナホトカ	80万m ³ 。うち日本60万m ³ 。カラ松は6m 材も
NB	アカ松原板	ナホトカ	8万m ³
NB TRADING	アカ松、カラ松	ウラジオストク、ナ ホトカ	5万m ³
NORD CLASSIC	アカ松	ナホトカ	11万m ³
PROMSIB	アカ松	ナホトカ	ブラーツクで自社伐採するも減少。35万 m ³ 。ロシア木材経由で輸出。
RUSSIAN WOOD AGENCY	アカ松、カラ松、アカ松原板	ナホトカ、 ボストチヌイ	キレンスクレス、ヤンタリレス、ジェレズノ ゴルスクレス、ザーブ、シブエクスポートレ ス他各社材取扱で40万m ³ 。
SANYINA	アカ松、カラ松	ウラジオストク、ナ ホトカ	15万m ³
SIB EXPORTLES	アカ松、カラ松	ナホトカ	30万m ³ 。ロシア木材経由輸出
SUNRAY	アカ松(70%)、カラ松 (30%)、アカ松製品	ナホトカ	アカ松丸太10万m ³ 、完成品3万6千m ³ 。 今年度は製品輸出に軸足を移していく。

THOMEST	アカ松、カラ松	ナホトカ	20万m ³ 。日本12~15万m ³ 、韓国2万m ³ 、中国3万m ³
VIZANT	アカ松丸太、アカ松製品	ナホトカ	
VOSHODLESPROM	カラ松	ナホトカ	中国向け主体
VOSTOK EXPORTLES	アカ松、カラ松、アカ松原板	ウラジオストク	日本のみ13万5千m ³
WOOD TRANSIT	アカ松	ナホトカ	4万m ³ 、ロシア木材経由輸出
YANTALLLES	アカ松、カラ松、アカ松原板	ナホトカ	6万m ³ 。ロシア木材経由輸出
ZABAIAKLES	アカ松	鉄道経由	全量中国

出典:木材・建材ウイクリー(2006)

表 1-3-3 イルクーツク州の製材品輸出業者

会社名	樹種	積み地	輸出量(又は生産量)
ANGALAPLUS	アカ松原板	ナホトカ	3万m ³ 。プラーツク近郊のアカ松
ALDAN LESPROM	カラ松土台角材、アカ松原板	ナホトカ	6千m ³ 。レンスクのアカ松、カラ松
DACO LESPROM	アカ松 KD 原板	ワニノ、ナホトカ	5万m ³
IGIRMA TAIRIKU	アカ松製品、原板	ワニノ	10万m ³
ILIMWOOD	アカ松 KD 原板	ナホトカ	6千m ³ 、中国、中東向け輸出会社
JELEZNOGORSKLES	アカ松原板(グリン7~8割、KD)	ナホトカ	自社伐採。2万4千m ³
JENISEI	アカ松製品(KD)	ボストチヌイ(コンテナ、釜山経由) ワニノ	ウスチ・イリムスクの材。生産量は9万m ³ 。日本向け7万m ³ 、集成材生産計画。コンテナも数本
KODOK	アカ松原板(全量 KD)	ナホトカ	8万4千m ³ 。日本4万2千m ³
KLM	アカ松原板(グリン、KD)、ラミナ、集成材	ナホトカ	2万m ³ 。日本向けグリン原板5千m ³ 。FJ間柱、横はぎ材
LENALES SERVICE	アカ松製品 (KD)、原板 (KD)	ナホトカ	ウスチクトの材。1万2千m ³
LESINVEST	アカ松原板	ナホトカ	プラーツク近郊の材で製材、2万5千m ³ 。SLSトレーディング経由輸出
MALKOV	アカ松製品 (KD)、原板 (KD)	ナホトカ	ウスチクトの材、6千m ³
MAMAEV	アカ松原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク近郊の材で生産。2万5千m ³ 。SLS トレーディング経由輸出。イリ

			ムバルブ系
MIKURA	アカ松原板(グリン、KD)、 製品	ナホトカ	ウスチクトの材、3万6千m ³
NIKSVIK	アカ松 KD 原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク材。6千m ³
PIC89	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。ブランドは「アンガラ」、6万m ³
PRISCO FOREST	アカ松 KD 製品	ナホトカ	1万2千m ³
REGION	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ	5万m ³
ROYAL WOOD	アカ松製品、(KD タルキ、 KD 造作材)	ナホトカ	イルクーツクで原板から割り返し。5万m ³ 。 原板工場、F/J 工場新設計画。
RUSFOR	アカ松原板	ナホトカ	6千m ³
RUSLESPROM TRADING	アカ松 KD 製品(90%)、 KD 原板(10%)	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。4万m ³ 。ロシア木 材経由輸出
SAYANE	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ	
SHULIKA	アカ松製品	ナホトカ	ブラーツク近郊材で製品2万5千m ³ 。SLS トレーディング経由輸出
SIBECOLOGY	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ、ワニノ	総合木材加工設備有す。3万m ³
SIBEXPORTLES TAIRIKU	アカ松 KD 製品	ワニノ、ウラジオ ストク	11万m ³
SIBMIX INTERNATIONAL	アカ松製品(90%)、原板 (10%)	ウラジオストク	6万m ³ 、日本5万m ³ 、1万m ³ はローカル。 製品は KD タルキ
SIBLESCO	アカ松原板(KD)	ナホトカ	ブラーツク近郊。3万m ³
SLS TRADING	アカ松原板	ナホトカ	アンガラ(ブラーツク、3万m ³)、ママーエフ (ウスチ・イリムスク、生産量2万5千m ³)、 シュリカ(ブラーツク、同)、レスインベスト (同)などが生産する原板の輸出窓口
SUNRAY	アカ松製材品(KD)	ナホトカ	ナホトカに2工場あり。2工場合わせ3万6 千m ³ だが、現在2万4千m ³ 。丸太輸出から 製品輸出に軸足を移し、今年度は完成品 3万6千m ³ 、アカ松原板4万8千~7万2千 m ³ の輸出を計画
SVEN TRADING	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ	7千m ³ 。ロシア木材経由輸出
TM BAIKAL	アカ松完成品(KD,グリン)	ナホトカ	12万m ³
VSLK	アカ松KD原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク以北のアカ松を NOVOLES が生産。2万4千m ³ 、一部はロ シア木材経由輸出

YANTALLLES	アカ松原板(グリン)	ナホトカ	2万5千m ³ 、サンチナ、トメスト、パンポート ロス経由輸出
YASEN	アカ松原板(KD)	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。1万m ³
ZHADANOVSKY	アカ松原板(グリン、KD)	ナホトカ	5万m ³

出典:木材・建材ウイクリー(2006)

1-4 木材流通

基本的にロシアの貿易は、未加工な丸太を中心である。丸太の流れは、下記の図 1-4-1において茶色の矢印(濃い矢印)で表されている。黄色(薄い矢印)の矢印は、加工木材製品の流れを示す。ここで北米をみると、原料と製品の流れのバランスが取れているが、一方ロシアの場合は、均衡を欠いているのが分かる。²³

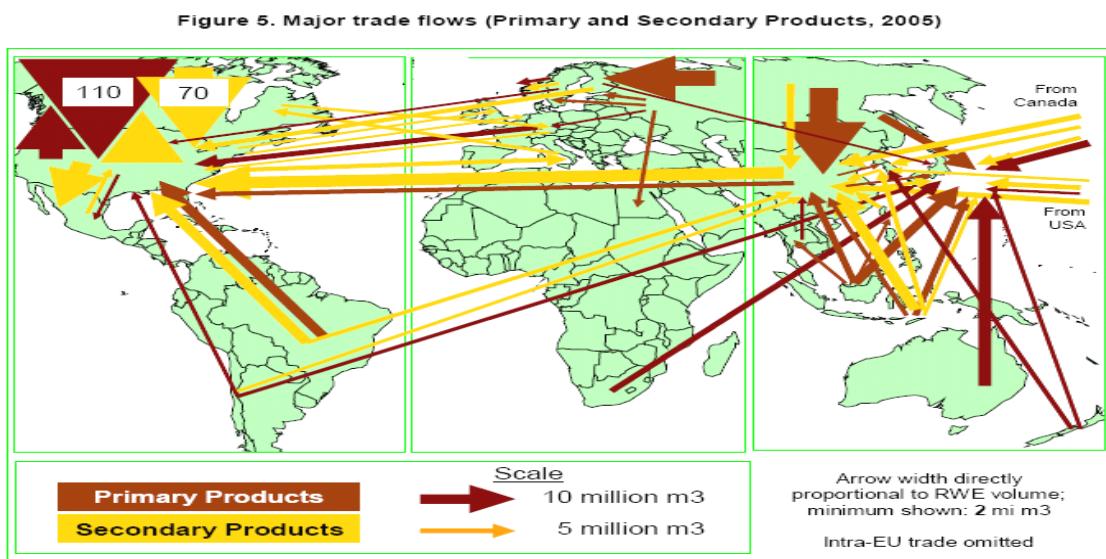


図 1-4-1 丸太および加工木材貿易の主要流通経路²⁴

²³ 「WWF ロシアによる違法伐採対策の一環としての木材出所追跡システム」、WWF ロシア 2007

²⁴ 「WWF ロシアによる違法伐採対策の一環としての木材出所追跡システム」、WWF ロシア 2007

イルクーツク州の木材流通

2007年1月から10月までの期間にイルクーツク州から輸出された丸太は、570万m³である。2007年10月16日にイルクーツク市において催された国際セミナー「シベリア地域における木材の出所の合法性確保」の前日、ロシア連邦第一副首相のセルゲイ・イワノフ氏により、ロシアが未加工木材に対する輸出関税を引き上げる旨が再確認された。氏は、現状においても丸太が輸出の殆どを占めていることを指摘する。具体的にイルクーツク州からの輸出に言及すれば、そのほとんどが中国へ輸出されており、この状況は打開せねばならない、と同氏は発言している。また、「ロシアには同州よりも状況が良い地方・州政府管轄区はないであろう」とも付け加えられている。昨年のイルクーツク州からの丸太輸出量は、630万m³に上っている。2007年10月時点で570万m³の未加工木材が輸出されているという副首相の指摘によれば、本年の丸太総輸出量も昨年と変わらぬ数値を示すであろう。

2007年の9ヶ月間におけるイルクーツク州からの製材輸出量は、2006年の同様な時期と比較して25%増の140万トン²⁵に及んでいる。

ドルゴフ氏がイルクーツク関税局およびブリツク関税局のデータにより示したところでは、2007年の9ヶ月において190万m³(+126%)の加工木材が輸出された。輸出用の加工木材は、319社(あるいは個人)の貨物発送者により69箇所の鉄道駅を起点に行われ、2006年の同期間と比較すると、110%の成長を示している²⁶。

木材輸出

2005年にイルクーツク州から輸出された木材製品は、丸太が600万m³、製材は180万m³、単板は10万m³、化学パルプは100万トン、ボール紙が20万トンであった。国外への丸太輸出量の多さは、州内の小規模な業者による中国への輸出によるものであり、丸太輸出全体の82.4%にも及ぶ。一方、日本への丸太輸出は、12%ほどである。丸太輸出は、州内の生産量の29%を占めている。

製材の輸出先としては、日本が33.6%、中国が20.5%、エジプトが14.6%、ドイツが2.2%、アイルランドが15.6%であった。また、化学パルプは、73%が中国、14.7%がアイルランドであった²⁷。

このように現在のイルクーツク州における木材製品輸出は、未だ丸太を中心であるが、段階的に引き上げられる丸太輸出関税と州内での高度木材加工の推進の流れを受け、今後は木材加工、主に製材や合板分野の発展が見込まれている。大小27の投資プロジェクトが州内において稼動中²⁸であり、アメリカや中国など既に投資を決定する向きもある。旧ソ連時代から林産業により発展した同州だけに、今後の発展は輸出における木材製品の占める割合を今以上に拡大させるであろう。

²⁵ 国際セミナー「シベリア地域における木材の出所の合法性確保」においてイルクーツク州政府林業・加工業委員会副代表であるヴィクトル・ドルゴフ氏により州政府の情報として伝えられた。(2007年10月16日イルクーツク市)

²⁶ Friends of Siberian Forest (FSF)からの報告を基に作成

²⁷ イルクーツク州政府 2007

²⁸ イルクーツク州副知事ドルゴフ V.N.氏よりの情報

表 1-4-1 イルクーツク州の輸出に占める木材製品の割合推移 %

年	金額（百万ドル）	州内の輸出に占める 木材製品の割合 (%)
1997	375.2	17.1
1998	415.0	19.0
1999	530.0	20.8
2000	551	20.3
2001	700.7	28.5
2002	947.4	29
2003	951.5	28.3
2004	1097.2	27
2005	1323.5	31

輸出関係書類リスト

ロシアでは、木材製品を用いた対外経済活動、すなわち木材輸出に携わる場合、最低でも以下の書類を揃えていることが前提となる。

表 1-4-2 木材輸出に必要な書類一式²⁹

No	手続き書類	適用
1	対外経済契約書	必須
2	輸出取引パスポート	必須
3	木材発送場所に関する税関における手続き許可を求めるために税関へ送付するレター	必要に応じ
4	登録取消し措置を受けた場合に税関手続き許可を求めるために税関へ送付する申告書	必要に応じ
5	インボイス	必須
6	認証(製品仕様)	必須
7	植物検疫証明書	必須
8	関税支払いと鉄道運賃支払いのための支払い委託書	必須

* 書類の詳細は、<http://www.wood.ru/ru/lvbegin.html#3> にて確認できる

また、木材輸出を行う際の手続きの順番を段階としてみた場合、以下の作業を行う必要がある。

²⁹ wood.ru より引用

表 1-4-3 木材輸出に必要な作業³⁰

段階	作業
1	対外経済取引のための準備（8 書類+6 据足書類）
	税関における機関登録（15 書類）
2	木材の発送準備（9 書類）
	鉄道輸送契約の締結
	鉄道業務への代金支払いに関する口座照会開始（10 書類）
	輸送および発送書類の作成（発送に関して 15 書類）
	商用、銀行、保険書類の作成（商用 8 書類、銀行 24 書類、保険 7 書類）
	植物検疫証明書の作成
3	税関申告の準備（11 書類）
	税関における木材の申請
	税関書類の作成（約 30 書類）
4	税関における木材の申請のための書類準備（10 書類）
	鉄道駅における輸出品の発送（輸送前 3 書類、輸送後 3 書類）

* 書類の詳細は、<http://www.wood.ru/ru/lvbegin.html#3> にて確認できる。

イルクーツク州において上記の作業を通して木材輸出を行う場合、各段階において以下の諸機関の参加が必要となる。

³⁰ wood.ru の資料を基に編集

表 1-4-4 イルクーツク州における木材輸出に関する諸機関リスト³¹

No	機関の名称	住所	電話番号	木材輸出に関する一連の作業において当該機関が参加する段階
1	東シベリア・商工会議所	イルクーツク市スヘ・バトラ通り16	33-50-60	1
2	イルクーツク州経済発展・商務省代表部	イルクーツク市グリヤズノワ通り1	33-44-80, 20-96-95	1
3	東シベリア鉄道企業輸送サービス道路センター	イルクーツク市、5アルミニ通り 29	64-34-40	2
4	イルクーツク関税局	イルクーツク市アレクサンドル・ネフスキー通り 78	26-15-28	1、2、3
5	公開型株式会社「インテフセンター」	イルクーツク市バイカリスカヤ通り 249、オフィス 208	22-71-60	1、2、3
6	イルクーツク州植物保護所	イルクーツク市ソビエツキー横町3	44-43-61	2

1-5 輸入側の近況

2009年1月に予定されている針葉樹丸太の輸出税を80%に引き上げるロシアの政策は、事実上輸出禁止状態を招くとして、日本国内製材メーカー等にも大きな衝撃が発生している。日刊木材新聞2008年1月9日号では、「ロシアンインパクト」と題して、ロシア丸太輸出制限が世界の木材供給地に対し、どのような影響を及ぼすか、すでにどのような動きが出ているのかについて大幅にページを割いている。既に段階的に針葉樹丸太の輸出税は引き上げが進んできており、以前の6.5%という税率は2007年7月から20%、2008年4月からは25%と推移する。そういう状況下での国内企業の動向を整理したい。

まず、ロシア内に事業進出をしている日系資本は、ロシアの製品加工セクターの強化政策に呼応し、住友商事や双日が先行してロシア国内に拠点のある自社プラントの事業を修正し、現地の合弁会社とのプロジェクトを開始している。双日は2007年12月に飯野港運と共同で、ナホトカ港に2棟目となる収容能力2~3千m³の倉庫を完成させ、さらにハバロフスク地方では、コムソモルスク・フォレスト・プロダクツ社と単板事業を、住友商事も沿海地方のテルネイレス社とプラストゥン港の隣接地に合板用単板工場、再割用原版工場建設を計画している。住友商事のプロジェクト投資額は2工場建設で180億円に及び、日ロ木材関連事業では最大規模のものである。日系資本の他にも同様の製材加工工場への投資はロシア国内大手企業や欧米企業だけでなく、マレーシア大手などが参入しており、国内外大手企業からの、製材部門への投資は軌道に乗り、新規ビジネスチャンスとして白熱している状況と見ることができよう。

一方、日本国内のロシア材製材メーカーの間では、危機感は強くあるものの、2009年1月からの輸出税

³¹ wood.ru より引用

80%については、まだ確定された未来とは捉えきらず、これからでもどう転ぶかよくわからないロシア政策を静観する向きもある。業務における対策は、ロシア材丸太挽き製材から撤退したり、丸太挽きの割合を小さくし、原板挽き製材を強化したり、代替材に移行したりなど各社計画は様々である。こういったロシア丸太挽き製材離れの背景には、採算を合わせるのが難しかった事、強度等品質の問題もあった事などが元々横たわっていた。税率 80%引き上げだけが、国内製材メーカーのロシア丸太離れを誘引したとはいきれないことがわかる。合板メーカーの動きとしては、2007年7月の関税20%引き上げにむけ、6月末までにロシア材在庫増を目指し、大量の買い付けを行った。税率 80%を照準に合わせ、ロシア材に変わる素材の選定を進め、北米材や国産材で生産し始めているメーカーもある。こうしたメーカー側の要求に生じた変化が、結果的に以前のロシア材一筋から、仕入れソースの分散化につながり、主軸の一つとして国産材(カラマツ)に注目が集まっている。こうして国産カラマツの需要は加速し、価格は数ヶ月のうちに4~5割上昇している。

最後に、中国経由での貿易の現況についても触れておきたい。日本の低調なロシア材輸入状況に反して、中国では07年の原木輸入量は前年比116.4%³²と増加している。しかし、ロシア—中国—日本の木材流通の中身をみてみると、「ロシアンインパクト」の影響が見える。中国から輸入している構造用集成材には、原料にロシア産アカマツが使用されている。ロシア材丸太高騰により、集成材製品の価格競争力が低下し、日本にとっては中国製の低価格という魅力が薄れ、品質も元々あまり安定しないことから、07年には前年比42%も日本向け輸出が減少している。

このように世界の丸太輸出量の42%に相当する量を占めていたロシア丸太の世界市場での喪失は、直接的に、間接的に、二次加工業を中心に激震を与え、大小多様ではあるが、構造変化を強いている。そして、2009年の1月に向けて、この動きがさらに加速することは間違いないだろう。

³² 「チャイナ・ウッド」07年中国林産貿易

第2章：東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題

第2章では、東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題を3つの異なる視点から明らかにする。2-1は、シベリア地域において長年にわたり環境問題、主に森林関連の問題に従事し、近年は森林認証への取組みも開始しているFriends of Siberian Forest(本部クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市、以下FSF)による報告を基に、イルクーツク州の森林利用における違法伐採問題、2-2では、社会学的な観点からイルクーツク州内の様々な問題に従事し、林業セクターの諸問題の研究にも取り組んでいるイルクーツク独立社会調査・教育センター(本部イルクーツク州イルクーツク市)による報告を取り上げ、2005年に同センターがシベリア鉄道沿いの集落であるチュナにおいて行ったフィールド調査を基に、木材業により地域経済が成立している土地における森林施業、木材取引の実情と、それらを実行する上で当然の要素として存在する汚職の問題を取り上げる。2-3では、同州の森林生態系、主にこの地域に居住する北方先住少数民族の、自然利用を中心としながらも、生態学的な観点から植物相および動物相の変化に注目し、同州中央部にあるネパ川流域を主なフィールドとして伐採が行われている地域近辺での調査を継続的に行ってきたバイカル環境ウェーブ(本部イルクールク州イルクーツク市)の報告を取り上げ、違法性を含む商業伐採が同州の生態系に与える影響を概観する。

2-1 シベリア地域イルクーツク州における違法伐採問題（FSFからの報告）

違法伐採木材

政府機関および民間組織の多くは、法に則り、違法伐採を罰さなければならない違法行為として捉えている。ロシアの法制度では、違法伐採は危険で重大なものとは分類されない環境上の違法行為に關係する。警察はこのような違反行為を記録はするが、通常は深刻な対応はしない。そのためこのような違法行為を犯した者はほとんどの場合、裁判において責任を追及されることも、規則どおりに罰されることもない。

違法性を含む伐採行為としては以下の伐採が想定される。

- ・ 伐採証明書なしに行われる木々、低木、蔓植物の伐採
- ・ 現行の伐採規則を無視して発行された伐採証明書に基づく伐採
- ・ また定められた伐採地外あるいはその境界を越えての伐採
- ・ 定められた以上の量の伐採
- ・ 伐採証明書に定められていない樹種あるいは伐採禁止されている木々、低木、蔓植物の伐採
- ・ 伐採証明書に定められた伐採期限より先あるいは後の伐採
- ・ 1998年7月1日付けロシア連邦政府令第551号により規定されたロシア連邦の森林の立木販売規則で禁止された木々、低木、蔓植物の伐採
- ・ 森林利用者の操業の組織あるいは停止が中断、あるいは森林フォンド内伐採区の利用権差押え後の伐採、など。

いずれにしてもロシア政府は、違法伐採の問題を認識するに至っている。ロシア連邦森林局のデータによると、2006年にロシアにおいて伐採された木材の内、1900万m³が違法伐採に關係しているとされる。

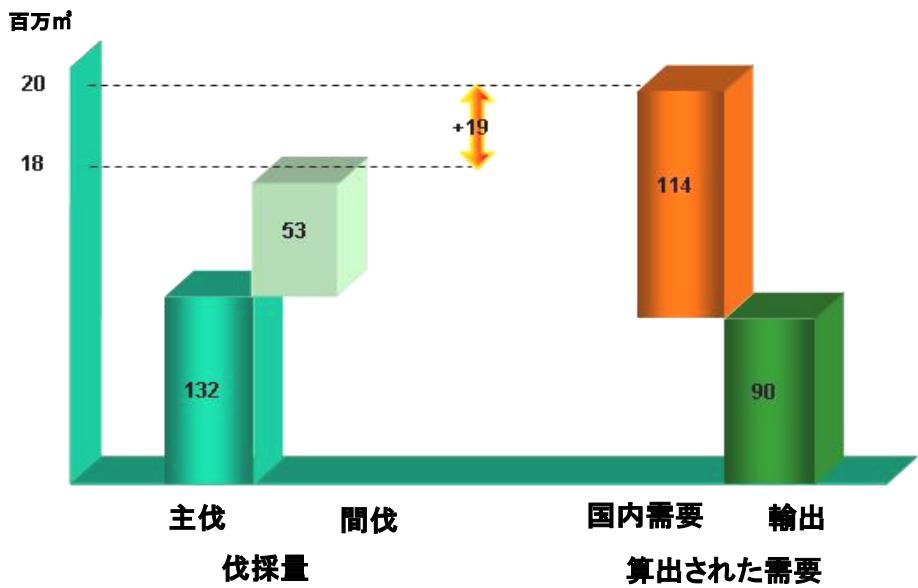


図 2-1-1 「伐採—需要量」のバランスに立脚し算出された違法伐採材の容量³³

ロシア連邦森林局は、論文「2007年9月1日時点における森林関連分野で委譲された権限の実行に関するロシア連邦地方政府機関にある国家権力機関の活動」において、違法伐採要素とその経済的損失に関する最新の情報を公開した。

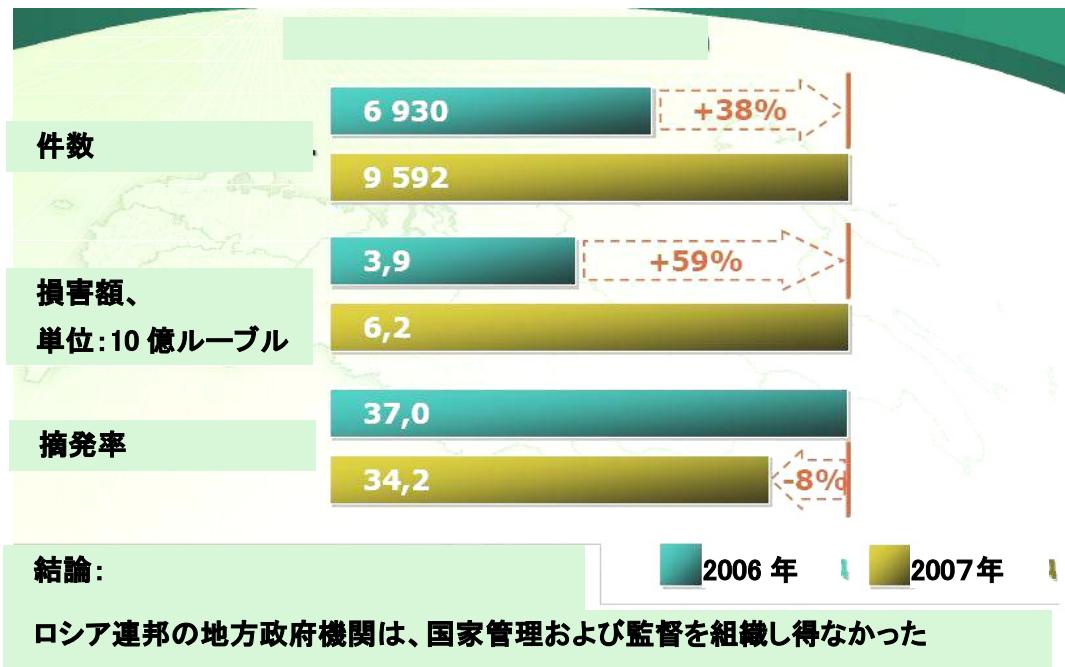


図 2-1-2 違法伐採木材³⁴

表中の数値は、森林を地方政府へ委譲した結果生じた悪影響を証明している。

³³ 出所:ロシア連邦森林局 2006 年

³⁴ 出所:ロシア連邦森林局 2007 年

イルクーツク州における違法伐採

以下の資料は、イルクーツク州政府林業・木材加工産業委員会により提示されたものである。

2006 年の 1 年間にイルクーツク州国家内務局は、違法流通木材および木材原料に関連した 1214 件の犯罪を検挙した。違法流通木材および木材原料に関連し、裁判所へ送検された刑事事件は 470 件に上る。「森林」を侵害したという名目で判決を下された刑事事件の物理的損害額は、1 億 3500 万ルーブルに上り、この 97.5%が賠償されている。

2006 年の 1 年間に森林警察職員により実施された任務の結果は以下である。

1. 違法流通木材および木材原料に関連した 738 件の犯罪検挙
2. 352 件の刑事事件を検挙、この内 26 件は名誉毀損にて中断
3. 322 件の刑事事件を裁判所へ送検
4. 犯罪行為があった現場にて 180 台の機器、509 台のチェインソーを没収
5. 「森林」を侵害したという名目で判決を下された刑事事件の物理的損害額は、5300 万ルーブル、この内 77%が賠償されている
6. 州内の営林署へ引き渡した没収木材は、2 万 8371.1 m³
7. 実施された任務の結果、法律違反により検挙され、行政上の調書を取られたものが 1214 件、この内 708 件は、森林法違反であった

イルクーツク州政府林業・木材加工産業委員会の森林利用の領域において、犯罪の暴露と検挙の障害には、主体的な要因と客体的な要因があると規定している。

主体的な要因:

1. 生活保障の低さ
2. 森林警察機関と予審を行う諸機関の間にあるべき相互作用の欠如
3. 木材製品の出所および流通経路に関するデータベース、木材の搬出および発送を行う個別企業および法人に関するデータベースの欠如

客体的な要因:

1. 自然保護活動を実施するために警察内に特別部署を創設する可能性を示唆した法的アクトの直接的表記の欠如
2. 木材を没収するための規範的に強化された仕組みの欠如
3. ロシア連邦刑法第 260 条の不完全さのため、この条項に関する違反行為を分類し、犯罪の構成を立証することが困難である。ロシア連邦刑法第 260 条が規定する罰則は、違反者にとって非常に取るに足りないものであり、当該の違法行為の再発を誘発している

イルクーツク州国家内務局の勅令により、丸太発送場所を確認するための作業部会が創設され、そこへ経済犯罪対策局も組み込まれた。上記委員会の委員は、この丸太発送場所を確認するための作業部会にも積極的に参加した。違法伐採対策のためにはこの他、2004 年 1 月 1 日付でイルクーツク州国家内務局内に森林警察が創設された。この部隊に属する警察官の総数は、100 人にも及ぶ。森林警察の運営資金は、州の予算から供出された。

違法伐採材運送に対する税関の視点

ロシア連邦国家関税委員会が明らかにしたところでは、GOST(国家規格)の規格対象外である丸太に対する検査は、輸出業者が運送する製品総量の20%にあたる180万m³、3600万ドルに相当する未検査丸太を削減することで、同量の製品に対し、輸出業者が支払うべき輸出関税も結果的に減少した。当該の検査期において、税関職員が関税法違反で摘発した民事および刑事事件は1672件に及ぶ。裁判沙汰になった件の殆どは、売上代金の為替返還額未納に関係したものであり、その総額は2千50万ドルに上っている。調査が行われた各地方の中で、この売上代金の為替返還額未納が最も多く検挙された地方は、沿海地方(670万ドル)、イルクーツク州(100万ドル)、ハバロフスク地方(70万ドル)であった。幾つかのケースでは、中国や日本への木材輸出に際し、輸出関税の支払いを避ける目的で、木材の等級や容量を低く申請する例もみられた。一方、樹種を偽装する例は殆どみられなかった。このような例から、中国への木材製品輸出に際した関税規則違反は大きく以下のように定義できる:

- ・ 輸出に関する税関指示書の内、特定銀行口座への売上代金為替返還の条項に関する違反
- ・ 売上代金の為替返還条件の違反
- ・ 偽造書類あるいは法回避の書類(ロシア経済発展商務省の許可証など)の提示
- ・ 税関申告未記入あるいは実際量よりも容量を低く見積もる、運送木材の材質や等級を偽装する申告記入上のミス
- ・ バーター取引条件³⁵の違反

関税法典の改定により2004年1月1日から輸出業者は、運送許可証と売買契約書という最低限の書類提示が義務付けられている。輸出業者は、運送される木材の出所を証明する必要はない。輸出に不可欠であるのは、契約書だけであり、伐採証明書は必要とされないのである。

違法伐採の原因

違法木材調達と関連した違法行為を犯すのは、大企業から地元住民に至るまで非常に様々な個人や法人により行われる。ロシアにおける違法伐採の主謀者は、伐採許可証を持たない個別の違法伐採団ではなく、伐採証明書に記載された容量を超過して伐採施業を行い、伐採区の境界を越えて保護されている樹種の伐採をも行っている公的には伐採業者として登記されている企業である。違法伐採発生の主たる原因是以下のように特定できる:

- ・ 森林関連法の不備、および違法伐採対策に関するしかるべき国家政策の欠如
- ・ 森林地帯の伐採村における住民の生活レベルの低さと失業率の高さ
- ・ 非高級樹種への常に高い需要
- ・ 違法伐採の阻止と罰則に関する警察の仕事が非効率的であること
- ・ 林業に携わる労働者の賃金、資金、技術基盤のレベルが低いこと
- ・ 汚職のレベルが高いこと
- ・ 輸出先各国において統一が取れた取組みがないこと。つまり、丸太の輸出業者と輸入業者間で木材の容量計測に関する共通の方法論が欠如しているなど

³⁵ ロシア連邦経済発展・商務省へ申請し、ロシアの業者として「対外経済バーター取引登録証」を受けて実施される。

違法伐採の原因に関する詳細—法の不備と森林政策関連

現在のロシアの森林法および森林政策には、多くの矛盾と問題が内包されている。以下に、法と森林政策の不備と矛盾点の例を幾つか挙げる：

1. 利害の不一致。新森林法典の施行まで営林署は管理機能を担うと同時に、伐採施業を行っていた。彼らはしばしば間伐を行っていたが、それは後期頃には殆ど主伐を思わせるほどの伐採量であった。営林署は自ら権限により保育伐を行っていたため、このような伐採量の増加は、外部により干渉されることはないかった。
2. 森林用地を短期利用リースとして手続きする。森林局は伐採業者に対し、50年間の期限でリース譲渡することもできただろうが、法の不備により3年～5年間のリースがより広範に普及した。短期リースの結果、伐採業者はリース用地において非常に集中的に伐採を行い、その結果アクセスが可能な資源の乱伐を招いた。持続可能な森林利用を達成するためには、より長期のリースへ期限を延期すべきであった。
3. 森林税が免除される地域住民による木材調達。以前の森林法では地域住民の免税伐採が許容されている。しかしながら木材仲介業者は、しばしば住民により生産された木材を買い取り、脱税するのである。

違法伐採対策に対する専門家の意見³⁶

ロシア国内法では、違法伐採は環境犯罪に関係するものであり、危険あるいは重大な犯罪には分類されていない。この罪に問われる者は、裁判所の判決では通常、責任を追及されることもなく、執行猶予つきの判決を受けるだけである。すなわち木材の違法伐採を法的に重大な犯罪として分類することが不可欠な状況である。

イルクーツク州森林局が森林の使用法にかかるべき秩序を与えることが、違法伐採木材量を減少させる有効な方策のひとつとなり得るだろう。森林競売における立木販売は、ロシア連邦新森林法典においては競売での林分売買契約締結権の販売となったが、以前は営林署の署長職の一部により妨害行為が行われていた。結果、立木販売の容量は年々減少していた。その要因は様々であるが、競売実施による営林署の利害関係の欠如、競売の組織と実施に対する連邦予算からの資金的な割当てがなかったこと、また幾つかのケースでは何人かの署長職者の自らの利益に執心したためであった。森林関係職員の汚職事例が少ないので、彼らが清廉潔白であるからではなく、論理的に突き詰められた汚職対策が不十分であったか、全く行われてこなかったことを示している。

警察は通常、営林署署長を含む職員が国民・労働者として犯した刑事事件に関する情報を森林局へ報告はしていない。現在のところ森林局が関知しているのは、ロシア連邦刑法第4部、第290条、v、g項に該当する「収賄」の罪に問われている州国家機関「マルコフスキイ営林署」署長コワリヨフ E.F.が関係し控訴されている刑事事件の一件だけである。嫌疑がかけられたコワリヨフ E.F.には訴訟上の強制手段として、一時的な役職解任の措置が取られている。

上記のような例をみると、警察とその他の国家機関の間のより積極的な情報交換が必要なことが明確である。イルクーツク州の警察、ロシア自然利用監督局の参加の下、森林局下の営林署に対する複合的な監査を行うことが効果的であるだろう。

2008年イルクーツク州森林局は、林分の売買契約締結権の販売促進という政策を取っている。森林資源がそれを合法的に獲得したいと思う者に対して開かれた環境を用意することが不可欠である。現時点で

³⁶ イルクーツク州森林局局長ゲルヴィク O.V.の公表資料を元に作成

森林局には、森林管理・監督・保全・保護部が創設されている。森林局の今後の政策としては、イルクーツク州内の森林経営機関における情報技術適用の加速化が盛り込まれている。WWFの見解では、これと共に導入が望ましいと思われる方策は、以下である：

- 森林経営活動に関するあらゆる機関共通の情報データベースの構築。データベースは山林区における森林利用の初期書類の発行に従ってオンタイムで更新され、そこからインターネットを通じて必要な情報や検査データを管理連鎖中の関係部署が参照できる。このデータベースは、補足的には森林経営活動の全体的な管理をも可能にし、発生する不均衡や歪みをオンタイムで発見することができるであろう。
- 州内の道路上での違法木材運送の可能性を排除するためには、特別なナビゲーション機器により全木材運送に関する技術を装備させるプログラムに資金を割当てる。運送される木材の合法性に関する情報へは、時間場所を問わずにアクセスできる状態にする。現在、このような技術開発企業との連携が進められている。

違法伐採対策は、直接的な森林伐採の現場ではとりわけ、森林経営に携わる労働者の生活や健康を危険にさらす恐れがあるので、取締りにあたる労働者の法的な保障および 15,000～20,000 ルーブルの月給を確保すべきである。

地方において違法伐採木材量の増加に最も直接的に影響しているのは、丸太運送のための鉄道輸送手段の供給である。林産業者(公開型株式会社「ケドル」)からの情報によると、トウルンスキ地区では、東シベリア鉄道局の管理部は、中国へ運送される丸太のための鉄道貨車割当て計画申請書を審査しながらも、地元の林産業者へは、無蓋貨車がないことを理由に、運輸・通信省の貨車での運送計画を保証しないにも関わらず、一方では東シベリア鉄道局と貨車供給契約を結び、場合によっては違法木材を保有する中国企業へと順調に貨車割当てを行っている状況である。地元の業者が中国へ自らの製品を発送するには、14,000 ルーブルずつを支払い「トランスレス」の発送所を通すしかない。このような貨車割当ての状況は、州政府の管理の下に再組織されなければならないだろう。

違法伐採問題の解決へ向けて-WWF ロシアの提案

WWF ロシアは、違法木材調達、違法伐採木材貿易、中露間の木材貿易における汚職の各問題への対策として以下の取組みを提案している。違法伐採の原因は複雑で多くの図式を持つことから、提案される取組みを実施するためには、ロシアの各地方、中国及び中国から木材製品および紙・パルプ製品を輸入する各国が協力する必要がある。

政府の各機関としては、シベリア、極東地域において森林管理および法施行性を実質的に向上させる必要がある。この目的の枠内では、以下が提案される：

- a). 管理システムの効果向上
 - b). 法的基盤の再編
 - c). データ収集および分析を最適化するシステムの導入(衛星画像および航空写真による地図)
 - d). 森林法違反を検証し得る、許可証や認可証、運搬書類チェックの導入
 - e). 木材ビジネスの透明性向上を目的とし、許可書類の形式と内容を関係各者へ広く解説する
 - f). 地方内の企業が持続可能な森林利用の原則に基づき、生産するよう奨励する
 - g). 森林利用関連の全機関において、法施行を完全に遂行できるようにする
- (機関としては、森林セクターに直接関る政府機関、警察、裁判所、税関。方法としては、制度改革の実施

や、森林セクターに関連した関係各者の教育を通し、森林法違反の原因となる違法行為を組織し、資金援助している者や、そこから利益を享受している者、同様にその共犯者を厳重に罰することを保証するものが望ましい。)

ロシアの生産者は、環境に配慮した林産業者協会へ加入し、責任を持った森林利用へ対する努力を示さなければならない。この協会とは、認証木材貿易の世界的なネットワークである Global Forest Trade Network (GFTN) の一部であり、WWF の後援により創設されたものである。この協会会員は、環境政策の諸原則を遵守しなければならない。認証を受けていない企業は、入会前に木材調達ラインの合法性を証明する情報を提示することが義務付けられている。メンバーになっている企業も同様に、一定の期限付きで森林認証へと確実にかつ持続的に向かって行くための独立した監査を定期的に受けていることになっている。ロシアの生産者は、ビジネスの合法性および／あるいは持続的発展を管理するシステムを導入しなければならない。林産業者の場合は、森林認証システムの使用が可能である（認証発行は、認証制度によって定められた基準に従って利用されているか否かを、独立した第三者である監査員が保証するというプロセスを辿る）。森林認証により、森林領地における管理が効果的に、法に則って行われていることを証明することができる。認証制度によっては、認証保有者が認証林において調達されたすべての木材およびこの木材から製造されるすべての木材製品の流れをトレースすることが義務付けられる。FSC 認証システムでは、木材製品が効果的に管理された森林から生産されたことを証明する独自のラベリングにより市場との連動が保証されている。

中国政府は、環境的に持続可能な森林管理を支援・奨励し、将来的に自国の産業が発展し、しかるべき経営・管理を安定的に行えるように、国内の FSC 認証の発展を促進すること。

中国において生産活動を行う、あるいは木材・紙製品を調達している企業は、生産に使用している木材を合法で環境的に許容される産地・ルートから調達するよう、要求していく義務がある。小売業者ネットワーク、建設会社、購入者は、責任ある購入指針を持つべきであるすなわち、違法に伐採された木材を含む製品を購入せず、効果的に管理された森林からもたらされた木材製品および木質原料を優先購入する、技術的な支援および効果的な森林利用の領域での達成目標を認知したい企業は、GFTN に入会するといった行動が望ましい。

中国政府は、違法な出所の木材を含む製品輸入の停止へ向けた政策の実現と法の制定をするべきである。中国の政府機関は調達方針を策定し、一連の合法性追求政策に従い、製品の持続的な発展の原則に従うことでインセンティブを認識でき、同時に違法な出所をもつ木材製品も市場の重要なセグメントと共に縮小されるであろう。加えて、中国政府は違法伐採材を含む製品の輸入を法的に禁止できる。このモデルとしては EU の法律が参考になるであろう。その場合、ロシア政府機関は、すべての木材が合法的に調達されるよう、第三者による検証をクリアしていることをモニタリングする必要がある。

中露政府は、双方の協力の下、違法材取引対策を実施するべきである。例としては、中国が 2002 年にインドネシア政府との間で署名した相互理解に関する覚書において、中国側は違法木材輸入対策の原則的な責任を自ら負うことを約束した。まず、同様の合意を中露間で締結し、続いて明確な行動計画に従い、対策を行っていくべきである。さらに、中国は国境木材貿易に対する 50% の減税措置という「一時的な」自国政策を見直すこともできるだろう。

本文中で上記したことを総括すると、全国的および地方のレベルにおいて、違法木材調達および違法

調達木材貿易の停止へ向けた、法的アクトおよび経済的、資金的、組織的な措置の戦略を策定することが不可欠であるという結論に達する。丸太の輸入者と輸出者である各国間の国際協力を、木材流通経路のモニタリング、規格化された(透明性のある)税関手続きの実現という形で強化すべきである。

2-2 違法伐採問題と汚職 (イルクーツク独立社会調査・教育センターからの報告)

このセクションでは、木材分野における汚職状況を概括する。ここでは、汚職関係の主なメカニズムとそれに関与する主要人物に注目し、様々な汚職行為の原因究明に努めた。また、手元のデータに基づいて実施可能範囲で、木材分野における汚職規模の評価を行なった。

しかしこの他にも、汚職が発展してきた背景を解き明かす必要がある。このため本報告書作成に当たっては、林業集落の社会状況全体、ならびに、非産業伐採の歴史、木材分野における国家政策等の問題にも着目した。

データの大半は、2004～2005年に独立社会調査・教育センターが独立社会学調査センター(サンクトペテルブルグ)との協力により行なった「イルクーツク州の森林利用におけるインフォーマル経済」プロジェクト³⁷の枠内で収集したものである。イルクーツク州をこのプロジェクトの研究対象に選んだのは、同州がロシア最大の木材伐採地域の一つだからである。独立社会調査・教育センターの研究員は、2006～2007年にかけて現状のモニタリングを行ない、二次データ収集作業を行なった。新たな実地調査は行なっていない。

日常的な違法伐採

違法伐採を取り上げる際には、それが必ずしもビジネス戦略につながっているわけではないということを念頭に置いておかねばならない。林業集落の日常において大きな役割を担っているのは、いわゆる「日常的な伐採」である。ここで言う日常的な伐採とは、地元住民がその家庭の需要を満たすため、すなわち、薪・建築・修理用として行なう伐採のことである。こうした伐採は、林業集落での日々の生活を営んでいくうえでも少なからぬ役割を果たしている。そしてこの日常的な伐採もまた、二つの異なるタイプに分類できる。

一つには、ある程度の量の木材(一戸あたり30m³または一冬あたりの薪として15m³)³⁸を調達するには、莫大な資源を保有していかなければならないという点が挙げられる。また、これだけの量の薪を運び出すには、少なくともガソリンチェーンソーと車を所有している必要がある。一方、上記と並び「小規模な」日常的森林利用、例えば、塀の支柱等として一本あるいは数本の幹を伐り出すといった行為も見受けられる。後者のタイプは、伝統的森林利用の実際例として分類し、今回の調査対象から外している。

さらに、日常的な森林利用(ざっとみて、年間15m³の暖房用である)の規模についても、伝統的森林利用の範囲内に分類したいところである。しかし、この規模を評価しようとしたところ、ペチカで暖を取っている10戸以上の世帯が1年間に必要とする薪の量は100万m³以上になることが判明した。さらに、30万m³以上が建築用に利用される。しかし、2005年にこうした目的で合法的に使われた木材はおよそ25万m³であった。すると、残る100万m³(最小値)は、日常的に行なわれている森林の違法利用によってまかなわれたということになる。

³⁷ 近似するテーマで二つのプロジェクトが実現された。調査結果は、『木材利用におけるインフォーマル経済』(I.オリムビエワ、O.パチェンコフ、Z.ソロヴィヨワ編、モスクワ、モスクワ・パブリックサイエンス財団、2005年)に掲載されている。

³⁸ バイカル・アムール幹線鉄道エリアの面積80m²程度の家屋として。

我々の評価では、伐採用地からの違法もしくは完全に合法的とは言えない方法による燃材・パルプ材の搬出によって、上記の量の約半分が埋め合わされていると思われる(所有者との合意を得た上か、あるいは、暗黙の了解による)。このように、日常的な違法伐採量は、イルクーツク州全体で少なくとも年間 50 万 m³に上る。これは、伐採総量の約 2.5%にあたる。

しかし、日常的に行なわれる違法伐採による重大な影響は、第 1 グループ森林にふりかかっているのだということを考慮する必要がある。というのも、自然保護区や国立公園では、日常的な需要を満たす目的で合法的に木材を供給するには様々な障害がついてまわるため、こうした伐採方法が大きな意味を持つようになっているためである。日常的な違法伐採は、通常、居住地域・道路または河川(搬出路)に直に隣接している地域、すなわち、第 1 グループ森林で行なわれることになる。従って、こうした違法伐採は、木材調達に関わる正規の規則全般を社会から締め出してしまうという重大な影響力を持っていることを指摘しておく必要があるだろう。

最終的に産業伐採の分析に移行する前に(この先、日常的な伐採については話を戻さないことにする)、日常的な伐採が産業伐採に及ぼす影響について詳細に検討しておかねばならない。

自らの行為を正当化するための言い分 が幾つかある。これは違法産業伐採者も倣っているので産業伐採へ影響を与えていた主要な手法である。そういった日常的な森林利用に特徴的な言い分を、住民による違法伐採を調査する際に情報提供者から幾度となく聞くことができた。例えば「ここは自分の曾祖父が伐採し、祖父も伐採し、父も伐採した場所だ。だから自分も伐採する！」というような言い分である。ただし、こうした態度でも、通常、公の言述において、先住民族とその民族特有の自然利用形態の伝統に話が及ぶ場合には正当であるとみなされる。

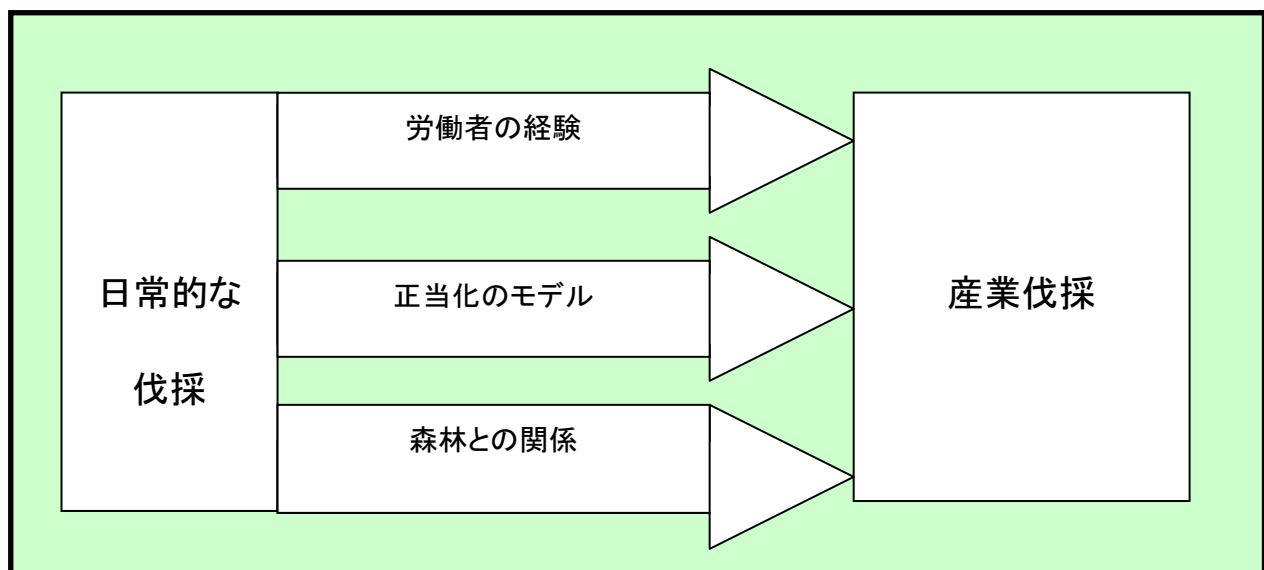


図 2-2-1 日常的な伐採が産業伐採に及ぼす影響のメカニズム

学者や生態学者は、一般的に先住民族たちが、他の全てのロシア国民に義務づけられる森林利用規則の例外をなしていると考えている³⁹。ただし、大部分の林業集落の住民は、その形式的な特徴から見て、

森林を生活の糧とする「先住民族」とみなすことはできない。これは、たとえ住民自身が自らを「先住民族」に類似すると考えていたとしても不可能なことである。住民が自らと森林に対し、こうした考え方抱く根拠としては、暖房に関わる状況が挙げられる。イルクーツク州の建造物は薪による暖房が大多数⁴⁰である。こうした意味で言うならば、住民は森林を糧に生活しているということができる。そしてこれが、森林との「伝統的な」(産業以前の)関係を有しているとする根拠を住民に与えることになっている。

現在のロシアでは、森林は木材としてだけではなく、建築資材として、また、菌茸類・ベリー類・狩猟対象といった資源の採集場としても利用されている。こうした暮らしの営みは全て、これまで通り、イルクーツク州およびその他のロシア国内非産業的「森林」地域に住む「都市部以外の」住民の大部分の生活にとって非常に重要なものだ。しかしここで、このような森林との関わり方は産業的森林利用を特徴付けるものではなく、日常的な利用を特徴付けるものであるということ、すなわち、こうした態度が、日常的かつ違法な森林利用(伐採)に対する正当化および弁明として利用されているということをもう一度指摘しておきたい。

このような態度はしばしば、森林の違法利用に積極的に関与している小規模ビジネスの経営者達によつても模倣されている。こうした者たちは、自らが『生まれながらにして』この場所にある木材をこのような方法で調達する権利を持つ者である」と位置づけるのだ。こうした利用方法への国による介入は、伝統的権利を侵す不当なものとして捉えられる。

日常的な森林利用から産業的利用への移行は 1990 年代半ばにしばしば見られたものであり、この中で状況は二つの方向へと発展していった。一つの流れは、地元住民は自分たちで作業班を作つて木材調達をするようになっていった。道具(もしくは輸送手段)を持っていればすぐさま作業班を形成でき、木材調達が行なえるようになったのである。このような木材調達は、日常的な森林利用のやり方(薪の調達を目的として組織された同じ村の人々によるグループ)に沿つて行なわれ、実際に進めていくにつれ、販売目的の木材調達を行なうようになっていった。もう一つの流れでは、人々は何らかの報酬と引き換えに、友人・隣人等に木材を供給するようになっていった。そして、そういった人々に、直接その知り合いではない人たちも木材供給を依頼するようになっていくにつれ、こうした行為が商業的意味合いを持つ事業へと姿を変えるようになったのである。この際、道具および／または輸送手段の所有という条件が、日常的伐採から産業伐採へと移行するための鍵として機能したと思われる。

上記のように、産業伐採は、日常的な伐採への類似性の度合いに応じて以下の幾つかのグループに分類することが可能となる。

1. 木材の販売がたまにしか行なわれない日常的な伐採。主に「自分のために」作業をし、幾ばくかの余剰分を時おり販売する可能性があるような状況。
2. 産業伐採と日常的な伐採が切り離せないものとして行なわれる伐採。自分のためおよび販売目的両方のために木材調達を行なうが、これが個人レベルで行われるもの。この場合、伐採者は自らの行為を「森林を糧に生きている」住民というモデルを用いて正当化し続ける。

³⁹ A.N.ヤムスコフ「伝統的自然利用地区におけるロシア北方少数民族の権利」/『慣習法および法的多元主義』(慣習法および法的多元主義に関する第8回国際会議記録、1997年、モスクワ)編集責任者:N.I.ノヴィコワ、V.A.チシュコフ。モスクワ、ミクルホ・マクライ記念民族学人類学研究所;人類学・民族学国際連合慣習法・法的多元主義委員会、1999年。

⁴⁰ ここでは住居ではなく、建造物を指す。これに関しては、通常、産業設備により暖をとる家屋に住む住民の方が、ペチカで暖を取る家屋に住む住民より圧倒的に多いことを念頭に置いておくことが重要である。

3. 日常的伐採というモデルにより正当化される小規模ビジネス。木材調達者は主に産業伐採を取り扱うが、公的にはそれを生存のために余儀なくされている日常的な伐採として位置づけているもの。

近年、第3番目のモデルをとる者の合法化と、木材調達への合法的参加への移行が徐々に進められている。しかし、この行動の特徴から見て、近い将来にはまだ、彼らは木材調達に関わる法的基準を全て守ることができるような森林利用者にはなれない可能性は高い。日常的な伐採の方は、将来も、なんらかの形で維持されていくことだろう。

違法伐採の範囲

森林利用規則を定める規範基盤は非常に複雑である。さらにこの領域では、国際標準化組織による基準や環境要件等の整備が、法令と並んで急を要する課題となっている。

こうした状況が、「どれを合法的伐採とし、どれを違法伐採であるとするか」とするような単純な分類だけでは不十分となる事態を生んでいる。様々な分野においてどの程度の違法性が生じているのかを知るために、まず、具体的な個々の状況を詳細に分析してみたい。

「違法木材はいついかなる時も違法木材に他ならない」と反論されるかもしれない。だが、例えば、河川の水資源保護地帯で許可書類なしに伐採された木材については議論の余地はないが、合法的に割当てられた伐採用地内で指示された規定量を単に超過して伐ってしまっただけの木材では、話が少々違ってくる。

手元のデータに基づき、違法伐採を以下のように、「黒い」犯罪的伐採から「白い」合法的伐採までのスペクトル形式を用いて検討した。

- 完全に「黒い」犯罪的伐採(法的意味において違法な違法伐採)。すなわち、そもそも伐採許可を取得していない伐採、該当地区における伐採許可を得ていない伐採。
- 「黒に近い灰色の」伐採。真の意味での犯罪的伐採ではないが、重大な法律違反があるもの。例えば、営林署が管轄外の区画の割当てを行なった場合、伐採用地の規模を著しく不当に小さく報告する場合、伐採用地内で大規模な越境伐採⁴¹ が行なわれた場合、権利譲渡を根拠に伐採が行なわれた場合(伐採許可証⁴² の発行を受けた者ではない人物による伐採)、健康な森林が衛生伐の指定を受けた場合等。
- 「灰色の」伐採。伐採用地内で大規模な過伐が行なわれた場合(15%超)⁴³、小規模な越境伐採があつた場合、(択伐時の)伐採対象木選択規定違反・木材搬出規定違反・伐倒規定違反があつた場合等。

⁴¹ 割当てられた伐採区画の境界を越え、隣接する区画で行なわれる伐採。

⁴² 伐採許可証とは、営林署が発行する書類で、所定の伐採用地において所定の期限内(1年以内)に所定の量の木材を調達する権利を業者(企業、営林署下部組織等)が有していることを証明するものである。伐採許可証発行の根拠とccessibleなのは、森林フォンド賃貸借契約か立木木材販売に関する競売記録のいずれかである。場合によっては(ソーシャル・リミット)、地方(または地域)政府の決定も伐採許可証発行の根拠となりうる。

⁴³ 「ロシア連邦の森林における伐採用地の割当ておよび査定に関する指示」(1993年6月15日付ロシア連邦林業局令第155-P20号)による。

- 「白に近い灰色の」伐採。伐採用地内に樹幹上部・基部が放置された場合、伐採用地の清掃・森林再生準備作業が行なわれない場合⁴⁴、運搬具乗り入れ用路の敷設時に作業規定違反があつた場合、作業時に労働法・税法違反があつた場合等。
- 「白い」伐採。いかなる違反も犯さなかつた伐採。

今回の調査では、以下のことが判明した。

- 伐採段階において完全に「黒い」伐採は、遂行可能な違法行為の一形態にすぎない。
- 木材部門における現状は、完全に「白い」伐採は実際には不可能である。

違法伐採のタイプ				
	公的な 伐採許可	伐採許可の 合法性	技術基準の 順守	環境基準の順守
「黒い」伐採	なし	なし	なし	なし
「黒に近い灰色の」伐採	OK	なし	なし	なし
「灰色」の伐採	OK	OK	なし	なし
「白に近い灰色の」伐採	OK	OK	OK	なし
「白い」伐採	OK	OK	OK	OK

しばしば国家機関は、完全に違法な「黒い」伐採が最も多いと言及するが、こうした行為が地域／国家の森林・経済に及ぼす損失規模の観点から見ると、この見方には疑問の余地があると言える。既存の統計によると、違法伐採の規模は全体で伐採総量の 0.25% 程度である⁴⁵。他の違法伐採形態の規模を計算するのは非常に困難であるが、専門家⁴⁶ も言っているように、他の違法伐採の規模は、完全に「黒い」伐採と比べるとはるかに多くなると推測できる。

こう確信する主たる論拠は、伐採過程における上記の違法行為は、通常、これと並行して完全に合法的な伐採にも携わっている森林利用者が行なっているものだということである。現場では、同一の木材調達者が個々の伐採用地、季節、森林官との関係、各営林署管理機関との関係等に応じ、(違法性の度合いに応じて)、違法伐採のスペクトル間を絶えず移動している(賃借者は様々な営林署の管轄区域に伐採用地を保有することができるため)。また、本来許可されていない場所における伐採区画の獲得、書類記載時における伐採用地木材量の著しく過少な報告、大規模な越境伐採の実施、木材伐採権の譲渡、作業時の労働法違反・税法違反等といった違法行為に関与できるのは、正規に業務を行なっている森林賃借者のみである。

⁴⁴ 森林再生作業とは、伐採後、もしくはその他の理由(火災等)により森林が破壊された後に、森林被覆植生の形成を確実なものとするための作業を指す。

⁴⁵ 営林署のデータによると、2003 年の違法伐採総量は 5 万 m³ を上回っていないという。一方、州政府データに基づく州内伐採総量は、2,000 万 m³ 以上に上っている。

⁴⁶ このような見解は、主として生態学者が述べているものである。「ロシアにおける違法伐採概観」(www.forest.ru) を参照されたい。

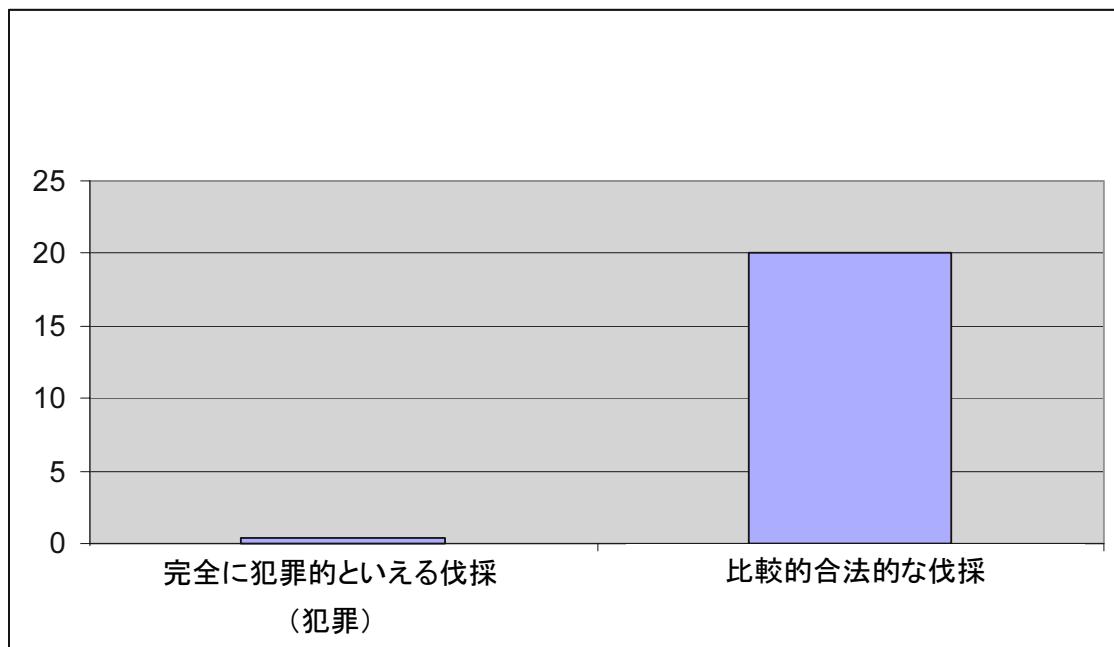


図 2-2-2 完全に犯罪的といえる伐採(木材窃盗)の相対量

露骨に「犯罪の臭いをさせている」伐採者は、このような関係に関与することはできない。というのも、上記の行為は、正規の関係に隠された裏の部分だからである。そのような伐採者は紛れもなく違法な存在であるため、その者が森林に居合わせること自体が違法となってしまう。このような人物は営林署とも森林官とも、その他の木材調達者とも交渉することはできない。木材取引に関わる者全員が、このような者に対する監視の目を光らせ、こうした人物と闘っているのである。

しかし同時に、木材獲得分野における正規の関係に関与する者は、必要な技術力、確立された販売市場、良い風評(「白い」市場への参加者としての評判)、正式書類(大部分の木材に対するもの)を手にしているおかげで、さらには、森林官・営林署の業務メカニズムに関する知識、および／または、森林官および／または営林署幹部との違法な関係を利用して、上記のあらゆる違反に手を染めることができる。このような事情を全て考え合わせると、木材獲得の「白い」部門の正規労働者も加わった違法行為によって獲得される木材量が、犯罪性を露わにした「黒い」伐採量を上回るものであるとの前提を置かざるを得なくなる。こうした現象を引き起こした要因は、名の知れた市場の「白い」部門の参加者は、闇の分野でもうまくやれるような必要物資・資源(財・技術・情報・社会(人とのつながりや風評といった社会的資本))に関するものを手にしていることである。闇の分野でしか仕事をしない業者は、こうした物資・資源の大半を持ち合わせていない⁴⁷。

⁴⁷ 様々なビジネス分野におけるインフォーマルな経済取引についての調査は、独立社会学調査センターの社会学者が定期的に行なっている。ここではこれを用いて、状況が類似する他の部門の現状に言及し、「白い」部門の参加者が「灰色」または「黒い」部門の主要参加者となることはよくあることだと言うことが可能である。

Informal forestry

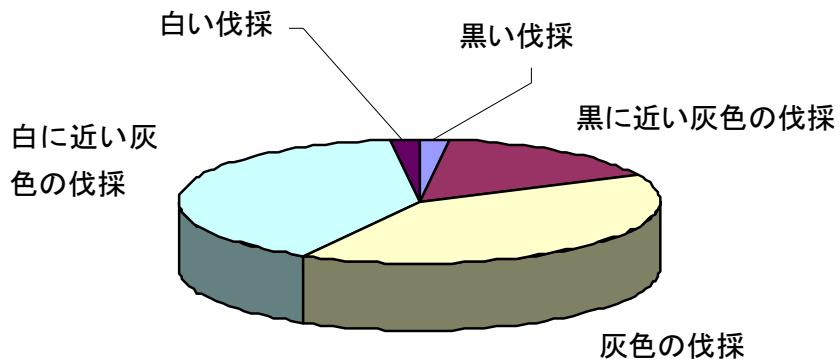


図 2-2-3 インフォーマルな伐採⁴⁸

ここには、「許容違反レベル」といった重要な問題がある。個々の事例において、連邦自然利用監督庁または TALKH⁴⁹ が、何らかの違反を「許容できる」ものとして判断する可能性がある(そして通常、こうした判断行為を行なっている)という点が問題なのである。例えば、伐採残渣⁵⁰ は集積されているが、それが正しい方法で破棄処理されていないといったような事例である。これは違反行為である。しかしその一方で、伐採作業関与者は誰一人としてこれを違反行為だと考えていない。

森林利用分野における監督機関の日常は、何を違反行為とし何をそうでないとするのかといった選択に常に直面するような日々で成り立っている。そして、現行の法的基盤にたてば、ほとんど全ての場合において、違反行為を発見できるのである。しかし、このような状況の中、監督機関はたいてい、地元で採用されているインフォーマルな規範に則って業務を行なっている。つまり、法的基盤に基づいてではなく、監督機関職員の環境に対する意識と慣習法に基づいて決定が下されているのである。「白に近い灰色の」木材が常に、あるいはほぼ常に、「白い」木材となっていくのは、このような背景があるからに他ならない。

さらにもう一つの評価基準が導入されたことにより、課題は一層複雑になっている。というのも、近年では、企業が社会法・労働法を守っているかどうかという点が、合法性の判断基準とみなされるようになってきているためである。ここで、次のことを指摘しておきたい。いかなる状況においても社会法・労働法を完全に守るだろうと考えられる森林利用者など存在しないのである。こういった状況に従って、再び幾つかのスペクトルを以下に提示する。

⁴⁸ 一部、聞き取り調査結果を補助的に使用し、刑事事件統計および営林署統計を分析して作成。

⁴⁹ 以後、「連邦林業局地方機関」とする。

⁵⁰ 伐採残渣:木材調達により発生する枝・木片等の廃棄物のこと、伐採用地内での作業終了確認に基づいて燃やすか(たいていは冬季)あるいは埋めるか(たいていは夏季)の処理をしなければならない。

- ・ 違法移民、身分証明を持たない者等を労働力として利用している企業が存在している。この場合、社会保障面については完全に違法な業態であると言うことができる。
- ・ 企業の大部分が完全には合法とはいえないパートタイマー労働力を利用している。この場合、職員の大部分は何らかの正式な手続きに基づいて雇用されてはいるが、合法的な給与は実際額よりも少なく、社会的義務(病欠手当、有給休暇等)の大部分が遂行されていない。
- ・ 幾つかの企業は、社会的義務の大半を実現している。合法的な給与の割合も 100%に近く、病欠手当、有給休暇、社会保険等も完全に保障されている。しかし、こうした企業にも、労働安全面や労働者に対する十分な生活水準の保障といった面では多くの改善すべき点がみられる。
- ・ 法で定められている社会的義務を完全に果たしている企業がおそらくどこかにあると思われるが、調査の中では、そのような企業を見つけることはできなかった。

伐採区画獲得の合法性も、調達する木材の合法性を検討する際の、もう一つの判断基準である。利用目的で森林が譲渡される場合に、汚職メカニズムが利用されたとしたら、そこで調達される木材は合法的とみなすことができるのだろうか。森林利用の割当て時に、森林フォンド管理機関側の森林法違反があった場合、その木材を合法的とみなすべきなのだろうか。一方では、これを合法的とみなすべきだとの考え方がある。しかしその一方で、下に示すように、合法的な割当てにはほとんどお目にかかるないというのが実態である。

この問題を考える際には、国家管理機関の目から見れば、司法当局や森林管理機関からクレームがつかない木材は全て合法的と判断されるのだということを念頭に置いておく必要がある。つまり、区画割当て・調達・伐採用地獲得といった段階において、労使関係において生じる違法行為は全て、問題の丸太が合法的なものであるかどうかを判断する際には問題視されず、登記システム上は完全に合法的なものとして記録されるのである。

The workers in forestry

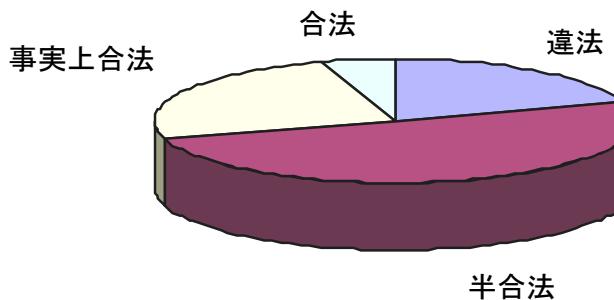


図 2-2-4 林業部門における労働者の割合⁵¹

汚職度タイプ別の木材の量的分布については、大まかに以下のようなものになる。

- ~20%: 完全に合法的な木材。本論でいう「白に近い灰色の」木材。何らかの違反行為が生じるが、それが極めて少なく、監督機関による記録がなされないもの。
- ~60%: 汚職木材。調達時に比較的小規模の違反行為が生じるが、監督機関下級職員のレベルでそれが隠蔽されるもの。
- ~10%: ほぼ違法であるが、監督機関および／または司法当局上層部職員との汚職関係を利用し、それを隠蔽して登記できるもの。ここまで3グループは、統一登記システム上では合法木材として記録される。
- ~10%: 完全に違法な木材。通常これは、書類を取得せずに調達された木材か、大規模な伐採規定違反を犯して調達された木材を指す。こうした木材は、通常は搬出されずに地元の製板所か隣接都市で販売され、地方での需要充足に使われる。

このような点から、今後の動向を以下のように述べることができる。まず、国家機関の視点から合法的であるとみなされる木材の量は、今後も安定した伸びをみせるだろう。州政府データによると「航空・衛星モニタリングと、取引-集積所における木材統一登記システムの効果: 2006年1月1日時点での違法製品搬出量が約400万m³であるのに対し、2007年10月1日にはそれが200万m³まで縮小されている」という。どうしてこのような結果を出せたのか、考えてみたい。まず、2005年に予見したとおり、完全な違法性を伴う木材調達は減少し続けている。しかしこれと同時に、国家木材登記システムへの登記規定が簡素化され、利

⁵¹ 本調査の結果を評価して作成

用者はこのシステムへ登記されるにはどうすべきかを習得していった。さらに、システムへの登記を可能にできる汚職モデルも整えられた。こうして、より多くの木材が木材統一登記システムに記録されるようになり、国の視点から見るならば、これが合法的木材となっていましたのである。

一方、世界基準に従った木材調達の今後の発展動向はというと、こうした方向性を持った動きは確かに存在するが、近い将来、ここまでレベルに達した合法化が大勢を占めることはあり得ないだろうということを認めなければならない。

木材分野における汚職

木材分野においては、ほぼあらゆる段階で汚職が発生している。区画を競売に付す段階すでに汚職の構図が生じているのだ。そしてこうした汚職は、競売に続くすべての段階においても同じく生じているのである。

全体的に見て、1990～2000 年代に木材分野において生じたことは、「汚職のルーティン化」として位置づけることができるだろう。現在、汚職は木材ビジネスのほぼあらゆる段階で生じている。情報提供者による多くの証言によると、入札委員会、地方政府、営林署等、いたるところで「支払い」が必要なのだという。そして、これは、企業が無償で許可を取得できるよう便宜を図ってやることに対する謝礼要求、すなわち、露骨なゆすりとなる場合もあるし、追加サービスの提供、特別待遇、正規の監督規定を回避し手続きを迅速化してもらうための支払といった形をとる場合もある。そして、これに関与した者たちがこうした状況をあたかも当たり前の、慣例化したもののように受け取っているという点が、特徴として見られる。また時には、賄賂を「重要な仕事」や必要経費として捉えているような例も見受けられる。

汚職が蔓延しているあらゆる分野のうち、木材獲得業者の側から非難されるのは、おそらく、鉄道分野での汚職のみだろう。我々はこれを、鉄道が木材獲得地域の社会関係システムには含まれていない（あるいは含まれてはいるが、中小企業のビジネスマンでは介入することができないほどの上層部に組み込まれている）「よそものの」機構であるためだろうと考えている。実際、汚職行為は、多様な社会関係の一要素、社会ネットワークの中の相互関係の一部分となっている。このため、汚職はしばしば、肯定的にではないにせよ「当たり前の」こととして受け止められていくのである。しかし、こうした社会ネットワークの一員ではない何者かが汚職者として現れた場合には、この人物は否定的に、汚職者もしくは「たかり屋」として捉えられるのである。これが、情報提供者が、他の官庁との関係の中で生じる汚職は比較的「当たり前の」こととして捉えているのに対し、鉄道分野での贈収賄を否定的に見ている理由ではないか考えられる。

このように、正規のものでもなければ合法的なものでもないが、森林諸関係に関与する者の目には正当なものとして映る不文律やインフォーマルな慣習といったものにより築き上げられた規範体系が存在している。そして、この正当ではあるがインフォーマルな規範・慣習が、木材伐採分野における諸規定・諸関係の一種の事実上の代替システムとなっており、これによって、森林利用関係諸機関の実際の相互関係も左右されているのである。

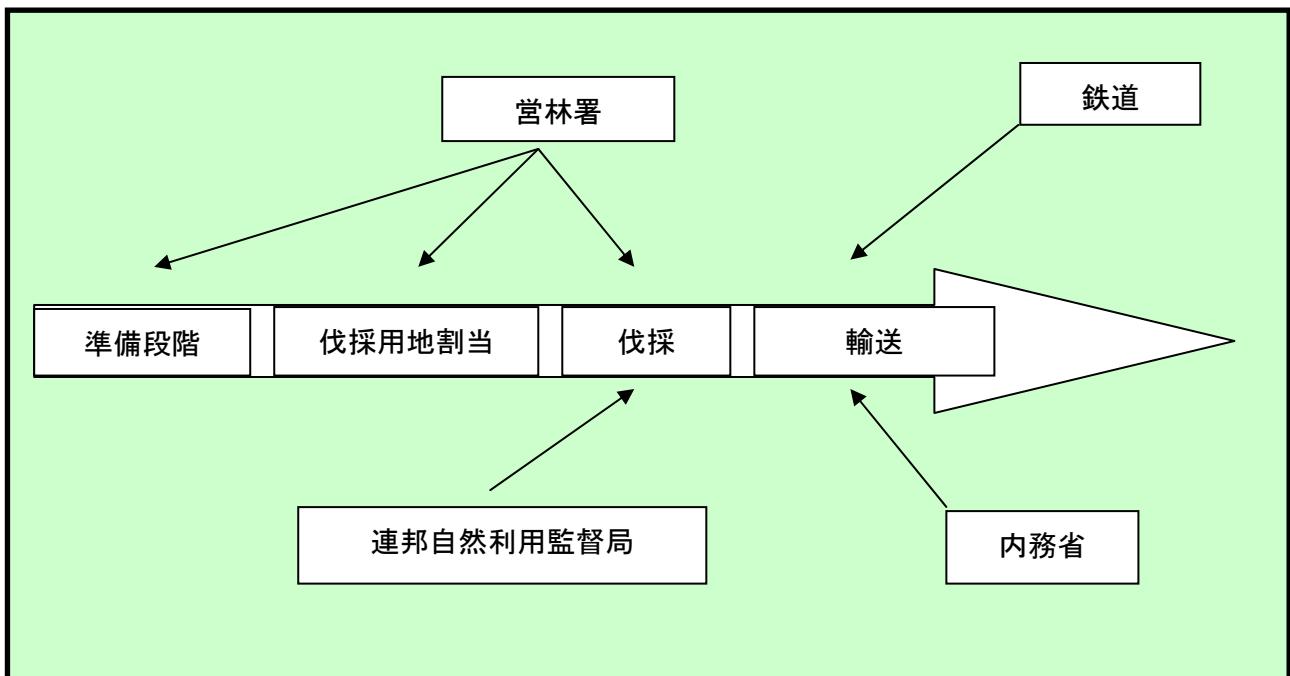


図 2-2-5 汚職関係の主な関与者

ここからは、森林利用分野において汚職要素が介在している諸関係を、順を追って見ていくことにしよう。ここでは、三つの局面の厳密な分類を行いたい。一つ目は既存の規範が効率的ではないために行なわれる汚職、二つ目は森林利用者が法律違反を犯し、それを隠蔽する必要が生じたために行なわれる汚職、三つ目は官僚側からの賄賂の強要である。

- 森林を競売に付す⁵² 際には、森林利用者が森林フォンドの具体的な区画を競売に付すよう営林署職員へ願い出なければならない。これとは反対の場合もあり、その場合は、営林署が連邦林業局地方機関へある程度の規模の区画に関する資料を提出し、森林利用者側はその森林フォンドに関心があるかどうかを判断するため、それぞれ 200~500km 離れた地点にある 5~10 箇所の区画を(形式的に)見てまわらねばならない。この方法が非現実的であることは言うまでもない。ここに挙げたケースでは、汚職メカニズムは非機能的な正規の手続きの代役を務めているだけである。このケースがもたらす弊害は、森林利用者にとって魅力的な区画しか競売に付されないことである。
- 競売手続きは、ほぼ、汚職関係を前提としたものではないと言える。しかし、ここにも汚職の余地が幾ばくかではあるが存在している。それは全て、官僚による賄賂の強要に関連したものである。特に、その支払いの見返りとして、競売期日をある程度有利に指定でき、区画の競売条件もある程度有利にできるようになるという点が挙げられる。
- リース区画における伐採用地割当ては、完全にインフォーマルな分野となっている。伐採地割当ての調整基準があまりにも多様・多数であるため、営林署職員は好きなように事を運ぶことができる反面、明確な行動規範を何も持っていないとも言える。伐採用地における伐採許可量の決定も、上記

作業に含まれており、⁵³ ここでは、一定していないばらばらの基準量を設定することも可能となっている。この分野でも汚職は生じている。その要因としては、国家機構が非効率であるという点が挙げられる一方で、基準を完全には守らないか、あるいは、全く基準を守らないという木材調達業者の日和見主義的な行動も挙げられる。こうしたことが、短期リース時に最も将来性の高い林地が伐採されてしまうという事態を招く原因になっている。

- 伐採監督の分野での汚職は、監督機関に対して伐採用地で摘発した違反行為を記録させないように働きかけることから、生じる。こうした違反行為には、越境伐採、過伐、誤った伐採運営、パルプ材・伐採残渣の誤った処理等が含まれる。ここでの汚職の原因是、森林利用者が自らの利益を最大限にしようと欲する点にある。しかしここでは、官僚側が森林利用者に圧力をかけるためのメカニズムも機能している。このような状況では、伐採行為が環境に及ぼす害悪が増し、森林利用者の環境への配慮義務がなおざりにされる。
- 伐採用地清掃の監督については、伐採監督の分野と、その仕組みの点で類似している。ただし、汚職者になっているのは主として営林署員である。この分野では、何らかの形で所定の基準違反を犯した際見逃してもらうために金銭授受が行なわれている。こういった汚職の根底には森林利用者の日和見主義がある。こうした行為もまた、伐採用地における自然的・人工的森林再生を困難にするという点で、環境損失をもたらすものである。
- 木材搬出の段階で生じる汚職には、違法伐採材を輸送してはいるが、伐採許可証を提示する機会のない森林利用者のみが関与している。司法当局は木材の合法性を路上で直接点検することができ、大都市への乗り入れ箇所で特にこれを積極的に行なっている。しかし、汚職メカニズムの働きにより、ほとんど全ての違法材が都市に持ち込まれる結果となっている。この種の汚職の根源は言うまでもなく、企業が違法取引を望んでいるという点にある。このような状況は、比較的合法的な森林資源を扱っている企業に不利な状況をもたらし、企業のモチベーションを低下させるとともに、環境損失を引き起こす違法な木材調達が引き続き行なわれる土壤を作る原因となっている。
- 鉄道は汚職取引連鎖の重要な構成要素である。先にも述べたように、鉄道はあらゆる業者から非難される唯一の汚職機関である。ただし鉄道は、独占体としての自らの地位を利用しているにすぎない。鉄道は、車両提供期日や、車両への積込み時間等の決定権を握っている。汚職関係がなければ、全ては「規則に従い厳格に」行なわれ、車両への積込み時間は 1 時間に制限され、車両提供は例えば 1 ヶ月後という具合に定められる。こうした状況は、鉄道が独占体であり、その職員の多くが非良識的であるために生じたものである。このことが、汚職関係が将来慣例化することを考慮に入れないとしても、木材価格を無益に引き上げることになっている。
- 木材取引所への搬入でも、汚職関係が形成され始めている。しかし現時点では、官僚側と業者側はまだ、汚職行為のための法の抜け穴を、協力して見つけるという段階には至っていない(あるいは、全ての抜け穴を見つけたわけではない)。この分野の汚職について語るには論拠となるデータが不十分である。

⁵³ 伐採許可量:一定の区画において一定の期間内(1年、5ヶ月、10ヶ月)に、事後の森林再生余地を残して伐採することができる木材量(m^3)。あるいは、森林経営資料を基に算出された伐採用地内に生息する木材量(この意味は稀である)。パルプ材も計算に入れられる。

伐採段階に立ち戻ってみると、その様々な面において、汚職が多様な役割を果たしていることが分かる。「黒い」伐採では価格の70%近くが賄賂のための費用となっている。「黒に近い灰色の」伐採からはこの割合が減少していき、「白い」伐採においては、初期段階の汚職と鉄道関係との汚職しか行なわれなくなっている（調査した企業の共通した見解によると、賄賂を使わずに鉄道と仕事をするのは不可能だとのことであった）。

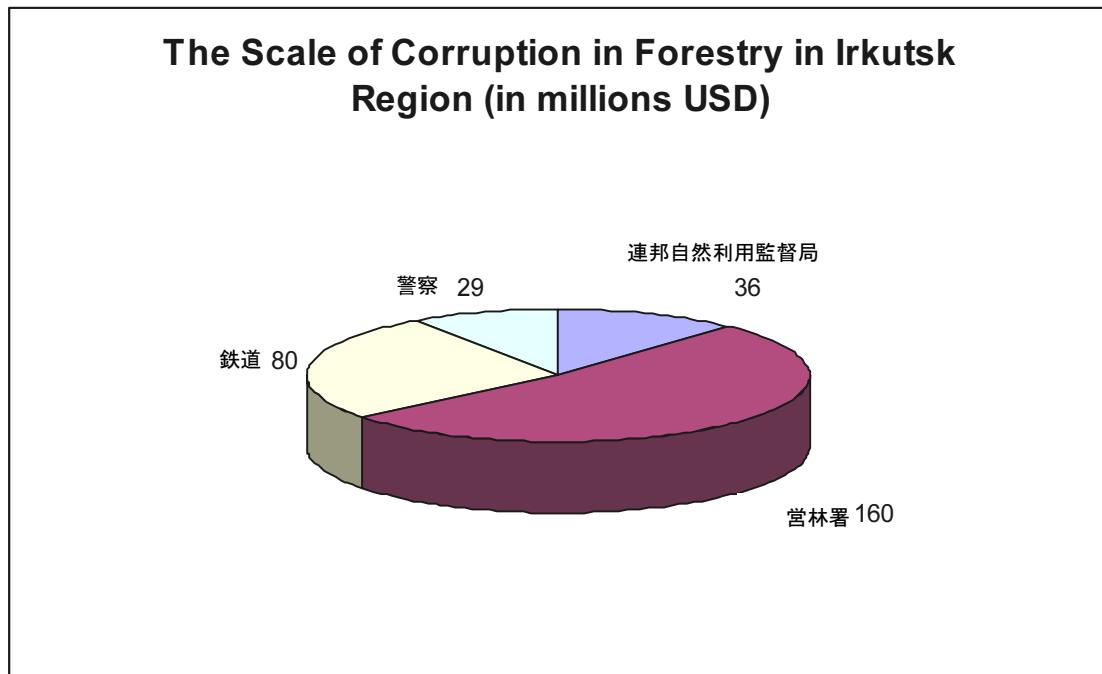


図 2-2-6 イルクーツク地方における汚職の規模（100 万米ドル）⁵⁴

各分野での汚職の規模がそれぞれ異なるのは言うまでもない。例えば、比較的合法的な木材を取り扱う営林署の場合、どのレベルにおいても、調達量 1m³あたり 150 ループル近くを得ている。衛生伐・保育伐では、総額が 500 ループルに達する場合もある。司法当局が汚職行為を行なうのは、完全に違法な木材が取り扱われる場合か、一般的な森林利用者に対する汚職強要に話が及んだ場合のみである。一般的な分野での汚職に占める司法当局の割合は、1m³あたり 20 ループル以下である。ただし違法木材分野では、これが 1m³あたり 500 ループル以上に達する。

森林分野監督機関における汚職の規模を評価するのは、査察の頻度や周期に関する情報がないため、非常に難しくなっている。しかし、専門家による個々の評価によると、この数字は丸太 1m³あたり 50～70 ループルになると考えられる。木材取引所はまだ汚職メカニズムの形成段階にあるため、すでに汚職が存在する分野と同じようにこれを評価することができない。このため、木材取引所に関する評価を行なうのは、現時点では意味をなさないと言える。鉄道における汚職の程度は、1m³あたり 50～100 ループルぐらいである。

⁵⁴本調査の結果を評価して作成

林業分野における様々な関係を多くの点で左右する慣習法⁵⁵は、汚職関係の発展を促すものである一方、それを妨げるものもある。汚職関係が促されるのは、これが全く当たり前の形態として捉えられるためである。汚職を責めるものは誰もいない。しかしその一方では、慣習法にもとづく規範が、森林資源のあまりにも乱暴な利用のしかた、あるいは、汚職関係を悪用するような行為を予防するものとしても機能している。こういった行為は弾劾され、それを行う企業はしばしば、地域集団からの圧力に屈し、そのような行為を控えざるを得なくなる。

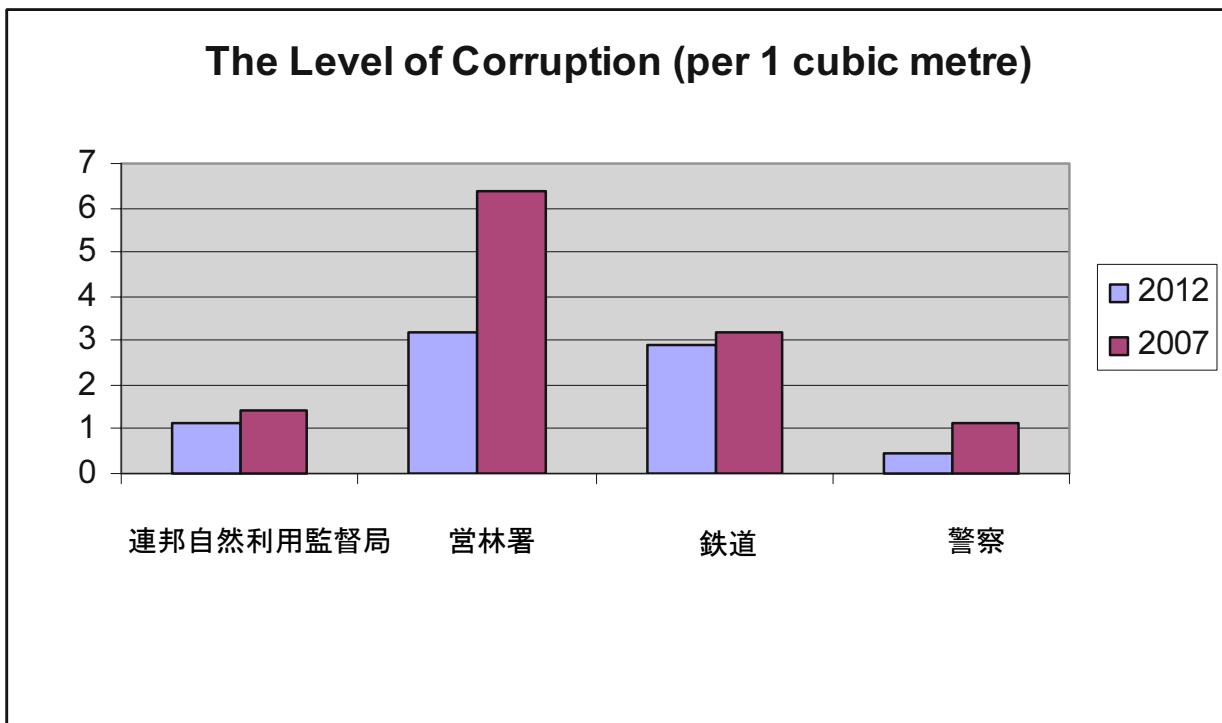


図 2-2-7 汚職のレベル(1m³当たり)⁵⁶

インフラ(道路、通信等)の発達が不十分であることは、森林地区の特徴の一つであるが、これもまた、汚職を制限し、または汚職を防止するものともなっている。伐採用地へ通じてはいるが、用地に到着するまでに一晩かかるような道路が 1 本しかない状況では、査察員が着くまでの一晩のうちに違反行為の証拠はなくしてしまえるので、どんな査察員も、違反行為を摘発することはできない。査察員がやってくること自体は、違反行為の一掃を促す。一方、業者と監督者との合意事項を、最寄りの権力機関から 300km 離れた地点で監督するのは事実上不可能である。また、インフラが未開発であるため、明らかに「黒い」伐採を行なうには、道路と接続している小さな伐採区画しか残されていない。というのも、地域全体で、違法に伐採した木材を、1 本しかない道路を使って搬出するのは不可能だからである。

汚職状況の動向と今後の状況変化に関する展望について述べるなら、近年、木材ビジネスにおける汚職レベルが減少傾向を呈していると言うことができる。汚職は、それが非効率的な国家機構に代わるものとして機能できるようなところでのみ続いている。汚職の程度がひどく、以前と変わらぬ買収構造を持ち、その規模がより強まっている二つの汚職機関、すなわち、司法当局と鉄道における汚職のみが残っていくことになる。

⁵⁵ 詳しくは次節を参照のこと。

⁵⁶ 本調査の結果を評価して作成

法的空白と慣習法

森林諸関係の調査結果を見ると、主な関与者の相互協力の下では、正式に確立されている規範(成文法)の役割が最小規模にされてしまうということが分かる。関与者は、インフォーマルな規範と慣習法に従い行動している。木材獲得分野におけるインフォーマルな諸関係の蔓延は、今ある正規の規則が、以下に示すように非効率的であることに起因している。

- 現在の生産水準においては要求が大きすぎて実現し得ないもの(鉄道利用の料金・諸条件、企業にとって不利な銀行融資条件。これは、木材加工分野の発展速度を緩慢化とともに、最も安価な未加工木材(丸太)の全面輸出等につながるものである。)
- 実現困難な監督メカニズム。例えば、新森林法では、「許可制」だった木材伐採権取得システムに代わり、「申告制」システムが採用され、賃借者または所有者は森林経営機関に対し、1年間どこでどのような作業を行なう予定であるかを記した「森林申告書」を提出すればよいだけになった。申告された事業がどの程度法律に即しているか、監査機関は2週間以内に確定しなければならない。森林利用に対する監査機能が営林署から最近設立されたばかりの森林利用分野監督機関へ移行したことを考えると、少なくとも近い将来においては、森林申告書の内容と実際の事実との整合性に対する効率的な監査を行なうことは不可能であろう。
- インフォーマルな諸関係を生み出す潜在性をアприオリにはらんでいるもの。例えば、ある伐採用地で予定されている伐採量を事前に正確に計量することは不可能であるにもかかわらず、他の様々な基準値の多くがこの指標に左右されている。

成文法と慣習法の関連図式の一つに、慣習法を用いて正規の法規制における欠落部分を補うというものがある。つまり、日々積み重ねられる相互関係の結果として出来上がった規範を、成文法で規制されていなかつた諸関係に適用するというものである。現実には、成文法が実地では軽視されてしまうほど、慣習法の重要性が成文法のそれを上回っているのである。木材取引に携わる主要関係者でさえ正規の規則を知らないことがあるが、これは、正規のものに代わる規則が普及していることの証明となるだろう。この、正規のものに代わる規則こそが、正規の規則を全面的あるいは部分的に「補い」ながら、木材分野における諸関係を調整する真の役割を担うものとして活用されているのである。

ここで本調査日誌の一部取り上げよう。「ある営林署において、我々は事前に一前日に署長との会談を電話で予約した。その際、署長が会談のテーマを尋ねてきたため、我々が最も関心を抱いているテーマに新森林法の採択があると告げた(フィールド調査時には、新森林法はまだ採択されていなかった)。翌日、署長のもとへ出向いた時、署長が何を準備していたのかが判明した。署長のデスクには法令検索サイト「GARANT」からとってきた森林法のプリントが載っていたのである。新森林法に話が及ぶと、署長は根拠もなく話していると思われないように、プリントアウトした森林法の個々の条文を示して見解を述べたのだった。しかし、話を進めるうちに、署長の前にあるのは「古い」森林法、つまり、現行森林法のプリントアウトであることが明らかになった。ただしこの時、署長自身はそれを新森林法の草案であると確信しており、これを新森林法として扱い、「新森林法」の個々の条文に対する批評を行い、それを実地で遂行することは不可能であると述べたのであった。」

さらに、木材取引に関する不法行為の大部分が、森林法の適用範囲外となる行為を規制する法制度に関連したものである。その最も分かりやすい例としては、木材分野における不法空間の形成に直接関わっている鉄道機構および国家道路交通安全監査局を挙げることができる。

木材輸送分野の絶対的な独占体であると同時に、地方権力機関との依存関係を何ら持たない存在である鉄道は、森林諸関係に携わる者に、正規の行動ルールも、インフォーマルな行動ルールも指示し、それを実行するよう命令できる。鉄道側と企業側の関係を調整する一連の慣習法の例としては、「鉄道と争う者は暮らし向きが悪くなる。」という木材業者がいるように、鉄道側の要求は、たとえ鉄道が自らの責務を果たさなかつたとしても、全て満たす必要があるということである。森林利用者が鉄道と裁判で争い、勝訴したのだが、最終的にはビジネス面に破滅的な影響を及ぼす結果となった事例が幾つか知られている。鉄道が正規の法的根拠に則って、厳格な態度で仕事を始め、表向きは「出払っている」という理由で車両が提供されず、提供される際には非常に厳しい期限(1車両への積込み時間が30分、それを超えると企業は超過料金を支払わねばならない)を設定されたのである。こうした理由から、企業は、鉄道側が定める規則は、たとえそれが完全にインフォーマルなものであったとしても、全て受け入れざるを得なくなっている。

ほぼ全ての企業が指摘したところによると、自動車輸送の監査機関は、汚職関係に加わらなければ木材を車で輸送できなくなるような道路規定を定めているという。

「停まらないで行ってみようか。あいつらは道路交通安全監査局の警官だが、どんなことをやるか知ってるかい? こっちの車は全部、空欄が一つもない許可書を持って走っている。だが、木材を積んだ車があの監視所を通る時、警官は停止させることもしない。やつらは、こちらが自分で停止しなければいけないように、停止して警官がやってくるのを待たなければいけないように、こちらをしつけてしまっている。試しにこの監視所を通過してみろ。やつら、すぐに車を出して追ってきて、街なかで捕まえてくるのさ。そうしたらあとは、もう規定どおりに徹底的にやられるってわけさ(笑い)。」

「つまり、停止させられなかつたとしても、結局は…」

「必ず停止しなけりやならない」

「これは…こういうのも、実践の積み重ねというわけですか?」

「その通り。なぜって、あいつら最初は試していたんだ。停止させなかつたらどうなるかってね。でもそしたら、さっさと通過してしまった。そこで急いで車に飛び乗って、街なかで捕まえて、徹底的に調べるってわけさ。」(本調査員と業者のダイアローグ(2005)より)

上の例は、司法当局も木材取引の諸関係に関与する他の者たちと同じく、インフォーマルな協業システムに組み込まれているということを示すものである。このように、成文法のみを改良し、新たな法律を採択するだけでは、状況を抜本的に変えていくことはできないのである。インフォーマルなルールがいたるところで機能しているのは、正規のメカニズムが非効率的であるためというよりはむしろ、それに代わる一連の慣習に基づく規範が存在しているためと言えるだろう。こうした規範は、木材部門において積み重ねられてきた慣習法が木材関係者により是認されているからこそ、機能しているのだ。木材部門の機能の論理は、森に暮らす住民の伝統や、「ソビエト期の森林利用」の名残、ソビエト後の経済活動の現実(高度な汚職)といったものの上に成立しているのだが、これは、木材取引に関わる諸関係の調整において、法的な指示・

命令の類がその一定の役割を実際には果たしていないことを意味するものである。

このため、法の改良がもたらす効果が今後あらわれるかどうか、大きな疑問が残る。法の力をカンフル剤として森林利用経済の機能を実際に変えていくには、木材部門の主要な関係者たちの経済的利益に大きな影響を及ぼすような法改正(例えば、木材輸出規定の改正)がなされない限り不可能であるだろう。

国による介入の試み

森林利用分野における諸関係を合法的に規制することが困難であることは、地域権力機関も、連邦権力機関も認識している。森林利用の諸関係を経済の「灰色の」部門から「白い」部門へ移行させることを目的とした様々なピンポイント的・複合的政策が提案されているが、こうして提案される政策の大半は、現状を抜本的に改革できるものではない。これを、以下の二つの例を用いて示してみたい。

1. 州森林警察:これは、違法伐採対策を行なう専門機関として州政府が設置したものである。森林警察は、形式上は政府のどの階層とも依存関係を持っていない。なぜなら、森林警察は地域内務局および市内務局を介して内務省の管轄下に入っているからである。「我々に対しては誰も圧力をかけることはできない。肩章をついている我々に誰が圧力をかけるというのでしょうか」(森林警察地方支部長)。しかし同時に、森林警察官は林業集落の住人でもあるため、否応なしにインフォーマルなネットワークに組み込まれてしまい、実態としては、「私自身、地元の人間です。ここで生まれ育ちました」、「我々の関係は概ね良好で、時には家の電話に連絡がきたりします」となってしまっている。さらに付け加えるならば、森林警察官は州の直接の管轄下にあるわけではなく、「好き勝手な行動」をして自らを「庇護している」と一般的に言われる地元の地域内務局に属している。

2. 競売:2007年1月1日に発効した新森林法では、森林資源を賃貸借提供する際の方法として、競売という一形態しか定められていない。競売では、賃借者を淘汰するための唯一の基準が、賃借者が提示した価格(賃借料)となってしまう。こうした規範が導入される前に、森林資源分配過程で機能していた競売・入札形態を分析すると、このようなメカニズムがどれほどインフォーマルな影響を受けるものかが分かる。

例として、立木木材の買付を見てみよう。2005年までは、営林署が立木木材販売に関わる競売を行なっていた。以前の手続きは次のようにあった。競売実施前には、地元の報道機関において競売の日時・場所・条件が公表された。しかし、情報提供者の証言によると、競売が見せかけのものとなることはよくあったという。つまり、購入者は事前に判明していたというわけである。しかも、購入者自らが、具体的な伐採用地に関して競売を行なってほしいと営林署に願い出ることもしばしばあったという。この際、購入者は、競売時にはそれに加わらずに降りてしまう偽の競合相手を連れてきて、森林を本物の競売にかけられる場合よりも安く手に入れていた。

「今の競売がどのように行なわれているか知っているかい? こういう競売が今もあるんだ。どこかにいい森を見つけたら、営林署長のところへ行き、かくかくしかじかで、よい森林をちょっとばかり見つけたと言えばいい。そうすれば署長が森林官に指示を出し、森林官がその森林に関する資料を作る。《…》競売は、入札者が二名いれば実施できる。つまり、俺がその森を見つけたしたら、まず自分で書類や資料を全て準備する。営林署でも準備される。あとはその書類をあんのところに持っていくて、何らかの条件で話をつける。そうすれば、明日か、半年か、半月か、

ひと月か後には競売となる。俺はあんたを連れて行き、あんた、つまり苗字の違う別の人間は身分証明書を持って行く。こうして出かけて、あんたも登録をすればいい。さて競売とはどういうものか？ 営林署の主任森林官か署長がいたとしよう。このうちのどちらかが競売を実施する、どちらでもできるんだ。ただ、どちらかの執務室に出向けばいい。あんたが出向いていって、俺も行く。これで全部そろったことになる。営林署のお偉方と資料と入札者が二人。あとは俺が価格を指定して、入札図書を提出する。そこであんたが『それ以上高い金額は出せません』と言えば、それで一件落着だ。競売実施者が競売実施決定に署名して、すべて終了。あんたと俺は部屋を出る。するとまた同じような二人、つまり、森林を買いたがっている当の本人と、そいつに連れてこられたもう一人が部屋に入っていくんだよ。」（ある業者の話）

情報提供者の話によると、森林購入を希望しているが、営林署上層部との交流がないか、あるいは、販売に供される森林の質についての情報源を他に持たない者たちを相手にして、質の悪い伐採用地、すなわち、最低限の森林か灌木しか生息していないような用地を売却することに成功した例も多々あったという。このため、業者は公式に発表される情報を信用せず、信頼できる人間から得た情報や自ら入手した情報を頼りにするようになっている。そして、こうした情報を頼りに選んだ伐採用地を獲得するために、実際の入札競争には参加せずに見せかけの競売を行うという、インフォーマルな手段を使おうとするのである。

法改正の採択により、2005年以降、営林署は競売を実施しなくなつたが、競売開催準備に関わる手続き全体には携わっている。業者にとって、この手続きの中で最も重要な意味を持つものはやはり、競売に付される区画の選択である。理論から言えば、区画が入札または競売に付された後に、競争入札者が現地に赴いて森林区画の状況を観察し、その区画の獲得に乗り出すかどうかを決定するという順になる。しかし、州全体で数十の区画が入札に付されるため、それらの区画が鉄道から数百km離れていることもありえるので、理論上の手順を踏むことは、非常に困難だ。業者は経験から、物質的インセンティブを得ずには区画選択を行なう森林官は、10～30年前の森林経営資料に基づき判断を下しているとの確信を持っている。つまり、入札時に提供される区画情報は明らかに現状と合致していないため、そのような「素性の分からない」区画のために競売を行なうのは意味がないのである。こうした状況が生じた原因は、自らの管轄区域内にある幾つかの区画を入札に割当てようと命じられた営林署長が、単にその任務を自らの部下である森林官たちに振り分け、それを「供給」するよう命じる際に、割当て対象となる区画の実際の状況には全く関心を払っていないという点にあるのではないかと情報提供者は見ている。その後、この情報は地域センター（地方林業局）へ送られるが、ここでもやはり、誰もこれをチェックしない。しかしこの情報が、競売または入札公示の根拠となるのである。入札後に情報が偽りであったことを証明するのはほぼ不可能である。なぜなら、第一には、監査を行なうのが当の営林署上層部だからである。また第二には、木材分野における計算基準には幾つものバージョンがあり、それが複雑であるため、計算結果を操作する余地が相当残されているからである。

このような理由から、競売に付される伐採用地の現状に関する情報を入手するための主な手段は、以前と変わらず、インフォーマルなものとなっている。調査時に情報提供者が教えてくれたところによると、競売での森林買付もまた、以前と変わらず、営林署を訪問することから始まっているという。以前との違いは、具体的な伐採用地についての競売実施を願い出していた以前の状況とは異なり、現在では、競売に付される

個々の伐採用地に関するデータがいつ連邦林業局地方機関に届くのかを教えてほしいと願い出るようになっているという点だけである。

上に挙げた例には反するが、木材部門の合法化に関する分野における個々の国家イニシアチブは、将来性が高いと見てよいということは指摘しておきたい。中でも、東シベリア鉄道と税務局、関税局、営林署との間での木材流通情報交換システムの構築、木材認証制度の導入（イルクーツク州で認証を取得しているのはまだ3社しかない）、木材取引所業務の支援は、将来性があると言つてよいだろう。

2-2 の結び

最後に木材分野における汚職状況と木材分野全体の展望について述べておきたい。

木材分野では、比較的正規のものへ変わっていくという全体的な傾向が、かなり以前から認められている。つまり、木材分野における諸関係はどんどん正式なものになりつつあり、汚職が減少しているといえるのである。

しかし、国家がまだ、汚職やその他の違法行為に代わりうる効率的なメカニズムを構築できていない領域もあるということは認識しておかねばならない。例えば、区画を競売に付す際の手続きがそれである。この分野では、法改正が行なわれるまで違法行為が続くことだろう。

さらに、国家側が企業に対し汚職関係の圧力を大きくかけている分野が二つある。鉄道と司法当局である。しかし、鉄道についての問題は明らかで、（他の幾つかの地域と同様に）鉄道輸送の独占がなくなつていけば、この問題は解決すると思われる。一方、司法当局についての事態はかなり複雑である。予防的な汚職（すなわち、ビジネスの邪魔立てをしない代わりに、企業から定期的に金銭を收受する）は、広く普及したままである。司法当局側は、木材の信頼性を明確化する権利を持っており、これが、企業に対して圧力をかけうる有効な手段となっているのだ。警官からこの権利を剥奪すれば、明らかに違法な木材の量が爆発的に増えることになるだろう。

環境基準の順守に関しては、現在、国による監査は最大限に達成されている。今よりも高い基準を国家レベルで導入しても、監査機関の経費がかさむうえ、同機関内での汚職が増すだけだろう。将来的な環境基準の引き上げは、社会的または経済手法を活用するのでなければ不可能である。他地域での経験が示すように、任意の木材認証システムに参加している業者が調達した木材の価格を引き上げれば、認証を受けて次世代環境基準を実際に守ろうと動き出す企業が大幅に増えていく。

社会基準については、かなり複雑な状態である。上記の場合と同様に、国の監査機構はあらゆる対策を講じた。効果的な経済的インセンティブも、この場合はまだ何も生まれていない状態である。しかし、巨大企業では、幾つかの（ごく僅かな）プラスの変化がこの分野でも認められている。

最後に、唯一のマイナス点を付け加えて締めくくりとしよう。上に挙げた傾向はすべて、自社製品の価格向上と新たな市場への参入を目指して努力している企業にのみ見られるもので、その数はあまり多くはない。こうした企業の割合は、おそらく50%を上回ってはいないだろう。残りの企業は、経費削減と規模拡張という発展方向へと目を向けている。

2-3 違法伐採問題と先住民族 (バイカル環境ウェーブからの報告)

トクマ村先住民組合地域に関して

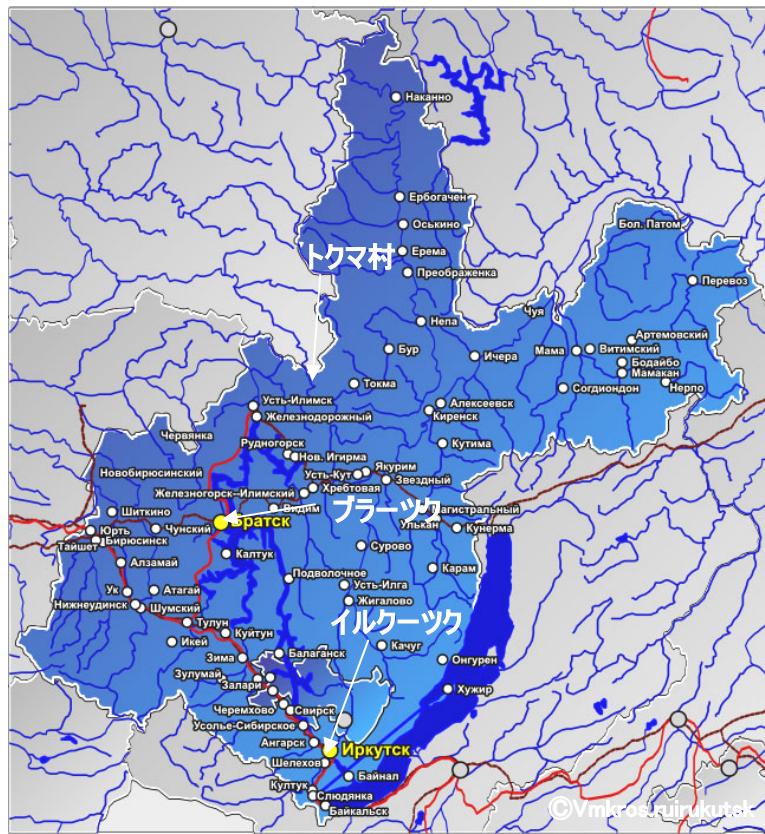


図 2-3-1 イルクーツク州トクマ村の位置

イルクーツク州の中央、ネバ川流域に位置し、北方先住少数民族であるエヴェンキが居住し、狩猟を生業として生活する先住民集落がトクマ村である。同州における林産業の中心のひとつは、当該の村の西部にあるウスチ・イリムスク市であるが、近年における伐採地の奥地化の影響もあり、伐採の中心は図中に赤線(点が密集している濃い色の線)で示した鉄道沿いの集落から離れた森林へと拡大し、トクマ村周辺の森林まで及んでいる。イルクーツク州の最北部はツンドラ気候帯に位置し、州中央部にある同村周辺の森林は永久凍土上に植生しているものが殆どである。すなわち同地に着目した理由は、近年行われた商業伐採が、生態系および先住民の生活環境へ与える影響を測るのに適当であるためである。

以上のような観点から、本セクションではトクマ村と周辺の森林地帯の近況を概観する。

概略

- トクマ村先住民組合地域は、イルクーツク州カタンガ地区南東部に位置している。
- 村先住民組合構成員は、トクマ村、ブル村の獵師である。
- 村先住民組合構成員は約80名だが、実際に狩猟を行ない、狩猟により主たる稼ぎを得ている者は120名以上に上る。



図 2-3-2 トクマ村近郊の森林とネバ川⁵⁷

2007年9月5日付イルクーツク州行政府令第433-rz号「北方先住少数民族村先住民組合『トクマ』への領土(水域)の長期提供について」により、カタンガ地区南部の全域(面積167万1,000ha)が同村先住民組合に提供された。こうして、古くからこの地域を伝統的生業活動に利用してきた地元住民は25年間の期限で同地域を公式に獲得し、獵師たちは同地域の自然利用における自らの利益をいかなる司法審理機関においても主張できるという権利を得たのである。同地域における自然利用権をこの時まで所有していた非公開型株式会社「シベリア(Sibir')」は、2007年9月5日付イルクーツク州行政府令第433-rz号「北方先住少数民族村先住民組合『トクマ』への領土(水域)の長期提供について」を違法とする訴状をイルクーツク州仲裁裁判所へ提出したが、裁判所は訴状審理後の2007年11月30日に「トクマ」村先住民組合に有利な判決を下した。こうして現在、同地域は法的にも問題なく同村先住民組合のものとなっている。

この地域は居住率が低い上に交通の便も悪く、夏期でも自動車での通行が困難な地域である。6月から9月の間は、小型の河川船舶が唯一の輸送路として使われる。

定住、集団化への移行を強制されているにもかかわらず、カタンガのエヴェンキ人と土着民は、今日まで伝統的生活様式と伝統的生業活動を維持してきた。これは、彼らが代々受け継いできたタイガの狩猟・漁労用地における土地と天然資源がその長きに渡り、農業にも林業にも、その他の何らかの産業にも必要とされないまま今日に至ったことによるものである。

ソビエト政権下では、エヴェンキ人と土着民が持つ世襲地は全て、初めはエヴェンキ・コルホーズ(手工業労働組合定款による)の狩猟地として、その後、コルホーズ(手工業労働組合)が解散された後には毛皮獸等協同組合企業の狩猟地として、国家森林フォンドから除外されることなく公式に確保されていた。かつてのコルホーズ員は全て毛皮獸等協同組合企業の正式な狩猟人員となったが、世襲地に関する慣習法に

⁵⁷出所: Baikal Environment Wave

基づき、彼らが古くから所有してきた家族・個人の狩猟区画については、タイガが公式には予備林中の第3稼働グループに該当するにもかかわらず、従来の持ち主のものとして残され、伝統的自然利用テリトリーとしての役割を担い続けてきた。



図 2-3-3 トクマ村に居住するエヴェンキ人⁵⁸

ソ連崩壊後、カタンガ地区の毛皮獸等協同組合企業は他と同様に株式会社化された。その結果、ほぼ全ての獵師が失業状態に陥ったが、彼らは以前と同じように、自らの世襲地において伝統的自然利用に従事し、獸皮、その他の狩猟製品を自由価格で販売することにより、生活資金を獲得し続けていた。

一方、国際社会は、古来の居住環境の中で営まれる伝統的生活様式と伝統的生業活動様式に対する先住少数民族の権利を法的に保護することが、未開の自然区域を保護するための有効な方法にもなるのだという認識を得ており、1989年には国際労働機関総会が、独立国における先住民族および種族の生活様式を体現する民族に関する条約第169号を採択するに至った。この条約は各国政府に対し、これらの民族とその伝統的生活様式が現代世界において独自の価値を有するのだという方向性を示すものとなっている。

先住少数民族の権利保護に関するロシア連邦初の法令となったのは、1992年4月22日付のB.N.エリツィン大統領令第397号であった。この大統領令は、地方執行権力機関に対して、「北方諸民族地方協会と協力し、北方少数民族の居住地と経済活動地域の中に、これらの民族固有の財産である伝統的自然利用テリトリーを設置し、彼らの同意なしにこれを、伝統的自然利用とは関係のない産業またはその他の開発のために収用しない」ことを求めるものであった。

⁵⁸出所：Baikal Environment Wave

ロシア連邦の北方、シベリア、極東における先住少数民族の伝統的生活様式は、彼ら固有の財産である伝統的自然利用テリトリーの外では実現が不可能なものであり、また、伝統的自然利用テリトリーに対するエヴェンキ人の権利は、彼らから奪うことのできない人権の一部である。これは、好適な環境と居住地域の天然資源に対する権利であるとともに、生存権の一部でもあり、最高の法的効力をもつロシア連邦憲法により保障されているものである。

1999年には、連邦法「ロシア連邦先住少数民族の権利保障について」が憲法規定を発展させるものとして採択された。同法第1条では、「先住少数民族の伝統的生活様式とは、歴史的に築かれてきた先住少数民族の生活維持方法であり、その先祖らが、自然利用や独自の社会組織、独自の文化、慣習・信仰の保持といった領域において代々積み重ねてきた経験に基づくものである」と定義されている。

2001年には、連邦特別法「ロシア連邦の北方、シベリア、極東における先住少数民族の伝統的自然利用テリトリーについて」が採択された。

全てのエヴェンキ人が持つ先祖代々の世襲地はタイガ、すなわち、連邦所有下にある国家森林ファンド領地に位置している。このため、これらの世襲地は、連邦意義を持つ伝統的自然利用テリトリーに分類される。

ロシア連邦の先住少数民族と、北方、シベリア、極東における先住少数民族を含む諸種族の村先住民組合が持つ特別権利については、以下に示すようなその他数々の現行連邦法においても言及されている。

- 法「動物界について」(1995年)第5、9、48、49条
- 法「特別保護自然区域について」(1995年)第15条第3項、第24条第4項
- 法「ロシア連邦北方の社会・経済的発展に対する国家調整基盤について」(1996年)第1、3、4、5、11、12条
- 法「環境保護について」(2002年)第4条

2001年10月25日にはロシア連邦土地法典第136-FZ号が採択され、下記の言及がなされている。

- 第31条第3項第3段落:「ロシア連邦の先住少数民族と諸種族村先住民組合の伝統的居住地域および伝統的生業活動地域における土地区画を、それらの民族の伝統的生業活動・伝統的狩猟活動に關係のない目的で提供する際には、国家または地方自治体の需要充足を目的とした土地区画の接收(買収を含む)、ならびに、上記民族、村先住民組合の法的利益を害する施設の建設を目的とした土地区画の提供に関する問題について、住民集会、住民投票を行うことができる」

他の法律よりも優先される土地法典では、「ロシア連邦の先住少数民族と諸種族村先住民組合の伝統的居住地域および伝統的生業活動地域」に関する言及がなされており(第7、31、97条)、その中では、「連邦法...[中略]による規定がある場合には、先住少数民族の伝統的自然利用区域を設置させることができる。上記区域における自然利用規則については連邦法が、同区域の境界についてはロシア連邦政府が、それぞれ定めることとする」と記されている。

これは、ロシア連邦全域における「ロシア連邦の先住少数民族と諸種族村先住民組合の伝統的居住地域および伝統的生業活動地域」についての言及であるが、1993年1月11日付ロシア連邦政府決議第22

号「北方少数民族居住地域リストについて」(1993年10月7日、2000年1月23日に改正)では、カタンガ地区が北方少数民族の居住地域としてリストアップされている。

先住民は権力機関の計画を知らされていないため、その生活上の利益に害を及ぼしうる地域産業開発プロジェクトの環境への影響を審議する集会も催されていない。これらの人々の先祖代々の居住環境・生活環境を現実に保護していくには、伝統的自然利用テリトリーを法的に定めるよりほかないだろう。

伝統的自然利用に対する特別の取り組みは、好適な環境に対する人権の保護という観点に基づくものである。なぜなら、先住少数民族、ならびに、彼らとともに同じ地域内で生活し同様の伝統的生活様式をとっている他の種族の生活は、環境への依存度が著しく高いからである。これらの民族は、代々積み重ねられてきた様式・規模に基づいて自然を利用することによって、環境と自らの生活との相対的な均衡を保った生活を実現しているのだ。そしてこうした状況が、社会的・自然保護的見地から見て、先住少数民族の伝統的居住地域および伝統的生業活動地域に特別な法的地位を付与することの合理性を裏付けるものとなっている。このような地域における自然保護管理の特質は、土地接收地の拡大と根本的な地形変化をもたらしうる技術主体の自然開発手法を制限しながら、既存の伝統的自然利用を維持していくことがある。

地理的特徴

この区画はアンガルスク山脈に位置し、比較的湿度が高く、土壤形成鉱物に乏しい山岳タイガ地域となっている。最も広く分布しているのは、ポドゾル性沼沢土壤である。また、大河川沿いの低地には、泥炭グライ層からなる永久凍土が広がっている。

気候と永久凍土

この地域の気候の特徴は、その地理的位置、山岳構造、森林といった条件に左右されている。この地域は大陸の中央に位置し、南北に細長く、大海から離れた位置にある。また、南からの影響はない(南へは閉ざした)緯度沿い及び北東へ伸びた山脈からなっており、北方および北西方面はひらけた構造となっている。こうした立地条件が、極端な大陸性気候の要因となっている⁵⁹。

アンガルスク山脈北限のネパ川流域では東向きの風が吹くが、頻度はそれほど高くはない。この地域の気候は極端な大陸性で、気温の日内変動、通年変動が激しい。1月の気温は、日中で-28°C、-30°C、夜間で-40°C、-55°Cとなることが多く、最も下がる場合では-60°Cとなる。また、10月には根雪が積もる。風向きは、北向き、北東向きとなることが多い。

この地域では厳しい気候条件の影響で、いたるところに永久(多年)凍土層(ところどころに融解箇所を含む)が形成されており、その厚さは80mにも及ぶ⁶⁰。他の資料によると、永久凍土の厚さは60mから120mまで様々であるという⁶¹。

永久凍土の状態は、過去の地質時代ごとの気候と現在の気候に左右される。長期間の外的影響に対する永久凍土の安定性は、ネパ川流域の南部タイガ地帯における島状永久凍土で最も低くなっている。

⁵⁹ 「イルクーツク州...」1993年

⁶⁰ 「イルクーツク州...」1993年

⁶¹ 「伝統的地域...」2005年

河川

この地域を流れる河川は全て、ニジニヤヤ・ツングースカ水系に属している。(チュラ川集水域を除く)。水量が様々で分岐の多い流入水系を持つこれらの河川は、春の増水が著しく、増水期には水位が急速に上昇するという東シベリア水系の特徴を持っている。10月上～中旬には秋の流氷現象が始まり、10月末には結氷期を迎える。小河川は川底まで凍結し、小氷原を形成する。河川の解氷は5月上旬に始まる。

河川の水源は様々であるが、雪解けによるものが大半を占める。流量は年間を通してばらつきがあり、流量・水位ともに5～6月に最大となる。その後、夏の渇水期を迎えるが、時おり夏雨・秋雨が降る。7～9月には短期間の豪雨による水位の上昇が見られる。水位の上昇は季節ごとに見られ、時にはそれが大幅な水位上昇につながることもあるが、規模で見るならば春の増水期が最大と言える。また秋には、秋雨が長引くことが多く、これによる水量増加が見られる⁶²。

冬が長く厳しいことから、結氷期間も6～7ヶ月と長くなっている。結氷が厚くなりすぎると、6～8mを超える急激な水位上昇を招く氷塊となる。こうした氷塊が形成されると、春の増水期がピークを迎えた時に、大災害を招くことがある⁶³。

春の流氷現象は3～10日間続く。この時期の流氷は大塊で、木の根がついたまま剥ぎ取られた大岩や流木の大塊をはるか下流まで押し流すなど、かなりの破壊力を持っている。

トクマの住民にとって、春の増水期は大きな危険をはらむものとなっている。比較的平坦な地形特性は、主要水脈であるネパ川を蛇行させる河床の侵食の原因となっている。

⁶² 「伝統的地域...」2005年

⁶³ 「伝統的地域...」2005年



図 2-3-4 増水により侵食される河岸⁶⁴

産業伐採は、ニジニヤヤ・ツングースカ川とネパ川の上流で行なわれている。伐採後は、土地の大部分がむき出しの状態となり、土壤の湿度と永久凍土の安定を保つ苔類被覆が壊滅させられる。このため、この地域での森林伐採がもたらす影響についての複合的な調査を早急に行なう必要があるだろう。

土壤

この地域の土壤の変遷に見られる特徴は、極端な大陸性気候によりもたらされたものである。この地域は永久凍土の分布域が広く、覆土内の鉱物資源が豊かである。また、水路網が緊密にはりめぐらされており、浅瀬状の分水区域が多くなっている⁶⁵。このような条件が重なった結果、ポドゾル土壤の形成を阻害し、その弱体化を招いて、独自の特性が築き上げられたのである⁶⁶。

ニジニヤヤ・ツングースカ川上流における初期の土壤研究の一つに、1916 年、移住者管理調査作業時に K.K.ニキフォロフが行なった形態学的記述がある⁶⁷。その後の研究としては、集団化政策の一環として 1940 年に行なわれたものがある。

つまり、今日まで、この地域の土壤に関する研究はあまり行なっていないということである。

高度の高いシベリア・トラップには泥炭質の含鉄森林土壤が広がっており、それより低い場所は腐食性的泥炭質土壤、泥炭グレイ質土壤、ポドゾル土壤に覆われている。河川流域の低地は沼沢土壤である。また、河川蛇行区域で流れに洗われる河岸斜面には、泥炭層が見られる。

⁶⁴出所: Baikal Environment Wave

⁶⁵「伝統的地域...」2005 年

⁶⁶「Berg」1955 年

⁶⁷「伝統的地域...」2005 年

森林伐採が土壤に及ぼす影響の一つとしては、第一に、タイガ特有の酸・アルカリ均衡が破壊されるという点を挙げておかねばならない。断熱、保湿機能を果たす強靭な苔・覆土層を機械的に破壊することは、土壤の湿度・温度環境を根本から変えることにつながる。伐採地では、区画内の傾斜地における排水が強まり、土壤内排水に代わり地表排水が見られるようになるが、平坦地では逆に、より多くの水分が停滞するようになる。また、水分を多く含む粘土質土壤における植生被覆の破壊・壊滅は、植物由来の水分蒸散量を減少させ、湖沼化を招くことになる。こうした現象は、機械および輸送手段の使用により土壤が踏み固められた場合に、より一層顕著なものとなる。このような条件化では、イオン価の変化を伴う化学物質の移動が活性化され、長年を経て形成されてきた土壤内のミネラルバランスが変化する。

また、永久凍土近辺にある自然状態の土壤・植生被覆を機械的に破壊することで、永久凍土の溶解が生じるとともに、熱侵食により形成されるサーモカルストの増加と、土壤・土地肥沃度の低下が引き起こされる。永久凍土近辺地域で平坦化とやや分解が進んだ土壤は、人的(技術的)影響に対する耐性が低い。こうした環境下では、超低温下で生じる様々なプロセスが、サーモカルストおよび熱侵食という形で現れ、土壤の破壊、陥没、さらには、排水条件が悪い中では沼澤化といった現象を招くとともに、土壤の特性と生物繁殖能力の低下をも引き起こすのである。

植生

この地域の70~80%は森林に覆われており、優勢樹種はカラマツ、マツとなっている。また、シベリアマツ、シラカバも見られる。

中央シベリアの地形は古く、その大半が高度にあり、永久凍土層が分布し、夏に気温が上昇する大陸性気候であるといった条件が、森林植生分布の多様性をもたらす要因となっている。一見、同じように見える森林植生だが、実際には多様性に富んでいる。中でも優勢を占めているのは針葉樹で、純針葉樹林、混合林が形成されている。最も多いのは、陽樹、または陰樹による苔の多い針葉樹林であるが、シラカバ、ヤマナラシからなる二次林もある。

南部タイガ地域では、山岳ポドゾル土壤、山岳永久凍土・タイガ土壤、泥炭ポドゾル土壤、ならびに、河岸段丘の砂質土壤上に多様なマツが生息しているのが特徴である。陽樹であるマツは、シベリア・タイガ地域の環境条件の中でもうまく生育順応する樹種である。

陰樹により構成されるタイガはほとんど見られない。河川沿いの低地ではトウヒ林、土壤水分の多い高地ではヤマナラシの多い林が形成されている。特に後者はアンガルスク山脈でよく見られ、ヤマナラシ林、モミの混じったヤマナラシ=トウヒ林といった形で形成されている。

ヤマナラシは、肥沃で清潔、かつ、深さのある軽度のローム質からなる水はけのよい土地を好む。

トウヒ林は、河川・小川の他にも山脈の北斜面に生息している。トウヒ林は通常、腐植泥炭土壤、沼澤土壤、泥炭沼澤土壤に生息するが、この地域の環境下では永久凍土上に形成されている。

現在、この地域にモミ林は存在せず、林分を形成する主要樹種に混在するという形でのみ生息している。モミは肥沃で適度な水分を含む土壤を好む樹種で、水辺周辺を避け、炭酸質土壤に生息する。また、モミには耐陰性・耐寒性が備わっているため、極めて温度が低い厳冬期にも耐えられる。

また、シラカバ、シラカバ＝ヤマナラシといった葉の小さい樹種による二次林が広い面積を占めている。ヤマナラシとシラカバは、どの地域でも見られるように、焼け跡、伐採跡に真っ先に現れる樹種である。

森林フォンド領地内における狩猟地(動物の生息地)の変化に影響を及ぼしたのは、非公開型株式会社「ヤンタリレス」と非公開型株式会社「イギルマ総合林業」であった。狩猟地への影響は全て、「イギルマ総合林業」の支援のもとに行われた作業によるものであった。

造林が施されていない伐採跡と、焼け跡・伐採跡上の若齢林もまた、この地域で大きな面積を占めている。しかし、これらの区画は、以前に再生措置が施された焼け跡とは異なり、取り立てて狩猟価値を持つ区画ではない。

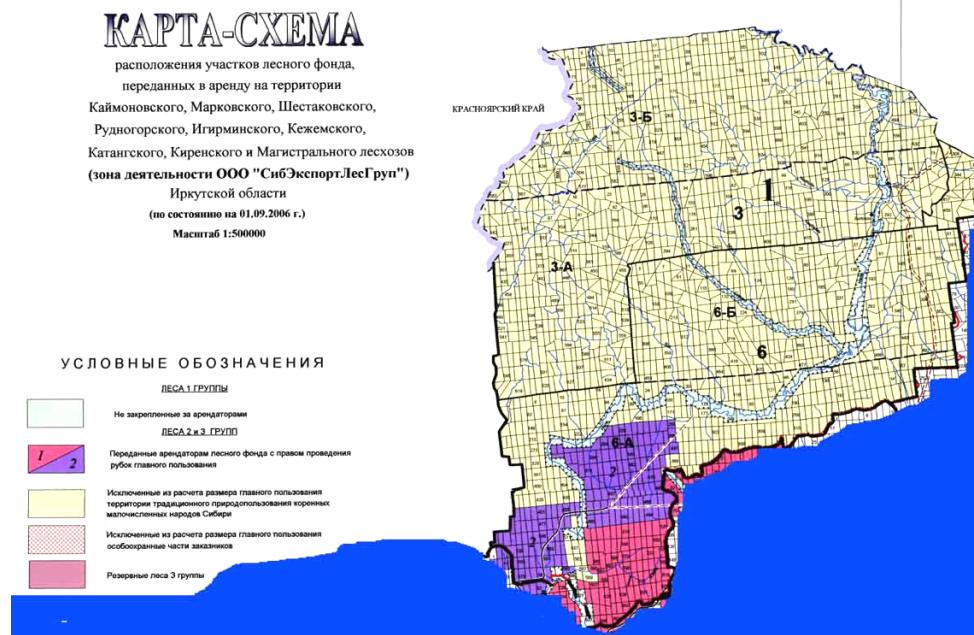


図 2-3-5 リースに供されている森林フォンド区画地図⁶⁸
(1:赤色(図中、色がついた右下)は、非公開型株式会社「ヤンタリレス」、
2:紫色(図中、右上と左)は、非公開型株式会社「イギルマ総合林業」の伐採リース地)

上記の図によると、トクマ村先住民組合地域は非公開型株式会社「イギルマ総合林業」の森林資源基盤に割当てられており、ここで木材調達が行なわれている。しかしこれらは全て、先住民の了承を得ず、彼らの重要な生活利益に反する形で行なわれている。ロシアの法律と先住民族の権利に関する国際法は、このような形で犯されているのである。

⁶⁸ イルクーツク森林局(2009年9月)

衛生モニタリングによる違法伐採の摘発⁶⁹

本稿の第3章において詳述するが、ロシア連邦森林局は2004年より違法伐採対策として衛星と航空機とを使用した遠隔モニタリングを開始した。このモニタリングでは集中的に伐採が行われている連邦内の諸地域が対象にされた。2005年6月30日付けで天然資源省から発表された同モニタリングの結果としてイルクーツク州では、大規模な伐採リースを有し、合法的に登記し操業を行っている業者による違反行為が摘発された。森林フォンドに対して最も甚大な被害を及ぼしていたのは、上述したカタンガ営林署管轄区で施業を行っている非公開型株式会社「ヤンタリレス」と非公開型株式会社「イギルマ総合林業」であり、被害額は前者が8790万ルーブル、後者が920万ルーブルにも及んでいる。この情報は、その後天然資源省下の自然利用監督局へと引き渡されたが、2008年の2月現在も上記の2社が施業を継続している状況からみるに、罰金などの方法により解決をみたと推測される。このように、当該の地域において甚大な被害を及ぼした違法行為も、ここで詳述した生態系や先住民への対応の外で対処されることが多いということは強調しなければならない。

⁶⁹ 2005年6月30日、ロシア天然資源省による発表を基に作成

第3章：違法伐採対策と森林認証関連の取組み

3-1 政府関係機関による取り組み

イルクーツク州の森林フォンドにおける森林利用の組織と現状の遠隔モニタリング

違法伐採対策の強化を目的に森林利用の組織と現状の遠隔モニタリングが行われている。2004 年までにはこのような取組みは、東シベリア森林経営方針策定企業により実施される大規模な航空写真を使い、伐採地の証明という枠組みでそれ程広範ではない面積に対して行われていた。

2004 年には連邦森林局にロシア連邦森林フォンドにおける森林利用の組織と現状を遠隔モニタリングするシステムが創設された。

2004 年にはイルクーツクの 8 つの営林署管轄区、総面積 500 万 ha に対して遠隔モニタリングが行われた。2005 年には 14 の営林署管轄区、総面積 1070 万 ha をカバーするに至った。このほぼ全ての営林署管轄区において何らかの違反行為が確認されている。2006 年には遠隔モニタリングは、州内の 20 の営林署管轄区、総面積 1600 万 ha において実施されており、近い将来にはイルクーツク州の全域をカバーするであろう。

遠隔モニタリングの結果

指標	2004 年	2005 年	2006 年
衛星モニタリングがカバーする総面積、百万ha	5	11	16
違法伐採量 千m ³	469.3	302.1	319.3
アンダーカット 千m ³	831.3	704.6	659.8
残材 千m ³	159.9	184.6	203.6

近年、連邦森林局により実施された遠隔モニタリングの結果から、イルクーツク州内において伐採量の 5% にあたる約 100 万 m³ が違法に調達されているということが証明されている。公式には、イルクーツク州において違法調達される木材の総量は、約 400 万 m³ とみなされている。約 200~300 万 m³ におよぶ両データ間の数字の開きは、伐区の線引き作業に際して発生する許容されるべき誤差である。(参考までに言うと、伐区の線引き作業に際した許容誤差は、プラスマイナス 10% とされる)。

森林利用およびその利用方法に対する現状分析は、森林利用の諸問題がもはや所轄官庁の問題ではなく、全国家的なものへと移行したことを示している。これらの問題は、ひとつの機関の努力ではもはや解決されず、間分野的なレベルでの解決が求められる。

違法伐採の問題は地域レベルにおいても同様に、多くの機関の協力により解決することが不可欠となっている。イルクーツク州政府、防衛諸局、警察、税関の諸機関、地方自治体の諸機関、森林用地のリース受領者であり良識的な森林利用者、同様に法遵守に誠実な国民などが、マスメディアを通じ盗伐に対してネガティブなイメージを形成するなどがそれにあたる。

イルクーツク州知事令に従い、違法伐採対策をより効果的に組織する目的で、違法調達および流通木材撲滅の問題における相互協力に関し州に官庁間委員会が設置された。

合法調達木材を確認するための効果的な手法を作り上げるために、伐採証明書やその他の許可証

に記された木材量と、調達されたあるいは丸太運送ポイントにおいて運ばれた実質運送木材量とを照合する実質的な管理を実現することが不可欠である。イルクーツク州では既にこのような試みとして、木材取引所が組織され、稼動している。2007年9月1日よりパイロットプロジェクトとして、「パジ・トプカ」地区には運送される製品の許可書類を管理し確認するための常設監視所が作られている。この監視所では運送される木材すべてが統一的なデータベースにより確認されている。このように州内では、プラーツク、トゥルン、タイシエト、ウスチ・イリムスク、ノヴアヤ・イギルマなど更に幾つかの監視所を作ることが予定されている。

木材ターミナルに関するイルクーツク州政府の見解⁷⁰

2006年11月1日よりイルクーツク州内では35箇所の木材発送ターミナルが稼動を開始した。このうち29箇所は地区の林産業者をベースに形成された独立的なもので、残りの6箇所はその支部的な位置づけである。今では、木材の発送は全量、このターミナルを通してのみ行われている。その同じ場所で、木材の受入れ、重量計測、樹種別の等級分け、丸太の横挽き、発送日までの保管が行われる。調査が行われた時点で、ターミナルでは貨車割当て申請書が準備されており、この後に東シベリア鉄道局と合同で翌月の貨車割当て日程が合意されることになっていた。



図 3-1-1 木材発送ターミナルの貯木場⁷¹

この他、東シベリア鉄道局は、この地域にあるすべての木材発送ポイントに対し、木材ターミナルへ貨車の優先的な割当てを行うことを告知した。

イルクーツク州政府は、ターミナルの創設が木材発送ポイントを削減することで、集められた木材に対する検査を実行し、その流通を管理することが可能になるとしている。2007年までは州内で、325箇所の木材発送所が稼動し、約1000社の輸出業者がいた。また、20箇所では関税局のコンピューター個別検査が行われていた。

2005年にはイルクーツク州から国外に600万m³の丸太が搬出され、このうち500万m³が中国へ、100万m³が日本へと運ばれた。木材ターミナルの運搬が行われている最前線には、5台から15台の貨車が同時に配列される。業者が木材ターミナルのステータスを獲得するためには、特別規定に記載された一連の規準を満たさなければならない。とりわけ、自社の原料調達体制、加工生産設備、税支払いの延滞がないこ

⁷⁰ (2006年11月1日、「東シベリア・プラウダ紙」の記事を参考に作成)

⁷¹ FSF

などを考慮される。州政府によればターミナルは、木材取引所のモデルとなり得る取引所貯木場として使用されることが想定されている。この木材取引所が創設されれば、州において調達され搬出される木材製品の検査を正常化し、一定の相場額を設定することが可能になる。

付加的情報だが、ターミナルの所有者の発言では、幾つかの木材業者は木材ターミナルの取組みが続かないことを見越して、あえて木材ターミナルのステータスを受けず、契約を結ぶことを拒んでいるという。これもある意味では納得のいく行動であろう。イルクーツク州政府林業・木材加工業委員会の林業・リース関連・林業組織活動分析部の長であるピョートル・オゴロドニコフ氏が表明したところでは、州内には盜伐材の購入のみを行っている業者がかなり多く存在する。当然のことながら、これらの業者は、規制が厳しくなることには反対である。何れにしても今となっては丸太発送用の貨車は、木材ターミナルにのみ供給されるというのが、東シベリア鉄道局および公開型株式会社「ロシア鉄道」の立場である。以前なら鉄道は別の不具合を抱えていた。つまり、それほど多くはない貨車を、丸太発送を行う非常に多くの場所へと送り届けなければならなかつたのだ。現在では、34箇所あるターミナルのそれぞれが貨車を約40台ずつ都合している。これにより貨車の提供効率もよく、経済的にも利益が出る。木材ターミナルの取組みは、各木材ターミナルに常設の税関管理ゾーンが創設され、申請の簡略化が行われることから、イルクーツク関税局にも後押しされている。

それまで輸出用に木材発送契約を保有していた業者は、2006年11月10日をもって契約が反故にされている。このような業者には、これにかわる仕事として木材加工へより一層励むことが提案されている。多くの業者は、製材には上述したような制限が発生せず、木材ターミナルの外へ搬出してもよいことから、加工業への関心を示している。一方、イルクーツク州内に限れば、丸太は木材ターミナルの干渉を受けないため、自由に混在し得る状況は変わらない。

イルクーツク州の森林分野における「ターミナル」に対するNGOの意見⁷²

イルクーツク州林業・木材加工業委員会は、これまでにも数年にわたり、現行法の枠組みで市場操作ではなく、行政レベルでの方策として様々な試みを策定、導入し、州内における木材製品市場の状況を秩序立てる努力をしてきた。

-「丸太木材の発送場所および調達木材のボランタリー認証」(2004~2005年)

結果:政府役人にとっては全く有効な結果が得られず、木材輸出業者は資金を無駄にしただけであった。

-「木材ターミナル」(2005年10月から2007年3月まで)

上記同様の「発送場所」を州全域で、最終的に49箇所へしほったが2006年の秋頃には10~12箇所しかなく、そこへ伐採業者を集中させたため、木材輸出業者が減少した。

「ターミナル」の構想者たちは、ブリヤート共和国において1990年代に行われた「木材ターミナル」の経験(林産業者同士で銃撃事件があり、閉鎖された)、ロシア国家関税委員会シベリア関税局により導入された5箇所の常設税関管理ゾーン(PZTK)の経験(一箇所は2003年3月1日(2003年1月9日付けシベリア関税局令第39号)から開始)、ロシア連邦法の法的基盤の上に、税関検査、検察局、内務局、州政府のプロファイル委員会、衛生・検疫局他の管理機関が参加して操業していた州内26箇所のアルコール間接税倉庫の経験(2006年1月1日で廃止されている)を考慮してはいない。

⁷² 東シベリア伐採業者・輸出者協会カリニチエンコV.G.、バカエフV.G.へのインタビューを元に作成

「木材ターミナル」の実情

州内の幾つかの地区にまたがり(ひとつの地区内の場合もある)に独占的な構造が作られ、法人や個人が鉄道線路脇の貯木場の所有者やリース者であり、州政府や知事の庇護の下に操業している場合、以下のような事象がみられる。

1. 「契約保持者・輸出者」間に独占的な木材価格が設定される。貯木場所有者はこの独占的な状況をあからさまに利用している。(例としては、製材生産者である合弁企業「イギルマ大陸」や公開型株式会社「PIK-89」が資材不足に陥っている状況下で、これらの企業が操業している地区から中国へと輸送貨車により大量に製材が運送されているにも関らず、州政府が主導権を持ち、市場の独占化をしているため、これらの企業は競争を望めない状況がある。当然、製材を陸路、鉄道により隣の地区へ運送するのは不可能である。)

「ターミナル」までの木材運送コストの増加は不可避的に木材価格に反映されるが、伐採業者の運送費削減に関する公開型株式会社「ロジスティック分析センター」のサービスは、輪をかけて伐採業者の出費を増額させている。

州内の木材加工発展に関するイルクーツク州林業・木材加工業委員会のポジションが不明確である。もし「ターミナル」において製材価格が高騰すれば、その製材は売れずに製材の生産者自身により運び出されることになるだろう。現在木材加工を行っている業者が製材のための材料を現在の高値で購入することが利益をうまないのであれば、製材のための「ターミナル」における価格まで高騰したら製材を行うインセンティブはどこにあるのだろうか? ターミナルの所有者と契約保持者は実際には、自らの製材の採算性を確保する目的で相場よりも低い価格を提示している。

2. ターミナルへ運ばれる木材の容量と質に対する検査は、利益優先である。すなわち、「ターミナル」に運ばれる木材の容量と質を低く見積もっている。加えて現行のホールディング企業のための選別も行われている。これは、ブリヤート共和国のターミナルの例や 1990 年代にウスチ・イリムスクの紙・パルプ生産のためのパルプ材調達に関する公開型株式会社「クシレマ」の例を参照されたい。
3. 州政府イルクーツク州林業・木材加工業委員会により公示されている「木材ターミナル」ステータス獲得のための入札参加条件は、既に商品市場における競争の制限につながっており、より高いレベルでの汚職を促進するものになっている。(「木材ターミナル」規定を参照のこと)
4. ターミナルは、調達された木材の出所を確認し、管理する機能がないため、違法調達木材の合法化ツールとみなすことができる。

ターミナル所有者の所業バリエーション

1. ターミナル使用者を横目に自らは、丸太に荷札を付ける必要もなく輸出向けに対する「ターミナル」の条件に敏感になる必要もない国内市场向けに、輸出向けよりも多い製材を発送している。これは常に引き手あまたであり、例えば別の貯木場からの発送をここで「手続き」するが、自腹を切って「ターミナル」から発送しているかは疑わしい。
2. 「ターミナル」では、積換え時の中国側での審査規則を満たすことが可能であるが、他方ではこれは木材の容量と質における密輸を容認する要素ともなっている。購入者は何れにしても運ばれてきた木材の容量と質に対する対価を手形あるいは現金によって払わねばならない。

3. コンピューターを使った木材の統一的な検査と管理システム運用のためには、優秀なプログラマーを雇用する必要があり、自らの問題として「コンピューター検査」に関する諸問題を処理できるように、出来高制の給与にする必要がある。

全体として「森林ターミナル」は、多くの点において民法、独占禁止法、税法、関税法、鉄道運輸業務を調整する法律に反するものである。ターミナルは森林分野に現存する諸問題の解決には遠い取組みであり、州知事の名声を傷つけるものである。4年もの間、イルクーツク州政府林業・木材加工業委員会からの様々な作業班は、森林分野の問題解決のための具体的な施策を講じないままに、マスコミを通して杓子定規な解決案を公表し続けた。

誰にとって必要か？誰の利益のためか？

森林分野の発展を目的とした州政府の「森林」作業班による4年間の作業の結果、イルクーツク州の林産業者たちは自らの木材ビジネスを自発的に中国系企業へと委ねるようになった。具体的には、森林フォンドの伐区、鉄道沿いの貯木場、生産技術機器のリース、販売。

現在州内では森林分野の「中国化」が起っている。中国人たちは既に沿海地方やザバイカリスクの森林分野を手に入れているが、これと同じ現象が現在イルクーツク州において起っているのである。今やただそれを見渡すしかない状態である。森林分野の実情を考慮すると、実際にイルクーツク州の国家機関は自ら行った施策（あるいは行わなかった施策）により、ロシア連邦法に違反している；

- 2003年12月8日付け連邦法第164条第52条「ロシア連邦のしかるべき国家権力機関およびロシア連邦地方主体の国家機関により自らの権限の枠内において本連邦法の規定およびその他の連邦法およびその他の対外貿易活動に関するロシア連邦規範的・法的アクト遵守の目的、およびロシア連邦、ロシア連邦地方主体の経済的・政治的利益を保証・保護し、地方自治体およびロシア国民の経済的利益をも同様に保護することを目的とした対外貿易活動の実現管理」。

イルクーツク州コンピューター個別検査システムに関する関税局の見解⁷³

税関職員は輸出木材に対する管理を強化している。今日イルクーツク関税局では、ロシアにおいて初めてにして唯一である、国外へ輸出される未加工木材（丸太）に対するコンピューター個別検査の実験的使用が行われている。この取組みにおける税関の管理は数倍も効果的になるため、誠実な操業を行っていない業者は、操業できなくなるであろう。この条件下では、しかるべき関税なしには検査を受けない丸太は越境することもできず、関税免除を受けるのも非常に困難になる。

多くの業者を中国あるいはその他の国々との丸太取引へとひきつけるのは、高利益性と迅速な資金繰りだけではない。実際には、現時点でのセグメントにおいて使われている木材製品を外国へ発送する際に用いる書類の不完全さのため、様々な悪用を許す可能性が大きく、検査される危険性は低いという理由も大きかった。

ロシア産の木材が違法性を含むことは周知の事実である。そのうえ大量であることも周知のことであるが、（書類検査が信頼に足るものではないことが要因ではあるが）違法材の量が非常に多いということは殆ど知られていない。勿論、ここ十年間にわたり中露国境付近で操業を行い、その一部はシベリアや極東産の盜

⁷³ イルクーツク州関税局局長フロロフ G.T.氏へのインタビュー資料を元に作成

伐材を用い自らの製品へ付加価値を付けてきた中国側の木材加工業者は別である。

イルクーツク関税局長でありコンピューター個別検査制度を発案し、実施へ移した当本人であるゲオルギー・フォロロフ氏は、上記のようなビジネスにより今日悪用される例の実数を把握するのは非常に困難な状況であると指摘する。しかし以下のような方法で推測することは可能である。イルクーツク関税局ではここ2年間、管理強化策をとっている。搬出される木材量は16%増加しているが、単価は46%も下がっている。一方、税関への支払いは51%も増加しているのである。この結果は、今まで行われてきた書類上の検査でも明らかになったことであり、違法行為を示す数字上の大きなギャップが残されている。コンピューター個別検査は、このシステムがもつ信頼性の高さにより、悪用の可能性を最小限に抑えることができるだろう。

世界的にみればコンピューター個別検査は目新しいことではないが、ロシアにおいてはほぼ初めての事例であるため、その実践の結果に対しては、連邦関税局やロシア産の木材がそこを通じて国外へ運ばれるであろうその他の地域の関税局が非常に注目している。この取り組みの実際の目的は、搬出される木材に対する検査の信頼性を最大限に拡大することであり、これは同時にロシア連邦予算へのしかるべき税収入をも意味しているのである。

コンピューター検査では、外国へ発送される丸太毎に具体的な業者・販売者へ照応されるバーコードおよび固有の数列が印刷された硬質なプラスチック製の特別な荷札が貼り付けられる。一方データベースには、直径、長さ、容積、樹種、等級などそれぞれの丸太の具体的な情報が登録される。

税関職員は個別の業者に対し、彼らが作成するデータベースへ、関税局、地区政府、税務検査局、警察局が自由にアクセスできるように取り決めている。業者は一定の期間内(詳細は現在策定中)情報を提供し、これが関税局内に特設された業者毎のデータベースに保存される。その後、発送に際し、どの丸太が既に国外に搬出され、どれが発送を待っている状態か検査が行われる。

このようなシステムにおいて税関管理は、簡易化され、信憑性が高まり、最大限に効果的なものとなるだろう。具体的には、手作業によって幾つかの荷札から情報を読み取り、これをデータベースに照らし合わせて添付されている書類に記載されている当該の丸太に対する証明が検査されたものと合致するか確認する。不一致が生じた場合は、貨車ごと個別チェックする。その場合でも書類検査に必要とされるよりは、時間を削減できる。原理的にはこの荷札の偽造は可能であろう。しかしながら幾つかの特性は複製が非常に困難であると予測される。イルクーツク関税局長ゲオルギー・フォロロフ氏の見解では、荷札に記載される数列が複雑であり、それぞれがデータベースに登録されていることから複製は、ほとんど意味を成さないとされる。データベースにない文字列は偽造として摘発が可能である。

更にゲオルギー・フォロロフ氏の指摘では、州政府はこの取組みを支援しており、近い未来このコンピューター検査を「切り株まで」延長することを想定している。「新たな丸太の出所」が既に伐採業者の山土場において既に記録されるためには、その後流通経路の透明性が確保されなければならない。現在、多くの木材輸出業者は、この取組みの開始に対して慎重に対応しており、荷札(製造はドイツとオーストリアにおいて行われている)および必要なコンピューター機器の購入を見送っているのが実情である。イルクーツク関税局の管轄区にあり、森林分野において対外貿易活動に関っている270の業者のうち、この取組みへ参加する意志を表明した、あるいは既に必要な機材を購入しているのは、まだ50社足らずである。このうちの数社は既にしかるべき情報データベースを構築し、関税局のシステムでコンピューター検査を行っているが、まだ現時点では丸太への荷札の貼り付けは行われていない。このような業者にとって新たな操業規定

への移行は非常に容易である。幾つかの業者は、今後の取組みへの参加を希望している。しかしながら未加工木材のコンピューター検査を公にも断固として認めない業者も存在する。

多くの業者は、違法材を扱う方が利益の上がることを遠慮なく公言している。しかしながらコンピューター検査への参加を拒む理由としては、プログラム構築や荷札にかかるコストが高すぎるということへ言及する。だがこれは言い訳するほどの額ではない。全てのシステムにかかる経費は、12万～17万ルーブル程度である。恐らく本当の理由は、新たなシステムが導入されると、少なくとも以前に確保していた容量の木材を確保できなくなり、同時に関税の支払いを避けられなくなる。これにより以前のようにロシア連邦予算へ納入されない税額分を違法収入として国外において受け取ることが出来なくなるのである。

このような状況は現在もまだ存在している。これまで税関は、「定期申請」と呼ばれる方法を、あからさまな違反行為を犯している者を除き、ほぼ全ての木材輸出業者へ許可してきた。例えば業者は、実際には、貨車一両への積載が78～80m³であっても、後になってから72m³であったと申請することができたのである。業者はこの算出外の木材に対する対価を、国外で受け取るのである。にもかかわらずロシア国内では、あたかもほとんど利益が上がっていないかのように振る舞い、コンピューター検査に必要なコンピューター、プログラム構築および荷札を購入する資金がないと訴えるのである。彼らの弁によれば、「自分たちはやつの思いで、伐採現場で働く村の仲間を食わしている」という。しかしながら、このような発言をする業者は、実際にはそのような仲間を持っておらず、通常は森林で伐採を行い、発送をする中国人労働者を雇っている。この他、違法伐採業者から木材を購入しているためにコンピューター検査導入に関心を示さない業者もいる。またそれ以外にも、あからさまに出所が怪しい外国資金により操業している業者も存在する。

以上がこれまでの状況である。しかしながらイルクーツク関税局令に従い2007年11月1日より上述した検査システムが不可欠となる新たな規定が施行された。

関税法には、リスク規準というものがある。上述したような明確な検査方法下での操業を希望しない業者に対しては、法律違反を引き起こす潜在的な可能性があるという判断が下される。つまりこのような業者は、リスクの範疇に置かれる。現在、税関では規準に関し段階的な処置を策定中であり、積み込みまでのコンピューター評価の導入を検討している。ある業者が自主的にコンピューター検査を行わない場合は、商工会議所やその他の委任機関を招聘しなければならず、全ての木材の重量を計測してもらい荷札を貼り付けてもらい、当該の業務への対価を支払わねばならない。税関に対しては、貨車に積み込まれた木材の容量、等級など、例えばこの貨車には5本の同径丸太とその他10本といったような検査資料の提示が必須となる。一方、潜在的な違反者に対する対策も忘れてはならない。前述した定期申請は、誠実な操業を行う業者の経費節減を目的に信用ベースで行われている。2007年11月1日以降、もしある業者に一度でも制度の悪用が発覚した場合、業者はこの定期申請の権利を失う。それと共に当該の業者には、夜間、休日、祝日など税関が休みである時期に到着した貨車への積み込みを全面的に禁止される。ビジネスベースで考えると、このような措置がどれほどの損失につながるかは想像に難くない。

イルクーツク税關局長の見解では、将来的に木材製品のコンピューター検査は、対外市場における価格形成へも影響を与えるものであるとされる。現在は木材の販売を望む業者が多く、イルクーツクの木材輸出業者間に不均衡があるため、未加工木材の価格は下がっている状態である。このような状況のため、小規模な業者には「誠実な操業」を行う体制が整ってはいない。コンピューター検査導入に関連した総合的な取組みは、結局は上記のような不誠実な操業の幅を縮小し、対外向けの木材ビジネス枠を集中化すること

とを保証するものである。その結果として、ロシア側は自ら価格設定をする可能性を得ることができるであろう。

木材運搬管理システムに関する連邦森林局における会議⁷⁴

2008年2月1日、ロシア連邦森林局において、林業および森林利用に関するロシア連邦政府林産業発展委員会の作業部会が開催された。そこでは提案中の全ロシア的な木材搬出および輸送管理システムについて、また同様に現在準備中の違法伐採から森林を保護する目的での森林法典および行政上の法律違反に関するロシア連邦法への変更に関する検討が行われた。

ロシア連邦森林局により提案されたロシア全土の木材搬出および輸送管理システムの要旨は以下の通りである。先ず、各地域の各森林利用者には、個別の証明番号を持ってもらい、この番号を調達した木材に貼り付けてもらう。伐採後の木材はこのように番号が貼り付けられ、特別な検査・管理ポイントへ運送される。そこで運送車両に木材を積載した状態のままの状態で、特別な機器を使った計測が行われる。計測の結果を元に、具体的にどの営林署管轄区内で積み込まれた木材かとその容量に関する情報が統一的な情報システム内に記録される。この情報へは、警察、税関、地方政府などの関係各者がアクセス可能である。運送される木材には2種類の書類が添付される(ひとつは検査・管理ポイントまでの運送のためのもの、もう一方はそれ以後の流通へ向けたもの)。木材の需要者は、需要木材量と販売製品量の適合を証明する規定の書式に従い全木材取扱量を毎月精算しなければならない。このシステムの導入により違法調達木材の商業的利用の可能性が一掃されることが見込まれている。

ロシア連邦森林局の提案によれば、ロシア連邦の各地方・州内に10～30箇所の木材検査・管理ポイントを設置する必要がある。検査・管理ポイントにおける車両により運び込まれる丸太木材の電子計測システムは、連邦森林局の発注により、ロシア科学アカデミーウラル支部コム科学センター生物学研究所コンピューターシステム・技術・デザイン部により構築される。現在、ウラジミル州において丸太木材検査・管理ポイントが実験的に稼動しており、幾つかの機器による実験的な計測が行われている。電子計測の実験結果では、車両の全積載木材量に占める人力検査との誤差は3%である。

このシステムを連邦規模で構築(統一的なデータベース構築も含む)するために供出される連邦予算は約10億ルーブルに上ると推測されているが、このシステムに対して森林利用者の資金が投入されることはないであろう。それはデータベース化に関心を持っているのが、森林に関する国家機関のみであるからである。

丸太木材電子計測システムや国内規模のデータベース構築の他、ロシア森林局は違法伐採対策として森林法典、行政上の法律違反に関するロシア連邦法、ロシア連邦刑法、連邦法「2008年および2009年から2010年の計画期間における連邦予算」への一連の変更を提案している。特に、森林法典第52条第1項「違法伐採およびその他の森林法違反からの森林保護」への変更が提案されている。

⁷⁴ <http://forestforum.ru> の資料を元に作成

3-2 業界団体による取組み

林産業イノベーションサービスセンター

イルクーツク地域林産業イノベーションセンターは、2006年以後に創設された。同センターの代表は、イルクーツク国立工科大学副学長代理コロリョフP.V.氏であり、情報技術分野、機械製作、化学工業、木材加工業を専門とした専門家の集まりである。同センターはイルクーツク州だけではなく、ニューヨークとイスラエルにも支部を持ち、業務としては技術コンサルティング・マネジメントを行う。マネジメントに際した管理の重要性を主張し、具体的には以下の業務を行う。

1. プロジェクト管理のための共同規準策定と導入
2. プロジェクト管理
3. 技術管理指導
4. イノベーション業務の組織
5. マーケティング調査の実施
6. ビジネス上の様々な問題へのコンサルティング

イルクーツクの林産業との関連では、同センターはWWFロシアや東シベリア林産業者・輸出者連合と合同で州内において、2007年3月には「シベリア地域におけるボランタリー森林認証の発展と保護価値の高い森林の保護」と銘打ったセミナーを開催し、その後も2007年10月には、「シベリア地域における木材の出所の合法性確保」というセミナーを行っており、州内の林産業におけるボランタリー森林認証の推進に従事している。

また、2007年12月には、FSC森林認証の認証機関であるSGS社の開発したシステムであり、ロシア国内では2006年からハバロフスク地方において導入されているVLTP(Validation of Legal Timber Products)を推奨するコンサルティング業務を開始した。現在のところ、当該のシステムにより認証された業者の例はないが、取得に時間と費用が必要であるFSC森林認証の取得が困難である中規模以下の業者をターゲットとし、木材の輸出先である諸外国において有効な認証であることが明記されており、日本の政府調達基準をも満たすものであることが強調されている⁷⁵。

2007年11月にイルクーツク州において東シベリア伐採業者・輸出者協会と全国木材組合連合会の共催で行われたセミナー「日本への木材輸出の新傾向」に出席した同センター代表のコロリョフP.V.氏は、ロシアにおいて違法伐採を定義することが非常に困難であり、連邦レベルと地方・州レベルではその理解にも大きな隔たりがあることを強調し、連邦政府により違法伐採問題が認識され始め、幾つかの取組みが開始されたことを認識しながらも、多くの連邦機関が関る林業セクターの実情においては、これらの連邦レベルでの取組みが十分な効果を上げておらず、諸問題の根本的な解決には程遠いことを主張している。

また同氏は、これまでに州内で行われた木材発送ターミナルおよび現在の木材取引所の取組みも市場を秩序立てる有効な方法としては十分に機能していないことから、このような状況を開拓するには、林業分野、プロジェクト・マネジメントの専門家が携わった形での州レベルでの林産業発展のための政策および戦略、違法伐採対策としての基準を策定する必要性を強調している。

⁷⁵ 「木材製品の合法性」コロリョフP.V.、2007、12月7日

バイカル木材製品取引所

州政府が行った木材取引ターミナルの取組みにかわり、現在州政府が支持・推進する取組みが木材製品取引所である。これは2006年8月1日付けで登記されている非公開型株式会社「バイカル木材製品取引所」が母体となって行われているが、創設された当初は中小の林産業者やNGOとの連携を図り、州内の木材流通の正常化を目指す小規模な団体であった。その後、2006年の中頃から州政府林産・加工業委員会との会合を重ね、2007年2月に初の取引を開始。同年4月頃からそれまでの木材取引ターミナルにかわり州政府が支援する木材流通を規制する取組みとして発展してきた。現在は、その株式の50%を州政府が保有しており、2008年2月11日には、木材取引所の国有化(州レベルの国家自治機関として)が検討されている旨が報道された⁷⁶。

ここで木材取引所の現在に言及する前に、当初の木材取引所の構造を示す。2006年8月時点で、バイカル木材取引所には州政府との連携がなく、当時の州政府の木材ターミナルとの連携を提案していた。以下に、現在イルクーツク州における取組みとして実現されている木材取引所の関係図を示す。この図を参照することで、木材ターミナルが如何にして取引所へと移行したかを概観できるであろう。

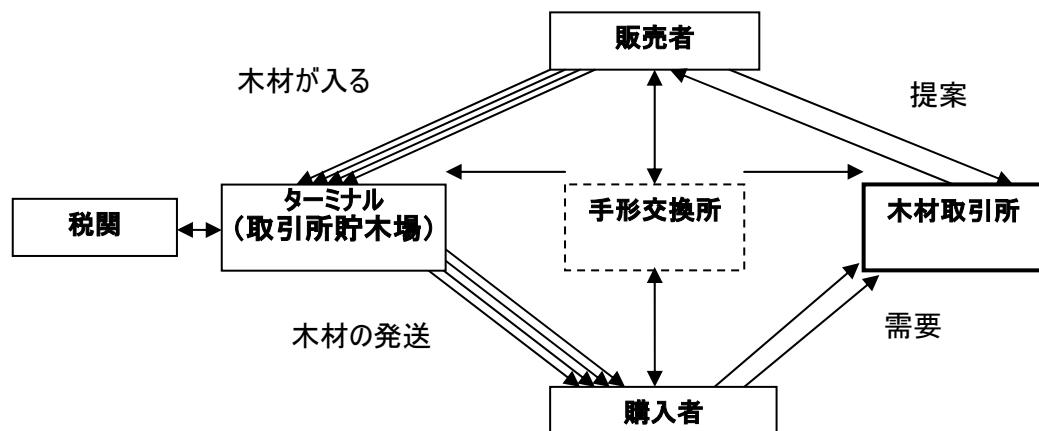


図 3-2-1 「木材取引所貯木場」としての「木材ターミナル」⁷⁷

上記の図において、ターミナルは木材取引所の貯木場としての機能を担い、州政府機関として連邦機関である税関との連絡を行う。木材取引所は「手形交換所」すなわち森林局および営林署とも協働契約を締結し、伐採証明書やその他の各種契約書類を一括管理する会計・総務部のような機関を設置することで、ターミナルを通して流通する木材の流れを管理し、販売者と購入者間の取引を調整する役割を担う。

このような仕組みを創設する必要性は、本稿第2章において言及した盗伐材・違法流通材の拡大、とりわけ近年の中国への木材流通の拡大と木材取引価格の低下に後押しされたものであった。このような状況を背景に、木材ターミナルが鉄道輸送ポイントを基点とした違法材流入の防止、流通規制を行ったとするならば、木材取引所は、木材購入者へ販売されるまでの木材に関する情報を一元管理し、市場を統制することにより相場額を確立し、木材取引価格の安定化を目指したと言える。

⁷⁶ 「オブラスナヤ」紙、2008年2月11日

⁷⁷ バイカル木材取引所からの提供資料を基に作成

相場額の確立を目指す上で取引所が想定したのは、上述したような既存の情報の一元管理だけではない。当初の取引所構想には、木材市場を整備するためには本稿第1章において言及したように、登記されているだけでも1500社におよぶ小規模な林産業者の木材取引を考慮に入れた方策が組み込まれていた。そのひとつが銀行取引による先物取引の実現である。同州内で施業を行う小規模な伐採業者は通常、伐採村と呼ばれる森林地帯にある小さな村落に居住している場合が多い。このような業者は、自社リースを獲得する資金力がないために、短期利用権を取得するかリースを有する業者から伐採区を賃貸し、伐採を行う。このような業者は当然ながら輸出業者としての資格は持たないため、伐採された木材は伐採区を借受けた先の業者へ卸すか、仲介業者を通してのみ販売が可能である。このような材を、伐採区を又貸した業者より高値かつ即金で買い付ける仲介業者が近年急増した。小規模な業者にとっては、数ヶ月先の代金払込みが会社存続に影響を与える。加えて、行った伐採施行が合法とは言い難い要素を含み、証明書類も欠如している場合、現金で買い取った後の流通の責任一切を負う仲介業者へ木材を販売するのは小規模な業者側からみれば当然の判断といえる。しかし、このような流通により木材価格は不安定になり低下し、州内の木材加工業にとっても資源調達が困難になるような状況をもたらした。この仲介業を行っているのが中国からの買付け人あるいは中露合弁の業者であった。このような事態を回避するため、小規模な業者への木材代金支払いを確保する目的で提案されていたのが銀行を仲介した先物取引のシステムであった。

また、木材取引所で行う取引から盜伐材を排除する目的で、丸太へ打ち付けるバーコードとタグを流通管理ツールとして想定していた。このバーコードとタグは、伐採地において伐採が行われた時点から取引所貯木場へ入るまでの遡及可能性を保証するものである。これらのツールを用いることにより取引所での取引（相場額により取引され、代金支払い期日や材に関する情報が確保されている）とそれ以外の取引を差別化することが狙いであった。

このような取引所の構想を実現するにあたり最も重要な点が、現存する鉄道沿いの貯木場との関係性を如何に規定するかであった。つまり、取引所貯木場を新たに新設しても、既存の貯木場＝発送ポイントが従来通り稼動している状況下では、価格の統制や市場の整備は包括的なものとはなり得ず、顕著な効果も期待できない。この点を解消するために取られたのが州政府の木材ターミナルとの協働案であった。折しも、バイカル木材取引所が発足した2006年の中頃から州政府は、ターミナルの取組みをパイロット的に開始しており、ターミナルを取引所貯木場することは、将来的に州全体の鉄道沿いの木材発送ポイントにおける流通の管理を実現する可能性を持っていたからである。

上述したように、2008年2月現在、木材取引所はほぼ州政府の取組みとして行われており（株式の50%は州政府が保有）、鉄道局、関税局などの連邦政府機関とも協力して稼動している。かつての木材ターミナルに替わり現在稼動している木材取引所貯木場および発送場所は以下の通りである。

表 3-2-1 バイカル木材取引所により認可された木材取引所貯木場リスト⁷⁸
 (2008年2月8日時点) *「有限会社」表記は省略

No.	木材取引所 指定を受けた機関(業者)名 貯木場 No.	鉄道駅
1	1 「ブラーツクコンプレクトサービス」	クイトウン
2	2 「ADIS 社」	ブラーツク
3	3 「ADIS 社」	パデウンスキイエ・ポロギ
4	4 「ルスウッド」	ギドロストロイテリ
5	5 「タイガ」	アルザマイ
6	6 「ピオネルスキーLPKH」	ノヴォチュンカ
7	7 「タリンガ」	パデウンスキイエ・ポロギ
8	8 「ラルチ」	ビリュシ NSK
9	9 「オクチャブリスキーLZK」	ソスノヴィ・ロドニキ
11	11 「トウルド」	チュナ
12	12 「レスプロム」	キレンガ
13	13 「チベット」	マリタ
14	14 「イルクーツクボドレスプロムストロイ・ネベリネベリ スキーLPKH」	
15	No.4 の支部 「イルクーツクボドレスプロムストロイ・ネベリ オクナイスキー スキーLPKH」	
16	15 「ヴィジムスコイエ LPKH」	ヴィジム
17	18 「トレード・オスト」	ザラリ
18	19 「SIBTL LTD」社	アンゼビ
19	20 「ウッド・コンチネント」	ソスノヴィ・ロドニキ
20	21 「チュナレス」	チュナ
21	22 「レナエクスポートレス」	レナ=ヴォストチナヤ
22	23 「ウソリエレサグロプロム」	マリタ
23	24 「ロスプロム」	パデウンスキイエ・ポロギ
24	25 「トウルド」	タイシエト
25	27 「ソコル」	ジマ
26	28 「ケードル」	トゥルン
27	29 「トレード・オスト」	ジマ
28	30 個人経営「ティモシキン」	ジマ
29	31 「イルモス」	チュナ

⁷⁸ バイカル木材取引所の情報(HP)を基に作成

30	32	「アジア運送会社」	イルクーツク・ソルチロヴォ チヌイ
31	33	「シブレスエクスポート」	トゥルン
32	34	「PIK-89」	ウスチ・イリムスク
33	35	「ニュー・レン・オイル」	イルクーツク・ソルチロヴォ チヌイ
34	36	「カメンスキー・レスプロムホズ」	ラズ No. 9
35	37	「セヴェルヌイ・レス」	ズヴヨズドナヤ

表 3-2-2 発送場所リスト、2008年2月8日時点⁷⁹

No.	機関(業者)名	鉄道駅
1	「ドルレル・ウッド」	イルクーツク・ソルチロヴォチヌイ
2	「東シベリア木材会社」	イルクーツク・ソルチロヴォチヌイ
3	「東シベリア運送会社」	イルクーツク・ソルチロヴォチヌイ
4	「スマイル」	イルクーツク・ソルチロヴォチヌイ
5	「タウ貿易」	ウスチ・イリムスク
6	「BAT サービス」	キレンガ
7	「シベリア」	キレンガ
8	「TLK」	パドウンスキーポロギ
9	「アルファ・サービス」	ギドロストロイテリ
10	「アルファ・サービス」	ブラーツク
11	「バイカル」	ヴィホレフカ
12	公開型株式会社「レソゴルスクレス」	ソスノヴィ・ロドニキ
13	「セヴェルレス」	ノヴォチュンカ
14	「セヴェルレス」	クイトウン
15	「セヴェルレス」	ザラリ
16	「セヴェルレス」	ジマ
17	「シブレスインダストリー」	ウソリエ・シビルスコイエ
18	「アブソリュート」	トゥルン
19	「アゼイトランス」	アゼイ
20	非公開型株式会社「ユニクス」	ニジネウジンスク
21	“非公開型株式会社「キレンスキージェレズナ ダロジュニク」	キレンガ
22	「狩猟と漁獲業」	ヴィホレフカ
23	「ラムバ・トレード」	ノヴォチュンカ

⁷⁹ バイカル木材取引所の情報(HP)を基に作成

24	「ツイケル」	ノヴォチュンカ
25	「チュンシャン」	イズイカン

州レベルでの取組みとしての展開が予想される木材取引所であるが、ここで取引所の実情に関して数点、記述したい。

上述した木材取引所構想に含まれていた幾つかの試み(相場額、銀行取引、バーコード、タグ)のうち、現在実現しつつあるのは、相場額と銀行取引の部分だけであり、木材の遡及性を確保するバーコードとタグは実施されていない。上記の取引所貯木場、および発送場所の認可を受けるためには多額の申請費用が必要であり、木材取引所に支払う利用料も売上げの 5~6%と多額である。すなわち小規模な業者が直接取引に参加することが不可能な状況にあることは強調しておかなければならない。

現在、木材取引所で使用している書類関係は幾つかあるが、内容は、取引の売り手と買い手に関する基本的な企業情報、取り扱い木材の等級、GOST 適合、サイズ、容量、取引額以外の情報はなく、当初想定されていたような合法性証明書類としては機能していない。しかし、取引に参加する条件として木材販売者には、(1)貯木情報(規定の書式による)、および(2)伐採証明書の提出が義務付けられている。

参考までに、現在木材取引所で使用されている書類の幾つかを以下に挙げる。

取引認可関連

1. **取引所認可申請** - 木材取引所へ提出する認可申請書。バイカル木材取引所の規約および規則に従い取引を行う旨を記載、署名。
2. **取引臨時参加者申請書** - 恒常的な認可の枠外で、一時的に取引へ参加するための申請書。参加機関名、法的所在地、納税者番号、銀行口座、中継銀行口座、銀行証明コードを記載。
3. **認可申請者である取引参加者へのアンケート** - 登記上の名称、国家登録番号、納税者番号、業者の分類コード、所在地、銀行口座などを記載。
4. **委任状** - 参加者の売買取引を許可する、木材取引所による委任状。

取引関連

5. **売買申請書** - 取引にかける商品名、商品規格、等級、コード、容量、取引参加開始額、価格上限、下限、支払いおよび納入期日などを記す。
6. **取引所貯木場証明書** - どの認定貯木場を利用したか、保管期間、保管ナンバーおよび期日、取引所商品検品ナンバーおよび期日、容量、商品仕様、植物検疫情報などを記す。
7. **取引公示書** - 上記 1 に記載した情報を、売り手が実際の取引に際し公示する時に使用する。
8. **取引所証明書** - 売買成立後、取引所が発行する。取引成立価格、容量、売り手と買い手の情報、取引商品に対する付加税額などを記載。

上に挙げた書類は、木材の合法性を証明する書類とはなっていないが、取引される木材の詳細、価格や参加する業者の納税者番号、国家登録番号などが記載されることから、これらを一括管理するデータベースの構築と、参加者(木材販売者)に提出が義務化されている伐採証明書類の情報をも一括管理し、取引所証明書に記載できれば、現在よりも木材の出所に関する遡及性、透明性は高まるもの推測される。

2007年4月から州政府の支援の下に推進されてきた木材取引所は、現在も貯木場認可の拡大と、システムの充実へ向けて変革中である。新たなシステムの導入においては、当初の木材取引所が想定していた木材遡及性確認ツールおよび小規模な業者が参加し得る取引所環境の整備が重要な課題となるであろう。

2007年9月19日に州副知事のドルゴフ V.N.氏による報告⁸⁰では、同年9月1日時点で、木材ターミナルおよび木材取引所の取組み以前の2005年と比較すると、違法伐採木材流通量は、400万m³から200万m³へほぼ半減しているという結果が出ている。同氏は、このような取引所、政府、税関、税務機関、警察機関の相互協力は、違法流通材の減少のみならず、違法伐採問題の根本的解決をもたらすであろうと主張している。

3-3 個別業者による取組み イリムシプレス社⁸¹

違法伐採問題に対するビジネスの視点

自社の違法伐採対策に関して、有限会社「イリムシプレス」社の社長であるヴィクトル・ワシリエヴィチ・イバテンコフは、以下のような見解を示している⁸²。

会社概要

有限会社「イリムシプレス」社は、2003年7月10日に創設された。同社はウスチ・イリムスクの林業コンプレクス全社を統合する公社である。同社の機械化レベルは98%で、手作業率が低いことを示している。公開型株式会社「イリムシプレス」社は、ロシアにおいて大規模な伐採リースを持っており、それは200万haにも及ぶ。クラスノヤルスク地方に25万ha、イルクーツク州には、108万haのリース地がある。今後、伐採許容面積は、410万haに上る見通しで、この内270万haが現在リース取得のプロセスにある。2005年には、180万haにおいてFSC認証を取得している。公開型株式会社「イリムシプレス」社は、警備会社と契約を結んでおり、2004年より伐採リースがある全地域の林道において管理チェックポイントを設置している。また「イリムシプレス」社のリース地内では、銃器を持った警備グループがパトロールを行っている。

2007年1月から10月までの報告期において、100件以上の違法伐採(盜伐)に関する資料が集められた。このうち警察(端的には経済犯罪対策局の捜査課)へ送られた件が81件、残りの約20件は営林署へ送られた。また35件が刑事起訴されている。2007年に「イリムシプレス」社の領地内で起こった違法伐採の容量は、5万1955m³に及んだ。241名の違反者が拘束されている。近年、同社は内務局の諸機関と独自の契約を締結することに成功し、違法伐採が行われている場所において機器を没収する決定権を委任されるに至っている。このようにして2007年には59台の機器が没収され内務局へと渡されている。しかしながら違法伐採との戦いを複雑化させる要因も多い。それは、法律の中に違法伐採とは何かを定義する明確な条項がないことに起因している。裁判にまで発展するケースは、せいぜい20%である。80%は伐採地においてあいまいになり、残りの20%だけが裁判沙汰になるのである。

⁸⁰ 2007年9月19日「東シベリアプラウダ」紙

⁸¹ FSFの報告(2007)を基に作成

⁸² 「ロシアにおける違法伐採問題克服へ向けた大規模木材産業ホールディングの環境的責任をもつた共同政策の影響。公開型株式会社イリムシプレス社における違法木材調達対策」イバテンコフ V.V.、2007

3-4 NGO消費者による取り組み、FSC関連の動き

2007年現在、イルクーツク州においてFSC森林認証を取得しているのは、森林管理(FM)認証が6社、流通加工部門(CoC)認証が5社の計10社である(1社はFM、CoC双方を取得)である。この内6社は、2007年の後半に認証を受けたばかりである。FM認証取得企業は、上述した「イリムシブレス」社他、「ウリル」社、「バイカル」社、「バジンスキーリン産業総合」社、「カチュートスキーピーPK」社、「カタ」社で、総面積は6社で323万8413haである。CoC認証を取得しているのは、「化学パルプ・ボール紙コンピナート」社、「シベリア・ソソナ」社、「イギルマ製材・木材加工総合」社、「キレンスクレス」社、「カタ」社である。

本稿第3章3-1において記述した通り、このような同州におけるFSC認証を推奨する取組みは、イノベーションサービスセンターとWWFロシアが中心となり行われている。今後は、FSC認証監査機関であるSGS社によるVLTP認証を開始する業者も増加することが予測される。

上述したFSC森林認証およびVLTP認証の動きは、中規模以上の業者を対象にしている傾向があるが、これとは別に、イルクーツク市内に本部を持つ東シベリア伐採業者・輸出者協会では、クラスノヤルスク市に所在するFSC森林認証機関であるSmartWoodとパートナー契約を有するNEPCONが同協会に所属する中規模以下の伐採業者を対象に認証を少しずつ推進していくとしているが、未だ認証例はない。

直接的に木材の合法性を確保するための取組み以外にも、業者のマネジメント機能の向上および社会的責任の実現を考慮に入れたコンサルティング会社も増えてきている。中には、業者の依頼により衛星画像入手し、当該の伐採業者自身が法律に適合した伐採施業を行っているかをチェックし、コンサルティングするという業務を行っている会社もある。本稿第2章2-2において報告を行っているイルクーツク独立社会調査・教育センターによれば、同州内の林産業者の社会的責任に対する意識は未だ低く、コンサルティングを受けるにしてもヨーロッパやモスクワに本部を置く機関のアドバイス以外には全く耳を貸さず、企業活動自体の質向上よりもあくまで経済的効果としてのマネジメントの向上のみを望むケースが多いという。林産業に関する業者自体の意識の変革も本来的な合法木材調達にとって重要になるであろう。

第4章：新森林法と森林管理機関（連邦および地方（州）レベル）の構造変化

(Friends of Siberian Forest、ヤロヴォイ V. 氏により報告を基に作成)

4-1 新森林法典と森林管理体制（連邦と地方）の構造変化 (新たな森林管理構造とその機能に関する概説)

2007年1月1日より、ロシア連邦新森林法(**2006年12月4日付第200-FZ号**)が発効した。新森林法では、森林と木材ビジネスに対する責任を負う連邦権力機関、地方権力機関、所轄官庁の間での、新たな権限分配システムが制定された。

新森林法(第4条)によると、森林諸関係の参加者は下記の通りである。

1. ロシア連邦
2. ロシア連邦構成主体
3. 地方自治組織
4. 法人および市民

森林フォンドに含まれる森林区画は、連邦の所有下にある(ロシア連邦森林法第8条)。森林管理関連の諸権限は、連邦権力機関と地方権力機関の間で下記のように分配される。

森林諸関係の法的規制

1. 森林諸関係規制法令は、主にロシア連邦政府と連邦執行権力機関が発行する(ロシア連邦新森林法第2条第3、4項)。森林諸関係はまた、ロシア連邦大統領令によっても規制される。
2. ロシア連邦構成主体執行権力機関と地方自治機関は、森林諸関係規制法令を発行することができる(ロシア連邦新森林法第2条第5、6項)。

I. 連邦レベルにおける森林管理機関

1. ロシア連邦天然資源省

ロシア連邦天然資源省(MNR Russia)は、森林諸関係に関する国家政策の作成ならびに法的規制に関する機能を遂行する連邦執行権力機関である(2004年7月22日付ロシア連邦政府決議第370号「ロシア連邦天然資源省規定」第1条第1項)。法的規制(すなわち法令発行)の他にも、ロシア連邦天然資源省は自らの監督下にある下記機関の調整、監督を遂行する;

- **連邦自然利用監督局**
- **連邦森林局**

2. 連邦自然利用監督局

連邦自然利用監督局は、森林フォンド領地内において、山林区および森林公園に対する**国家森林監督・監査**を遂行する(同局規定は2004年7月30日付ロシア連邦政府決議第400号により承認された)。

3. 連邦森林局(Rosleskhoz)

連邦森林局は、森林経営領域における国家政策の実現、国家サービスの提供、国家資産の管理に関する機能を遂行する連邦執行権力機関である。連邦森林局は、所定の業務領域において下記の権限を遂行する；

- 森林フォンドの国家調査・登録
- 伐採樹齢の制定
- 計画伐採量の承認
- 森林申告書の様式とその記入・提出規則の承認
- 木材調達規定の制定
- 木材およびその他の森林資源の加工を目的とした森林利用規定の制定
- 森林経営遂行規則の制定
- 開発林、予備(保全)林への森林の分類、ならびに、それらの境界の設定
- 森林地の非森林地への移行
- 連邦所有下にある森林フォンドの運営、利用、管理に関する全権
- 連邦所有下にある森林区画の森林資源量と面積の単位当たり料率の設定(賃貸借を目的とする)
- 国家または地方自治体所有下にある森林区画の賃貸借契約作成・締結規則の制定
- 森林区画賃貸借契約の見本様式の承認
- 森林植生売買契約作成・締結規則の制定
- 山林区および森林公園の境界の設定、ならびに、その数の算定
- 国家森林蓄積調査の遂行
- 林業規定の構成とその作成規則、有効期限、ならびに、林業規定改定規則の制定
- 間伐時の木材調達量の承認
- 国家森林調査台帳の記帳
- 森林経営遂行の企画運営

II. ロシア連邦構成主体国家権力機関

(地方あるいは州レベル)

ロシア連邦森林法第 82、83 条に従い、ロシア連邦は、森林諸関係に関する下記の権限の遂行をロシア連邦構成主体国家権力機関へ委譲する；

- 1) ロシア連邦構成主体の所有下にある森林区画の運営、利用、管理
- 2) ロシア連邦構成主体の所有下にある森林区画の森林資源量および面積の単位当たり料率の設定(賃貸借を目的とする)
- 3) ロシア連邦構成主体の所有下にある土地において調達される木材量の単位当たり料率の設定
- 4) ロシア連邦構成主体森林計画および林業規定の立案と承認、ならびに、森林開発計画の国家鑑定の遂行
- 5) 森林フォンド領地内における森林区画の常時(無期限)利用、賃貸借、一定期間無償利用への提供、ならびに、森林植生売買契約の締結(しかるべき競売の企画・実施を含む)
- 6) 森林利用、森林保安、森林保護(森林病理モニタリングを除く)、ならびに、森林再生の企画運営

7) 国家森林監督および監査の遂行

1. クラスノヤルスク地方国家権力機関

クラスノヤルスク地方行政政府天然資源・林業部局は、森林フォンドの利用、保安、保護、ならびに森林再生分野における法的規制と国家政策立案機能を実現する地方執行権力機関である。天然資源・林業部局には、下記の組織が組み込まれている；

- クラスノヤルスク地方行政政府自然利用監督局
- クラスノヤルスク地方行政政府自然利用局
- クラスノヤルスク地方行政政府木材部門局

2. イルクーツク州国家権力機関

イルクーツク州林産業・水資源部局は、木材産業領域における管理機能を実現するイルクーツク州国家権力機関である。林産業・水資源局には、イルクーツク州森林局が組み込まれている。

III. 地方自治機関

第 84 条に従い、地方自治体の所有下にある森林区画に対する**地方自治機関**の権限には、以下のものが含まれる；

- 1) 上記森林区画の運営、利用、管理
- 2) 上記森林区画の森林資源量および面積の単位当たり料率の設定(賃貸借を目的とする)
- 3) 木材量の単位当たり料率の設定
- 4) 林業規定の立案・承認、ならびに、森林開発計画の国家鑑定の遂行
- 5) 上記森林区画に対する地方自治体による森林監督・監査の遂行

山林区および森林公園

ロシア連邦新森林法に従い、森林の利用、保安、保護、再生領域における基本的管理区域単位は、森林フォンド領地の構成要素となる山林区および森林公園となった(ロシア連邦森林法第 23 条)。ロシア連邦森林局は、2007 年 1 月の時点ですでに、1,704 箇所の営林署(レスホーズ)(7,743 箇所の山林区を含む)、連邦国家機関「航空森林保全機関(Avialesookhrana)」の 24 支部、その他特別機関 9 つを、連邦構成主体の監督下へ移行した。クラスノヤルスク地方では、クラスノヤルスク地方行政政府木材部門局が、かつて連邦監督下にあった営林署に対する管理・監督機能を実現している。また、イルクーツク州では、イルクーツク州森林局がこれと同じ管理・監督機能を担っている。営林署は、2008 年 1 月 1 日までに山林区および森林公園へ改組されることになっている。しかし、2007 年 10 月時点ではまだ、クラスノヤルスク地方では営林署を山林区へ改組する作業は完遂されていない。

4-1 のまとめ

1. ロシア連邦新森林法は、ロシアにとって全く新しい森林経営権限分配体制を導入するものであった。新たな分配体制の主要原則は、森林利用とその保安、保護業務における全ての基本的権限と権利をロシア連邦構成主体に委譲するというものである。これに際し、ロシア天然資源省と連邦森林局の権限は、法的規制、予算案作成、国家森林蓄積調査、森林モニタリング、ならびに、ロシア連邦構成主体による各種権限の遂行に対する監督に縮小された。連邦政府と、森林に対する責任を負う連邦執行権力機関(天然資源省および連邦森林局(Rosleskhoz))は、**森林の利用、保安、保護、ならびに経営業務の計画立案、報告業務に関する事実上全ての規定**を定めている。さらに、森林経営への融資は、各地域への森林経営特別目的助成金の形で、ほぼ完全に連邦予算から出資されている。また、森林の利用提供(伐採を含む)から生じる収益の大部分が連邦予算に組み入れられることになり、当該の収益全ての連邦予算への算入という課題が解決された。
2. 地方執行権力機関(地方政府)は、各地方における森林管理機関と国家森林保安機関の設置とその業務遂行、連邦レベルにおける所定の規定に従った経営業務の立案と森林の利用提供(木材調達業者への提供を含む)、森林火災対策、ならびに、市民が自らの生活面での需要充足を目的として行なう森林利用(薪の調達を含む)の機会の提供といった業務に対する責任を負う。各地方レベルにおいて具体的にどの権力機関が森林経営責任を負うかについては、地方政府が決定する。地方執行権力機関は、森林経営、森林保安領域において自らに課せられたあらゆる義務を、連邦予算からの助成金により遂行しなければならない。
3. 地区レベルにおいて森林に対する責任を負うのは、山林区(新森林法における解釈による)であり、2007年末までにその設置が完了される予定である。新森林法の解釈によると、山林区はこれまでの旧山林区とは異なり、何らかの経営業務に独自に携わる権利を失い、管理機関としてのみ機能することになる。さらに、新山林区はそれぞれ、幾倍にも拡大された森林面積に対する責任を負うこととなる。また山林区は、木材業者またはその他の森林利用者に賃貸借提供された森林に対し、監督・監査機能のみを遂行することとなる。2007年10月の時点では、営林署を山林区および森林公園へ改組する作業は完了していない。
4. 新森林法によると、森林区画を賃借している林産企業は以下の業務を行なうこととなる。
 - 森林開発計画を作成する。この際、森林開発計画の構成、ならびに、その立案規則は、全権を有する連邦執行権力機関が制定する。
 - 自らが賃借している森林区画の保安(防火を含む)、ならびに、林道の維持・開発から伐採跡・焼け跡における森林再生、これらの森林の保育に至るまでのあらゆる森林経営に対する責任を負う。

4-2 新森林法と新法令（連邦レベル）

（第一に森林申告書とその実地応用、ならびに、その他の法令について）

連邦法「ロシア連邦森林法の発効について」第 15 条第 1 項に従い、ロシア連邦政府は、2007 年 7 月 1 日までにロシア連邦森林法の各規定を実現するための諸法令を発行しなければならない。発行数は、全部で 57 法令を超えると思われる。現時点では、ロシア連邦政府はこの任務を遂行し終えていない。

2007 年 10 月 1 日現在で発行されているのは、ロシア連邦森林法の発展に向けた下記の**連邦レベル**法令(木材獲得に関する法令)である；

1. ロシア連邦構成主体森林計画作成規定(2007 年 4 月 24 日付ロシア連邦政府決議第 246 号により承認)
2. 連邦所有下にある森林区画における森林資源量および面積の単位当たり料率(2007 年 5 月 22 日付ロシア連邦政府決議第 310 号により承認)
3. 国家森林登記簿記載規定(2007 年 5 月 24 日付ロシア連邦政府決議第 318 号により承認)
4. 国家森林登記簿の様式の制定(2007 年 7 月 20 日付ロシア連邦天然資源省令第 187 号)
5. 国家または地方自治体所有下にある森林区画の賃貸借契約作成・締結規定(2007 年 5 月 28 日付ロシア連邦政府決議第 324 号により承認)
6. 森林経営遂行規定(2007 年 6 月 18 日付ロシア連邦政府決議第 377 号により承認)
7. ロシア連邦構成主体森林計画見本様式(2007 年 7 月 16 日付ロシア連邦天然資源省令第 182 号により制定)
8. 国家森林監督・監査遂行規定(2007 年 6 月 22 日付ロシア連邦政府決議第 394 号により承認)
9. 個人または個人グループによる調達対象となる木材の最大量の制定(2007 年 6 月 22 付ロシア連邦政府決議第 395 号による)
10. 国家または地方自治体所有下にある土地における森林植生売買契約の作成・締結規定(2007 年 6 月 26 日付ロシア連邦政府決議第 406 号により承認)
11. 2007 年 6 月 26 日付ロシア連邦政府決議第 407 号「国家森林蓄積調査の実施について」
12. 2007 年 3 月 28 日付ロシア連邦天然資源省令第 68 号「ロシア連邦森林植生区域および森林地区リストの承認について」
13. 2007 年 4 月 2 日付ロシア連邦天然資源省令第 74 号「森林申告書の様式とその記入・提出規則の承認について」
14. 2007 年 4 月 6 日付ロシア連邦天然資源省令第 77 号「森林開発計画の構成とその立案規則の承認について」
15. 2007 年 5 月 14 日付ロシア連邦天然資源省令第 125 号「森林開発計画の国家鑑定または地方自治体鑑定規則の承認について」
16. 2007 年 5 月 10 日付ロシア連邦天然資源省令第 123 号「木材およびその他の森林資源の加工を目的とした森林利用規則の承認について」
17. 2007 年 7 月 9 日付ロシア連邦天然資源省令第 175 号「森林の利用、保安、保護、再生、造林報告書の様式、ならびに、その提出規則の制定について」
18. 2007 年 7 月 24 日付連邦法第 217-FZ 号「連邦法『ロシア連邦森林法の発効について』の改正について」

19. 2007 年 4 月 19 日付ロシア連邦天然資源省令第 106 号「林業規定の構成、作成規則、有効期限、ならびに、林業規定改定規則の承認について」

地方レベルの新法令

1. クラスノヤルスク地方関係

- 2005 年 10 月 20 日付地方行政会議決議第 251-p 号「クラスノヤルスク地方行政自然利用監督局規定」
- 2007 年 2 月 14 日付クラスノヤルスク地方法第 21-5820 号「森林植生売買契約に基づく木材調達について」
- 2007 年 7 月 31 日付クラスノヤルスク地方知事令第 112-ug 号「森林植生売買契約締結権売却の競売を実施せずに締結される森林植生売買契約の作成・締結規則の承認について」
- 2007 年 8 月 16 日付クラスノヤルスク地方行政会議令第 920-r 号により、森林フォンド区画賃貸借契約、森林フォンド区画無償利用契約を締結したが、それらの契約をロシア連邦森林法に適合させていない市民および法人に対し、有効期限が 2008 年 1 月 1 日までの木材伐採許可証・木材許可証を発行することが許可された
- 2007 年 4 月 4 日付クラスノヤルスク地方知事令第 38-ug 号「個人の需要を充足する目的で行われる市民との森林植生売買契約締結規則の承認について」
- 2007 年 6 月 30 日付クラスノヤルスク地方行政会議令第 701-r 号により、官庁目的プログラム「2007~2009 年における木材調達・加工事業の発展」が承認された

2. イルクーツク州、ウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区関係

- 2006 年 11 月 21 日付イルクーツク州行政会議決議第 210-pa 号により、「イルクーツク州林産業・水資源部局規定」が承認された
- 2006 年 12 月 26 日付イルクーツク州行政会議決議第 245-pa 号「イルクーツク州森林局について」(同局規定とその構造も同時に議決)
- 2007 年 3 月 15 日付州行政会議令第 91-ra 号「かつて農業組織の所有下にあった森林のイルクーツク州領土内における森林査定等級に基づく分配について」
- 2007 年 1 月 11 日付ウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区行政首脳決議第 8-p 号「ウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区林業管理規定の承認について」
- 2007 年 4 月 2 日付ウスチ＝オルダ・ブリヤート自治管区法第 380-03 号「暖房、建築およびその他の個人的需要のための市民による木材調達規則と基準量について」

イルクーツク州執行権力機関は、2007 年の課題の一つに、連邦から自らに委譲された林業管理権限の遂行に必要な法令の立案を掲げている。同州行政がこの課題を解決しきれていないのは明らかである。

森林申告書について

以前、森林利用は木材伐採許可証、指示書または木材許可証に基づく場合にのみ許可されていた。これらの書類は、その有効期限が満了するまでは有効とみなされる(2006年12月4日付連邦法第201-FZ号「ロシア連邦森林法の発効について」第4条)。新森林法ではこれとは異なる森林利用規則、すなわち、森林申告書に基づく利用手続きが定められた。森林申告書とは、森林開発計画に従った森林利用を宣言するものである(森林法第26条)。森林申告書の様式とその記入・提出規則は、2007年4月2日付ロシア連邦天然資源省令第74号によって承認されている。

承認を得た「森林申告書の記入・提出規則」に従い、常時(無期限)利用または賃貸借として森林区画の提供を受けた者は、申告書を国家権力機関または地方自治機関に毎年提出しなければならない。申告書には、森林利用に関する情報と契約年月日、契約番号、申告期間、ならびに、森林開発計画監査を承認した機関の名称と承認年月日を記載する。また申告書には、より詳細な森林利用情報を記載した添付資料を付す。

2007年10月の時点におけるクラスノヤルスク地方の申告書関連状況は次の通りである。先に述べた通り、森林法発効以前に作成された木材伐採許可証、指示書または木材許可証は、その有効期限が満了するまで効力を維持する。しかし、森林計画主要文書である「**森林計画**」がない(作成されない)ため、森林利用者との新たな森林フォンド賃貸借契約は締結されていない。また、法人との森林フォンド区画賃貸借契約作業も停止状態にある。このため、地方管理機関、地方自治機関が締結できるのは、市民との間の森林植生売買契約のみとなっている。

このように、クラスノヤルスク地方では「森林計画」がないため、森林申告書自体も実地に適用されていないのである。

4-3 新森林法と地方（州）レベルの林業（森林経営）におけるその影響及び変化

2008年3月現在イルクーツク州では、ロシア連邦森林法の発効に伴い、営林署(レスホーズ)の山林区(レスニーチェストヴォ)への改編が完了している。新法下において森林使用権は、入札(オークション)においてのみ実現されるのだが、州政府下でこれを実施する機関の組織が遅れたため、2007年は殆ど入札が行われなかった。新森林法の実施がスムーズに行われなかつたことを受け、2007年7月31日付けで連邦法217条「森林法典の実施について」が出された。これにを受け、入札などの使用権に関する新たな指令はまだ実施されていなかったため、過去に譲渡されたリース契約が、2009年1月1日まで延期して有効になった⁸³。同様に、伐採許可制から森林利用申告制への移行も行われていなかつたため、これも2009年1月まで延期されている。また第1章1-2に記したように、現在は3つのグループに分割されている森林区分も、新法下で再分割される予定であるが、未だ行われていない。

このように、新森林法実施までプロセスが非常に急速に行われたため、林業関連各機関の再編や細則の制定、施行が間に合わず、現場レベルでの混乱を招く結果となっている。WWFロシアの報告⁸⁴では、2007年1月の新森林法発効後、再編、人員削減が予定されていた営林署が、各々の裁量で予算、人件費を確保する目的で、不法に短期利用権、伐採権を乱発したため、沿海地方の森林には破滅的な状況が広がっていた、と言われている。WWFロシアやその他のNGOは、このような状況から保護価値の高い森林を

⁸³ WWFロシア、2007年10月

⁸⁴ 同上

守る目的で、レイド(抜き打ち調査)と呼ばれる独立した調査を、主に地区の警察組織と協力して行った。2008年1月1日付けて、公的には連邦から地方・州へ委譲された権限を実現する目的での組織改編は終了しており、細則類も出揃いつつある。森林管理の今後について語るのは時期早尚であるが、新森林法とその細則が、地方・州の新たな管理機関により地域の実状に即して適用され、これが林業セクター全体に行き渡るまでには、あと数年が必要とされるであろう。

まとめ ~課題と対策~

これまでの章においてイルクーツク州における違法伐採対策が、いかなる状況に対応して取られたものであるかが概観された。まとめとして、第3章において詳述された違法伐採対策、合法木材調達へ向けた取り組みを整理し、今後の課題とそのための対策を提案する。

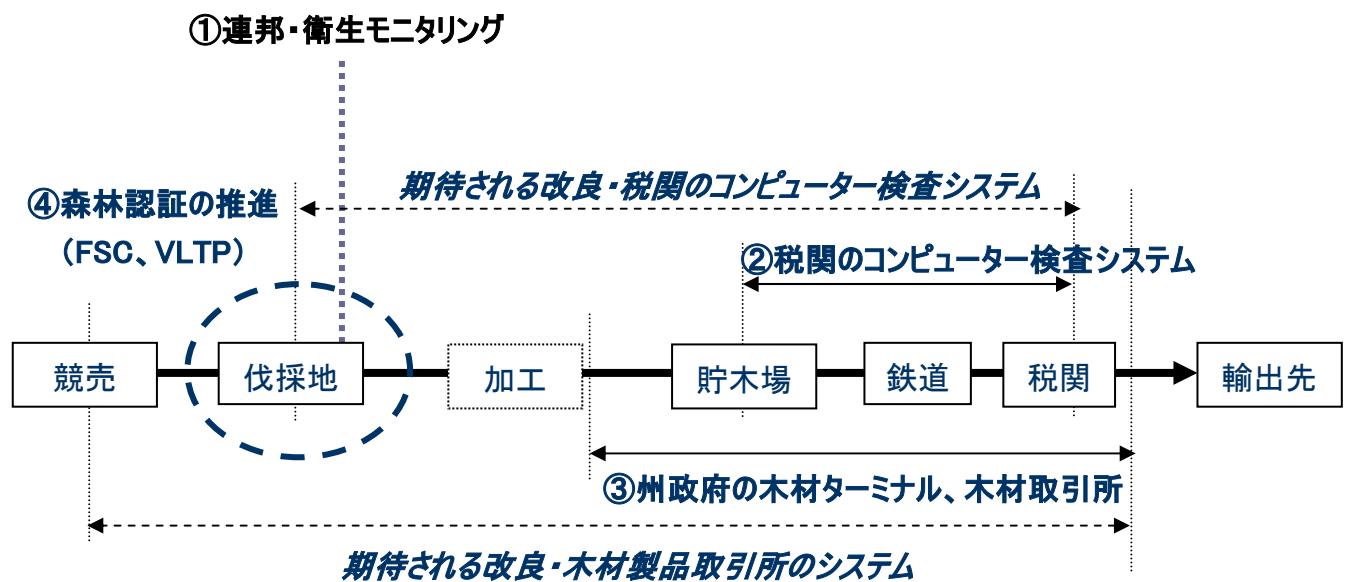


図 5-1 イルクーツク州における違法伐採対策の取組み

上記図表に示したチャートに従い、各取組みの課題を以下に抽出する。

① 連邦森林局による衛星モニタリング

皆伐が主である同州において、大規模な伐採リースを有する業者による、1)伐採区の限界を超える伐採、2)伐採区内での伐採方法および森林管理上の違反、リースを持たない業者による、3)伐採地外での伐採などの明らかな違反は摘発できても、禁伐種の伐採、リース地又貸しによる違法材の流通など同州における違法材流通における主たる要因を解消することは不可能である。衛星、航空、人力という段階的な検証作業において実際の違法伐採取り締まりとしての機能を向上させるためには、州政府下に配属されたイルクーツク森林局下の森林管理・監督・保全・保護部による監督業務の強化が必要である。

② 税関のコンピューター検査システム

現在は、税関申告の簡易化とデータベース管理が主であり、バーコードを貼り付ける限られた数の輸出業者にしか利用されていないが、2008年2月1日にロシア連邦森林局において開催された、林業および森林利用に関するロシア連邦政府林産業発展委員会の作業部会で連邦森林局により提案された各地域の各森林利用者が個別の証明番号を持つことで税関ポイントまでの追溯性を確保しようとする取組みが実現すれば、機関協働により輸出までの流通経路が確保されることになる。しかしながら日本に輸出する木材の税関申告を考えた場合、イルクーツク州において申告せずに極東で行う場合が多いことから、特に仲介業者を通す木材貿易に関しては、当該のシステムによる検査を受けない場合がほとんどであろう。また、州政府が行う取組みとの整合性を図る必要もある。

③ 州政府の木材ターミナル、木材取引所

現在は、木材発送ポイントを絞ることによる違法材流入および流出の発生の抑制、木材取引市場の整備と相場額の設定においてはある程度の効果を生んでいるが、伐採証明書確認以外の遡及性確認の方法を持たないこと、中規模以下の業者が直接取引所に参加するための措置が取られていないことなどから、未だ同州における違法伐採材流通の根本的な解決策とは成り得ていないのが現状である。しかしながら、鉄道局や税関との協働の下、木材輸出のカギとなる鉄道沿いの発送ポイントの管理を進めているところでは、最も実際的な取組みである。第3章でも記したが、現在取引所において使用されている書類は、木材の合法性を証明する書類とはなっていないが、取引される木材の詳細、価格や参加する業者の納税者番号、国家登録番号などが記載されることから、これらを一括管理するデータベースの構築と、参加者（木材販売者）に提出が義務化されている伐採証明書類の情報をも一括管理し、取引所証明書に記載できれば、現在よりも木材の出所に関する遡及性、透明性は高まるものと思われる。今後は、中小企業参加の方策、当初の木材取引所が想定していたバーコード、タグによる伐採地からの遡及性確保が課題となるであろう。この遡及性確保が実現すれば、有効な合法木材調達システムとなり得るだろう。

④ 森林認証の推進(FSC、VLTP)

大規模な伐採リースを保有する業者、あるいは資金力のある業者を中心としてではあるが、少しずつ認証取得への動きが出ている。SGS社によるVLTP認証システムはあくまで、産地の合法性を検証するためのプログラムであることから、必ずしも伐採地における森林管理の十分さを保証するとは限らないという指摘は、ハバロフスク地方の例においてロシア国内のNGOから指摘されるところではあるが、イルクーツク州においては、伐採地外の流通を規制する取組みが極東よりも遙かに発展していることから、こうした森林認証システムの推奨、普及は、伐採に従事する業者の森林管理の質を段階的に向上させるという観点からは非常に重要になってくるだろう。また別の側面としては、連邦機関および州政府機関による取組みが主な同州において、第三者による監査が入り込む機会の創出は、合法木材調達へ向けた公正な視点を確保することへもつながる可能性を産むであろう。

イルクーツク州のスタンダード

上記①～④に記載した課題をクリアした場合、イルクーツク州からの木材調達における合法性を担保し得る証明書を発行できるのは、③木材取引所になるであろう。しかしながら、伐採地内における森林管理上の違反行為をも防止するためには、④の森林認証への取組みを開始するなど、業者自体の施業の質を上げる必要性が残る。これには、第2章において言及されたWWFの後援により創設されたGFTNの「責任ある林産業者協会」への加盟も効果的であるだろう。

既存の取組みの効果をそれぞれ縫合することで木材生産・流通における合法性を担保する可能性は非常に高い。しかしながら、その際の課題としてもうひとつ重要であるのは、書類関係の統一あるいは同期であろう。第1章、第3章において引用したように税関書類、取引所書類はそれぞれに多様、複雑であるが、現状の州政府を中心とした各機関の協力体制の下、輸出に際した最終書類として③、④の同期を図り、これに伐採地での合法的な森林管理を証明する書類を添付するという方向も考えられる。その場合、課題として残るのは、繰り返しになるが伐採地での施業の合法性担保であろう。

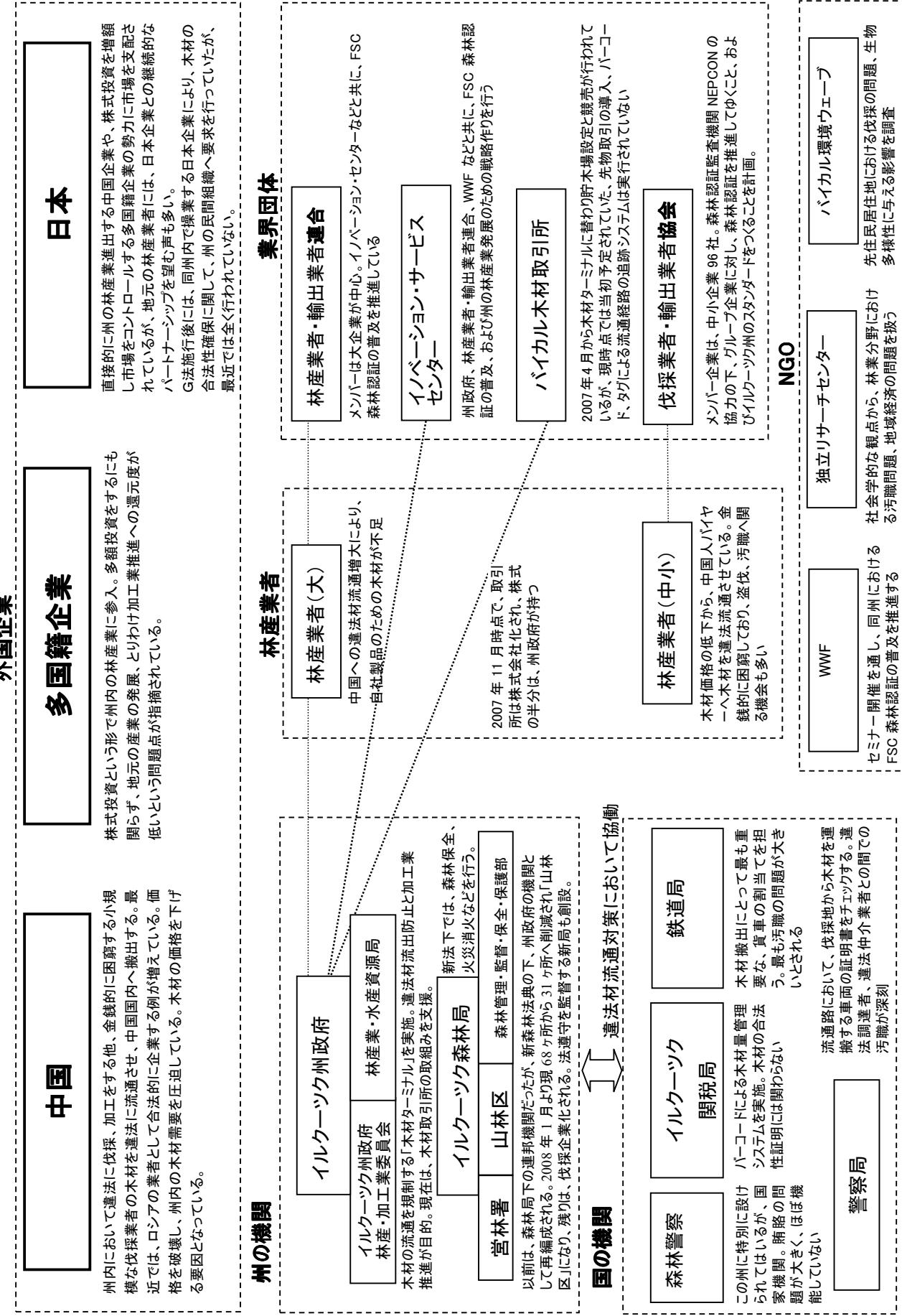
本稿第4章において言及したように森林法改定に伴い林政の主体が地方へ移った現状を考慮した場合、上記の図に示した「期待される改良・木材製品取引所のシステム」として、伐採地の合法性も州政府機関が中心となり確保する可能性がある。イノベーションセンターのコロリヨフ氏、東シベリア伐採業者・輸出者協会のカリニチエンコ氏へのインタビューからも明らかであるが、連邦レベルでの違法伐採対策が、州特有の問題を解決するに及ばない現状において、州に特化した森林管理基準であるイルクーツク州スタンダード

を策定することが急務であると同時に同州における違法伐採問題緩和のためには必然であるだろう。同州の取組みの現状からも明らかであるが、このようなスタンダード策定のためには、州政府や大規模な林産業者が中心となるだけでは不十分であり、現地の小規模な業者や NGO、木材調達国側をも含めた検討会の機会が不可欠である。そのような機会を通すことで、上述の課題が実行へ移される可能性も生じてくるだろう。

参考文献

- 「2006-2015年イルクーツク州林業セクター発展構想」イルクーツク州政府、2006
- 「木材・建材ウイクリー」日刊木材新聞社、2006
- 「WWF ロシアによる違法伐採対策の一環としての木材出所追跡システム」WWF ロシア、2007
- 「シベリア連邦管区における違法伐採対策」ウラソワ G.L.、シベリア連邦管区森林局長補佐、ノヴォシビルスク、2007
- 「ロシアにおける違法伐採問題克服へ向けた大規模木材産業ホールディングの環境的責任をもった共同政策の影響。公開型株式会社イリムシプレス社における違法木材調達対策」イパテンコフ V.V.、公開型株式会社イリムシプレス社長代行、2007
- 「木材貿易の合法性確保に関するイルクーツク州関税局による試み」カラソフ A.P.、イルクーツク州担当国家関税監査官、イルクーツク、2007
- 「シベリアおよび極東における中露木材貿易と違法調達木材」WWF ロシア、2006
- 「合法調達へ向けて 国ごとの手引き 木材の出所の合法性定義に関する実践的ガイドブック」WWF ロシア、モスクワ、2007
- 「2007年9月1日時点での森林関連領域における権限委譲の実現に関するロシア連邦の政府機関による活動」ロシア連邦森林局、2007
- 「チャイナ・ウッド」中国林産貿易、2007
- 「木材新聞」2008年1月8日付
- 「木材利用におけるインフォーマル経済」I.オリムピエワ、O.パチェンコフ、Z.ゾロヴィヨワ編、モスクワ、モスクワ・パブリックサイエンス財団、2005
- 「伝統的自然利用地区におけるロシア北方少数民族の権利」//『慣習法および法的多元主義』(慣習法および法的多元主義に関する第8回国際会議記録) A.N.ヤムスコフ、編集責任者:N.I.ノヴィコワ、V.A.チシュコフモスクワ、1997

添付資料1. イルクーツクの関係機関概略図



林野庁補助事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
ロシア東シベリア地域イルクーツク州における
違法伐採対策調査報告書

2008年（平成20年）3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0004 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

Tel03-3580-3215 Fax03-3580-3226

URL <http://www.zenmoku.jp>